

文部科学省所管独立行政法人の見直し素案

見直し素案の内容一覧表.....	1	防災科学技術研究所.....	1 1 0
国立科学博物館.....	1 1	国立特殊教育総合研究所.....	1 2 4
大学入試センター.....	2 6	国立国語研究所.....	1 3 7
国立オリンピック記念青少年総合センター ...	3 4	国立美術館.....	1 4 8
国立青年の家.....	4 9	国立博物館.....	1 6 3
国立少年自然の家.....	5 8	文化財研究所.....	1 7 7
国立女性教育会館.....	6 7		
物質・材料研究機構.....	7 9		
放射線医学総合研究所.....	9 4		

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		文部科学省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置(又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	その他
国立特殊教育総合研究所	特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	研究活動				特殊教育に係る政策的重要な高い研究及び教育現場等の喫緊課題に特化して重点化するとともに、年限を設け、逐次見直す。
		研修事業		長期研修については、特殊研の研究活動に参画する研究員制度(仮称)に転換。		その他の研修についても指導的な立場に立つ教職員等を対象とした研修に重点化する。
		教育相談活動				地方公共団体等においては、困難な希少事例等についての教育相談に重点化。国内外の教育相談の成果の整理・分析及びデータベースを構築。
		情報普及活動				障害のある子どもの教育に係る総合的な情報提供体制の充実。
		国際交流活動				関係機関に対して、特殊教育に係る国内外の情報を総合的に提供。各国における特殊教育の発展への支援など、国際機関等との連携を通じ、国際的な貢献を果たす。
大学入試センター	特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	大学入試センター試験				大学入試センター試験の実施方法の効率化。質的保証及びサービスの向上。
		入学者選抜方法の改善に関する調査研究				喫緊のテーマ及び重要課題に重点化。調査研究の活性化。法科大学院の適性試験に関する調査研究の成果の反映。
		入学志願者の進路選択に資する大学に関する情報提供	○大学等が行っている情報と類似又は重複しているものは廃止し、精選。			高等学校関係者を対象に実施しているセミナー等の統合・整理。

国立オリンピック記念青少年総合センター	事業の重点化・戦略化に伴う見直し。 事務の集中化・一元化や業務の外部委託の一層の促進。 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	青少年教育関係者等に対する研修等の主催事業	公立の施設に普及している事業等を廃止。			国の政策課題に対応する事業、先導的・モデル的な事業、国際交流事業といった、青少年教育のナショナルセンターとしてふさわしい事業に重点化・戦略化を図る。 地方公共団体(青少年行政部局)や全国の青少年団体等への成果の普及を充実させるため、プログラムの事例を紹介するデータベースの整備・拡充を行う。
		青少年教育関係者等の受入れ事業				より教育的効果の高い受入れとする観点から、国の政策課題に合致したプログラム等、一定のねらいをもったプログラムを行う団体の利用を優先する。 利用団体がより効果的にプログラムを実施できるよう、専門職員等による直接的な指導の推進、利用の参考となるモデルプログラムの作成・提供の拡充等、利用団体への指導・助言等の改善を図る。
		青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進に関する事項(連携・協力事業)				青少年教育施設・団体等がより緊密に連携・協力できるよう、青少年団体のネットワークづくりを推進し支援の充実を図る。 ホームページの整備などにより、情報の交換・共有化を図る。
		青少年教育に関する専門的な調査及び研究に関する事項(調査研究事業)				青少年の現代的課題に対し効果的に対応できるよう、青少年教育施設や関係団体等が行う様々な活動の充実に役立つ実践的な調査研究を実施する。
		青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付に関する事項(助成事業)				より一層の事業の公正性を高めるとともに、効果的な助成を実施する観点から、外部有識者等の意見を取り入れつつ、助成した活動の成果や効果の把握を引き続き実施し、改善を図る。

国立女性教育会館	特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。 宿泊料金や研修施設使用料金等の自己収入の増加。	研修事業	地方公共団体が行う必要性が高い事業については、廃止し、原則として地方に委ねる。			<p>研修事業については、全国の女性教育指導者層の資質・能力の向上を図るための研修。</p> <p>女性教育に関する喫緊の課題(少子高齢化、DV等)に関する研修。</p> <p>国際協力・連携に資する研修に重点化。</p> <p>地方公共団体が単独で行った場合に、実施が困難なものについては、受託事業として実施。</p> <p>研修方法等については、参加型プログラムや、民間ノウハウを活用した研修プログラムの推進。</p> <p>研修成果の還元方策の明確化等により事業の合理化・効率化を図る。</p>
		調査研究事業				<p>調査研究事業は、女性教育の振興に関する基礎的調査研究、研修方法等の改善に資する学習プログラム調査研究に重点化する。</p>
		情報事業				<p>情報事業は、女性教育に関する調査研究成果に関する情報、国内外の女性教育に関する行政資料等の情報のうち、地域レベルでは収集が困難な情報に重点化する。</p> <p>関係機関・団体等とのデータベースの共同構築により事務の合理化を図る。</p>
		交流事業				<p>交流事業の範囲を国内外の女性教育指導者等に対象を焦点化。</p>
		受入事業				<p>利用者にとって満足度の高い研修プログラムの提供・支援による質的向上。</p> <p>民間委託の範囲を利用受付・案内、施設使用料徴収、宿泊施設の維持に関する業務に拡大する。</p>

国立青年の家	事業の重点化・戦略化に伴う見直し。 各施設の業務の実態を踏まえた職員の機動的な配置等。 事務の集中化・一元化や業務の外部委託の一層の促進。	青年の団体宿泊訓練に関する事項(主催事業)	公立の施設に普及している事業等を廃止。			社会奉仕体験(ボランティア活動)や環境教育・環境学習に対応した事業等、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した事業に重点化・戦略化を図る。 公立の施設への成果の普及を充実させるため、国立青年の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充等を行う。
		青年の団体宿泊訓練に関し、青年教育指導者の研修に関する事項(主催事業)	公立の施設に普及している事業等を廃止。			公立の青年教育施設の職員をはじめ、学校教職員や青年団体指導者に対し、効果的な研修事業を広域的に実施するため、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した研修事業に重点化・戦略化を図る。 公立の施設への成果の普及を充実させるため、国立青年の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充等を行う。
		青年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、青年の団体宿泊訓練についての指導及び助言に関する事項(受入れ事業)				より教育的効果の高い受入れとする観点から、国の施策課題に合致したプログラム等、国の青少年教育施設としてふさわしい一定のねらいをもったプログラムを行う団体の利用を優先する。 利用団体がより効果的にプログラムを実施できるよう、専門職員の研修の強化、専門職員等による直接的な指導の推進、活動の最後に行う指導や活動の検証の充実といった、利用団体への指導・助言等の改善を図る。

国立少年自然の家	事業の重点化・戦略化に伴う見直し。 各施設の業務の実態を踏まえた職員の機動的な配置等。 事務の集中化・一元化や業務の外部委託の一層の促進。	少年の団体宿泊訓練に関する事項(主催事業)	公立の施設に普及している事業等を廃止。			「総合的な学習の時間」や環境教育・環境学習に対応した事業等、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した事業に重点化・戦略化を図る。 公立の施設への成果の普及を充実させるため、国立少年自然の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充等を行う。
		少年の団体宿泊訓練に関し、少年教育指導者の研修に関する事項(主催事業)	公立の施設に普及している事業等を廃止。			公立の少年教育施設の職員をはじめ、学校教職員や少年団体指導者に対し、効果的な研修事業を広域的に実施するため、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した研修事業に重点化・戦略化を図る。 公立の施設への成果の普及を充実させるため、国立少年自然の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充等を行う。
		少年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、少年の団体宿泊訓練についての指導及び助言に関する事項(受入れ事業)				より教育的効果の高い受入れとする観点から、国の施策課題に合致したプログラム等、国の青少年教育施設としてふさわしい一定のねらいをもったプログラムを行う団体の利用を優先する。 利用団体がより効果的にプログラムを実施できるよう、専門職員の研修の強化、専門職員等による直接的な指導の推進、活動の最後に行う指導や活動の検証の充実といった、利用団体への指導・助言等の改善を図る。

国立国語研究所	特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	国語の研究事業				国語及び国民の言語生活について迅速かつ的確な実態把握を行うため、研究課題を新たな観点から整理する。
		日本語教育の研究事業				研究課題の対象が拡散している点を見直し、母語、学習目的に応じた日本語教育内容を策定する研究事業に重点化する。
		日本語教育研修				日本語教育研修の枠組みを再編成し、中核的な日本語教師の育成を目的とした研修に重点化する。
		情報収集・発信事業				日本語に関する情報収集の範囲の拡大、収集方法の改善を行い、情報発信を強化する。
国立科学博物館	特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。 機動的な研究体制の構築。	標本資料の収集保管事業				標本資料の収集については、新たな資料収集システム及び資料情報ネットワークを構築し充実。
		調査・研究事業				研究基盤充実のために、外部資金の拡充及び後継者養成を充実。新たな課題に対応するため研究組織の再構築と、大学等との連携、人事交流を戦略的に実施。
		展示・教育普及事業				他の科学博物館の先導的モデルとなる活動の充実、企業等との共催による事業の実施や入場料等の見直しによる自己収入の増を図る。
		国内のナショナルセンター機能を果たす事業				新たな資料収集保管方針や登録制度により、効率的な資料収集に資し、研修・連携教育事業については真にナショナルセンターとして必要な事業に重点化。
		国際的な役割を果たす事業				国際的な共同研究の充実とアジア諸国の博物館との連携及び技術支援を強化。

物質・材料研究機構	<p>研究開発領域を重点化した上で、引き続き実施。</p> <p>研究開発の重点化に伴い、研究ユニット、事務体制の見直しを適切に実施。</p> <p>特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。</p>	ナノ物質・材料				物質・材料研究の中で、特に重要性が高く、機構が高い実績とポテンシャルを有しているナノテクノロジーを用いた物質・材料研究に大幅に重点化。
		環境エネルギー材料		より実用性の高い成果を生む観点から、環境・エネルギー材料と安全材料を統合し、機構が高い実績とポテンシャルを有しているものの中で、社会的ニーズが高いものに厳選して実施。		
		安全材料				
		研究基盤・知的基盤の構築				目的を達成した業務について終了した上で、知的基盤など国の中核機関として取り組むべき業務に特化して引き続き実施。
		施設及び設備の共用				世界トップレベルの機能を有する強磁場施設等の大型施設・設備を外部利用に解放するなど、一層の共用化を促進し、引き続き実施。
		研究者・技術者の養成と資質の向上				大学院生等の研修生の積極的な受け入れなど研究者・技術者の養成を、引き続き実施。
		その他の事業(研究開発情報の収集等)				研究開発情報の収集、分析及び発信機能を強化し、産学官のコーディネート機能を充実させるなど必要な強化を図った上で実施。

防災科学技術研究所	事業の重点化に伴う効率的、効果的な組織形態の見直し。 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	地震災害による被害の軽減に関する研究				防災分野の中で特に重要性が高く、防災研が高い能力を有している地震災害による被害の軽減に関する研究領域の取組みに重点化。
		火山災害による被害の軽減に関する研究開発				政府としての火山観測に必要な業務について引き続き実施。
		気象災害、土砂災害等による被害の軽減に関する研究	技術の進歩により必要性が相対的に低下したり、所期の目的を達成した施設について廃止。			シミュレーションやリスクマネージメントなどの社会的要請の高い研究に重点化。
		施設及び設備の共用				施設・設備の一層の共用化の促進。
		研究者・技術者の養成と資質の向上				大学院生、研修生等の積極的な受け入れなど研究者・技術者の養成を、引き続き実施。
		その他の事業(防災科学技術に関する国内外の情報・資料の収集・提供等)				国内外の防災科学技術に関する資料の継続的な収集及びデータの蓄積、要請に応じた職員派遣による研究開発への協力、自然災害発生時の緊急調査のための職員の派遣等の業務について継続。

放射線医学総合研究所	研究課題の重点化による研究体制の見直しを行う。 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	放射線先進医療研究		民間への技術移転が進展するなど、目的を達成した研究を終了した上で、より成果が見込まれる研究の効果的・効率的実施のため、3つの研究領域を見直し、統合。		放射線の医学利用研究の中核機関として、社会的要請が高く、放医研が高いポテンシャルを有する「放射線を用いたライフサイエンス研究(重粒子線がん治療・分子イメージング、ゲノム研究)」に重点化。
		放射線感受性遺伝子研究				
		放射線人体影響研究		目的を達成した研究を終了し、社会的要請が高く、政策上も重要な研究を精選して、2つの研究領域を整理・縮小し、統合。		放医研が高いポテンシャルを有し、政策上も重要な「放射線安全・緊急被ばく医療研究」に重点化。 「放射線・安全規制に対する支援・協力業務」の効果的・効率的な実施。
		放射線障害研究				
		施設及び設備の共用				体制の整備等、事務及び事業の合理化・適正化を行う。
		研究者・技術者等の養成及び資質の向上				社会的要請が高く、放医研が高いポテンシャルを有する放射線医学、緊急被ばく医療等の人材育成に重点化。
		その他行政のために必要な業務(緊急被ばく医療対応、安全規制への協力等)				行政ニーズに基づく放射線・安全規制に対する支援・協力業務を効果的・効率的に実施。
国立美術館	柔軟な組織運営を行い事務の簡素化を推進。 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	美術に関する作品の収集・保管及び展示				現代の芸術活動への支援に資する内容に重点化。 展示については、国内外の美術館等と連携した秀品の巡回展示に重点化。
		美術に関する作品の調査研究				現代の芸術活動への支援に資する調査研究の質の向上。 外部資金のさらなる獲得。
		美術に関する作品通じた教育普及				感性を豊かにする心の教育の拠点として、主として児童生徒を対象に重点化。 ナショナルセンターとして、関係機関との連携・協力体制の強化。
		国立美術館のその他の来館者サービス				質の高いサービス提供を目指し、関係機関との連携・協力体制の強化。 外部委託の推進による業務の効率化。

国立博物館	柔軟な組織運営を行い事務の簡素化を推進。 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	有形文化財の収集・保管及び展示				グローバル化に対応し、我が国の歴史、伝統、文化の普及に重点化・戦略化。 外国人に対する日本の理解の増進による、国際文化交流の促進。
		有形文化財の調査研究				広く我が国の歴史、伝統、文化の普及に資する調査研究に重点化・戦略化するとともに、質を向上。 外部資金のさらなる獲得。
		有形文化財を通じた教育普及				我が国の歴史、伝統、文化の普及に重点化。 ナショナルセンターとして、関係機関との連携・協力体制の強化。 外部委託の推進による業務の効率化。
		国立博物館のその他の来館者サービス				質の高いサービス提供を目指し、関係機関との連携・協力体制の強化。 外部委託の推進による業務の効率化。
文化財研究所	既存組織の整理・統合。 柔軟な組織編成と事務の簡素化。 機動的な業務態勢の編成。 任期制研究員の積極的な導入。 特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	文化財に関する調査・研究				文化財保護行政において重要性・緊急性の高い調査・研究の重点的な実施。 文化の保存・修復に関し、継続的な国際協力を行える体制とネットワークの整備・構築。
		調査・研究に基づく資料の作成・公表				研究成果を公表する一般公開施設の活性化。
		文化財に関する情報・資料の収集・整理・提供				ナショナルセンターとしての国内外の関係機関との連携強化。 文化財の保存・修復に関し、継続的な国際協力を行える体制とネットワークの整備・構築。
		文化財に関する研修等				他機関が実施する研修との連携協力を図るとともに、地方公共団体等では実施し得ない、指導者層を主たる対象とした、先端的かつ高度なものとなるよう内容を見直す。また、期間の短縮化を図る。
		文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する援助・助言				ナショナルセンターとしての国内外の関係機関との連携強化。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人国立科学博物館						文部科学省			
沿革	明治10年1月 文部省所轄の「教育博物館」として設置 明治14年7月 「東京教育博物館」と改称 大正10年6月 「東京博物館」と改称 昭和6年2月 「東京科学博物館」と改称 昭和24年6月 文部省設置法により「国立科学博物館」設置 昭和37年4月 「自然史科学研究センター」の機能を附加 平成13年4月 「独立行政法人国立科学博物館」発足									
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）						
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）							
	4人	2人	2人	147人						
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	平成17年度（要求）		
	一般会計	2,869	一般会計	2,885	一般会計	3,086	一般会計	4,034	一般会計	7,307
	特別会計	0	特別会計	0	特別会計	0	特別会計	0	特別会計	0
	計	2,869	計	2,885	計	3,086	計	4,034	計	7,307
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>業務運営の効率化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度1%の業務の効率化 毎年度達成。 【平成13年度：約1.19%削減，平成14年度：1.06%削減，平成15年度：1.13%削減】 <p>国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに展示面積6000㎡程度確保 平成16年度に達成予定。 ・ 平成17年度には100万人以上の入館者 平成15年度に約109万人を達成。（1,088,652人） ・ 前年度比5%増の資料収集【平成15年度：約1.1%増】 量的な面では目標に達してはいないものの，資料は研究の成果として収集されたものであり，その質は極めて優れているとの評価を受けている。 なお，量的側面よりむしろ質的側面を重視した指標へと見直しするよう評価委員から指摘されている。 ・ 平成17年度までに標本資料の電子情報化150万件 達成の見通しがたっている。 【参考：平成13年度 852,172件，平成14年度 995,584件，平成15年度 1,165,689件】 									

- ・ 特別展：毎年1回，60～90日程度，特別企画展：毎年1回，40～90日程度，企画展：毎年5～9回程度実施
毎年度達成
 - 【平成13年度 特別展：2回・92日，特別企画展：2回・138日，企画展：9回】
 - 【平成14年度 特別展：1回・58日，特別企画展：1回・34日，企画展：12回】
 - 【平成15年度 特別展：4回・288日，特別企画展：2回・27日，企画展：10回】
- ・ 平成17年度には45000人の教育普及活動総参加者数 平成15年度に約50,000人を達成。(50,656人)
- ・ 平成17年度には60万件以上のホームページアクセス件数 平成15年度に約96万件を達成。(956,778件)
- ・ ボランティア研修の年2回実施 毎年度達成。【平成13年度：5回，平成14年度：3回，平成15年度：3回】

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立科学博物館	文部科学省
事務及び事業名	標本資料の収集保管事業（ナショナルコレクションの構築）	
事務及び事業の概要	国内外から広く自然史及び科学技術史に関する資料を収集し，標本化，アーカイブ化し，それらを人類共有の財産として系統的に永久に保管し，かつ国内外の広範な活用に供する事業。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>標本資料の収集保管事業の戦略化によるナショナルコレクションの格段の充実 新たな資料収集システムの構築による標本資料の蓄積 ナショナルコレクションの格段の充実のため，大学などが研究に利用した標本資料を体系的に収集する資料収集システムの構築を目指す。現在，日本学術会議に働きかけ，その具体的な方途を検討中。 新たな資料情報ネットワークの構築による資料情報の蓄積 国立科学博物館が中心となり，各地の科学系博物館・大学等を結ぶ資料情報ネットワークの構築に着手し，その実現を図るとともに，ポータルサイトとしての機能を果たし，これによりナショナルコレクション等の構築と国内外の活用に資する。 なお科学技術史に関する資料については，全国の科学系博物館の役割分担のもとに，各館が重点的に収集・保管すべき資料を決めて，効率的・効果的に資料の蓄積を行うこととする。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>自然環境の激変や科学技術の急速な発展など，人々をとりまく環境が劇的に変化している中で，人類共有の財産である標本資料を収集し，将来の人々のために永久に保管することは，我が国における科学系博物館の中核的な拠点である国立科学博物館に課せられた重要な責務であり，博物館相互間の国際的な信頼と協力関係の上に課せられた責務である。</p> <p>標本資料を収集するにあたっては，「国立」の科学博物館として国内外に認知，信頼されていることが非常に重要であり，そのことによって国内外の標本資料の寄贈，委託，貸出を受け，充実したコレクションの構築が可能になっている。</p> <p>地方や民間の博物館でこのような大規模な標本資料を保管すること，あるいは国内外から標本資料を収集し，格段の充実を図ることは，財政的にも組織面から見ても困難であり，コレクションの散逸や標本資料収集の停滞などの事態を招くおそれがあり，国の関与が不可欠である。</p>	

現在，国立科学博物館では，地球と宇宙の歴史に関するものから，生命の進化と多様性，科学と技術の進歩の歴史に関するものまで，330万点を超える標本資料を保管しているが，欧米諸国を代表する科学系博物館と比較して甚だ貧弱な状況にある。

以上のことから，国立科学博物館においては，標本資料の収集保管事業の戦略化によってナショナルコレクションの格段の充実を図るような措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立科学博物館	文部科学省
事務及び事業名	調査・研究事業（自然史・科学技術史の総合的・組織的研究）	
事務及び事業の概要	分類学を中心に，動物，植物，岩石・鉱物，古生物といった自然史全般と人類史，さらに科学技術史を統一的視点から総合的にとらえる研究を実施する事業。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>外部資金の拡充</p> <p>国立科学博物館の有する資料や人材を活用し，科学研究費補助金等の競争的資金の充実を図るとともに，受託研究の推進や資料の同定に伴う収入の充実を図る等，外部資金の拡充に努める。</p> <p>生物多様性研究資源の保存プロジェクトの立ち上げ</p> <p>生物多様性研究に資するために，様々な生物の標本，DNA，組織標本を統括的に保存し，研究する。</p> <p>後継者養成の充実</p> <p>他の機関での養成が困難になっている分類学や系統学を中心とした研究人材の養成の充実を図るため，後継者養成機能を充実する目的で，連携大学院の拡充や特別研究生の増員などを行う。</p> <p>機動的な研究組織の構築による研究活動の充実</p> <p>例えば，自然と人の営みを概観し，自然史とそれにつながる人の歴史を通観できるような新たな観点での研究を行い新たな知見を創出するため，現在の研究組織を，機動的に新たな研究に対応可能な組織に見直すとともに，大学等との人事交流を戦略的に実施する。</p> <p>大学等との連携による新たな知見を創出する実証的研究の強化</p> <p>ナショナルコレクションの構築に資し，新たな知見を創出する分野横断的で組織的な実証的研究を行うため，大学等の他機関と連携を拡充する。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>国立科学博物館は，自然史や科学技術史に関する資料を収集・標本化しつつ，それらに基づく実証的研究を行っている。このような基礎的な研究は，当該研究分野の発展に不可欠であるばかりでなく，他の研究分野や社会にとっても重要である。例えば自然環境や科学技術の在り方に対して貴重な知見を提供し，その発展に大きな貢献をしている。</p> <p>その意味で，国立科学博物館の研究は，科学技術創造立国を目指し，また生物多様性の保全とその持続可能な利用という国家戦略を支える研究として重要である。</p> <p>また，大学等における自然史科学に関する総合的な研究の取組が困難になりつつある中で，国立科学</p>	

博物館は、日本を代表する博物館として国際的な共同研究に参画するなど、我が国の当該研究の中核的役割を果たしている。例えば「日本列島の自然史科学的総合研究」「西太平洋における島弧の自然史科学的総合研究」等の研究は、長期に渡るプロジェクトであり、大学とは異なり、多様な分野の研究者を擁する国立科学博物館においてこそなし得る研究活動である。これらの研究はナショナルコレクションの構築に資するのみならず、他の研究分野に対しても新たな知見を提供している。

このような調査研究は、国立科学博物館の持つナショナルコレクション及び研究成果の蓄積と、充実した研究組織があってこそ可能となるものであり、仮に当該事業の地方移管又は民営化を行った場合、これと同様の内容、規模、質及び継続性を確保していくことは困難となり、ひいては、当該調査研究の衰退のみならず、それを基盤とする自然科学の全体の発展に大きな影響を与えることとなる。このため、当該事業については引き続き国立科学博物館がその役割を担っていく必要がある。

他方、国立科学博物館には、大学等における個々の研究組織では十分な対応が困難な、例えば環境等の分野横断的な課題に対して、新たな知見を提供していく機能を強化していくことがより一層求められている。また、国立科学博物館が従来から取り組んでいる自然史・科学技術史の研究については、大学等で当該分野の研究への取組が困難になっている状況に鑑み、我が国への国際的な期待にも応えうる安定した研究基盤をつくる必要がある。

また、生物多様性の解明には遺伝学的研究が必須のものとなりつつある中、遺伝子情報のデータベースには、研究に用いた生物の標本情報が保存されていないため、同定を確認できないという課題を抱えている。

現在、標本資料、DNA、組織標本を総合的に保管する研究機関は未整備であり、豊富な標本資料を持つ国立科学博物館においてその標本資料をもとにし、標本情報と遺伝子情報を統括的に保管し、生物多様性研究に資する役割が期待されている。

以上のことから、国立科学博物館の調査研究事業においては、新たな課題への積極的な対応をするために、生物多様性研究資源の保存プロジェクトの立ち上げ、大学等他機関との連携の拡充、機動的な研究体制の構築を行うとともに、研究基盤充実のため後継者養成の充実と外部資金の拡充といったような措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立科学博物館	文部科学省
事務及び事業名	展示・教育普及事業（国内最大規模の展示・教育活動）	
事務及び事業の概要	<p>ナショナルコレクションを用いて、研究者を組織的に活用し、展示・教育活動を行い、専門的な調査研究と国民との間の橋渡しの役割を果たす事業。</p> <p>具体的には、展示活動については、新たな展示手法の開発や、特別展や最新の研究成果を活かした企画展を年間を通じて実施している。教育活動については、先導的な教育プログラムの開発や、体験的な活動を中心に理解の程度に応じた体系的な教育プログラムを年間を通じて実施している。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>ナショナルコレクション及び研究組織の効果的・効率的活用による展示・教育活動の充実</p> <p>他の科学系博物館に対する指導的役割を果たすべく、先導的モデルとなるような展示・教育活動の開発に重点的に取り組む。また、科学技術創造立国、環境重視の先駆的國家の実現のため、環境問題や現代的課題について適切に対応するとともに、新たな学術的発見についてもわかりやすく国民に説明できるような展示・教育活動が展開できるよう、機動的な取組を充実する。</p> <p>企業・大学等との共催による多彩であり、かつ効率的な事業の実施</p> <p>特別展や企画展、教育活動等について、多様な視点を導入することで多彩な事業の実施を可能にし、かつ経費の削減を図るために、企業、大学等の他機関の人的・物的支援を得る共催事業を積極的に推進する。</p> <p>自己収入の増</p> <p>入場料について、展示機能の充実等を踏まえ、適切な入場料について検討し、あわせて特別展等の計画的な開催、戦略的なテーマ設定、企画展の定期的な開催などにより、入場者増を図る。また、教育普及事業については、受益者負担の観点や、博物館法の趣旨などを勘案し、成人を対象とした教育プログラムの有償化等について検討し、自己収入の増に努める。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>青少年の理科離れや科学人材育成の充実が指摘される中で、科学技術創造立国のため、国立科学博物館は広く国民の科学リテラシーの涵養を図ることが求められている。</p> <p>国立科学博物館はナショナルコレクションを用いて、研究者を組織的に活用し、質・量ともに国内最大規模の展示・教育活動を行い、科学リテラシーの向上に重要な役割を果たしている。これは、長年にわたる国の適切な関与による標本資料の収集とそれに基づく研究成果の蓄積が展示・教育活動に有効かつ適切に活用されている結果である。</p>	

このようなナショナルコレクションを用いた展示活動や教育活動は、標本資料の意味を知り、それに基づく実践的研究に通じた研究者が、何をどのようにわかりやすく伝えるかを十分に検討し、展示・教育活動を企画し、実施することが必要である。仮に当該事業の民营化を行った場合、調査研究活動と展示・教育活動を切り離すこととなり、国立科学博物館の調査研究活動から切り離された展示・教育活動は、本来の成果を期待できなくなる。また、国立科学博物館がこれまでに蓄積してきた知的資源、及び現在有する人的・物的資源の効果的、効率的な活用の観点面からみても、損失が極めて大きい。このため、当該事業については引き続き国立科学博物館がその役割を担っていく必要がある。

他方、科学系博物館は、今後一層国民の科学リテラシーの涵養を図るための役割が求められていることから、国立科学博物館は従来以上に具体的な展示・教育活動を通じて、他の科学系博物館のモデルとなるような先導的な展示・教育活動の開発・普及に取り組むことが必要である。

なお、昭和61年に全国の科学系博物館に先駆けて導入した、教育ボランティア制度は、展示・教育活動の充実に大きな成果をあげているが、制度自体が既に十数年が経過しており、その間に利用者のニーズが多様化・高度化してきている。これらのニーズに適切に対応するために、またボランティアの知識・経験・適性等に応じて意欲を持って活動ができる環境を整えるために、教育ボランティア制度の改革が必要である。具体的には、主として青少年等の体験学習を支援するボランティアや、展示室において専門的な解説を行うボランティア等を設けることが必要とされている。

また、国立科学博物館の入場料については、ユネスコ勧告や博物館法の趣旨を踏まえ、従来より低廉な額で維持をし、教育普及事業における参加費等も徴収していないが、独立行政法人の運営として、受益者負担の観点や展示機能の充実等を踏まえ、自己収入の増加と経費の節減の方策を検討する必要がある。

以上のことから、国立科学博物館の展示・教育普及においては他の科学博物館の先導的モデルとなる展示・教育活動の充実、企業等との共催による事業の実施、自己収入の増を図るような措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立科学博物館	文部科学省
事務及び事業名	国内のナショナルセンター機能を果たす事業（我が国の科学系博物館への支援・助言）	
事務及び事業の概要	<p>具体の展示・教育活動を通じて、新たな展示・教育活動の手法の開発やボランティアの活用など先導的モデルの開発、標本資料の貸出、他の科学系博物館に対する指導的役割を果たす事業。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>先導的な事業の開発・普及</p> <p>国立科学博物館は、他の科学系博物館の参考となり利用可能となるようなモデル開発に重点的に取り組む。例えば、展示手法の開発や、学校との連携した教育事業のモデル、標本資料の収集保管指針の策定・周知などを行う。</p> <p>資料情報ネットワークの構築</p> <p>現在国立科学博物館では標本資料の他の博物館等への貸し出しを行っているが、さらに当館が中心となり、各地の科学系博物館・大学等を結ぶ資料情報ネットワークの構築に着手し、その実現を図る。</p> <p>なお科学技術史に関する資料については、全国の科学系博物館の役割分担のもとに、各館が重点的に収集・保管すべき資料を決めて、効率的・効果的に資料の蓄積を行うこととする。</p> <p>産業技術史資料の登録制度の創設</p> <p>産業技術史資料については、国立科学博物館において登録制度を創設し、運用することにより、登録された貴重な資料が、当該資料を保有する企業等において適切に保管・活用される仕組みを確立する。</p> <p>研修事業の重点化</p> <p>国立科学博物館は博物館等の職員等に対する研修事業について精査し、真にナショナルセンターとして実施すべき研修に重点化する。</p> <p>連携教育事業の見直し</p> <p>国立科学博物館が各地域の博物館に出向いて実施していた連携教育事業を見直し、国立科学博物館が中心となって、大学等の協力を得て、地域の博物館と共同して当該地域に応じた教育プログラムを開発する新たな事業を実施する。</p>	

事務及び事業について上記措置を講ずる理由

青少年の理科離れや科学人材育成の充実が指摘される中で、科学技術創造立国のため、科学系博物館は、広く国民の科学リテラシーの涵養に重要な役割を果たしていくことが求められている。国立科学博物館は、ナショナルコレクションとしての標本資料を収集・保管しており、これらの資料を生かして、地域の博物館の研究指導を行うとともに、展示・教育活動を通じて、地域の博物館に対してモデルとなるような事例を開発・普及していく必要がある。

また、科学技術の急速な発展や、自然環境の激変等、昨今の国民をとりまく環境が劇的に変化している中で、博物館が標本資料を蓄積し、後世に継承し、それに基づく調査研究を行い、それらの成果を広く普及することは、人々が過去を理解し、将来を展望するために不可欠であり、今度一層その役割は重要となっている。

国立科学博物館はナショナルコレクションの構築及び自然史・科学技術史研究の中心的存在として、標本資料の収集・保管・活用等における中核的役割と指導的機能を果たすことが求められている。このため国立科学博物館は標本資料の収集保管方針を策定するとともに、資料情報ネットワークを構築し、ナショナルコレクション等の充実と国内外のさらなる活用に資する必要がある。また、産業技術史資料は、産業構造の変化、生産現場の海外移転などによる散逸の危機に直面しているが、当該資料は次世代の産業技術の発展に重要な役割を果たすものであり、その適切な保存と活用のための登録制度を創設する必要がある。

国立科学博物館の他にこのような役割を果たせる組織はなく、仮にナショナルセンター機能について地方移管または民営化を行った場合、先導的モデルの開発・普及についてこれまでと同様の内容・規模や質、継続性を確保することや、資料情報ネットワーク等の構築が困難となる。これらの事業の充実が行われないと、全国の科学系博物館の事業内容の停滞や陳腐化をもたらす原因となり、科学系博物館の展示・教育活動全体の活動の停滞や水準の低下をもたらす虞がある。

このため、国内におけるナショナルセンター機能を果たす事業（我が国の科学系博物館に対する効果的な支援・助言）で、国立科学博物館のみがなしうる先導的モデル開発、ネットワーク機能の構築等については、引き続きその役割をさらに充実していく必要がある。

他方、事務事業の効率化を図るために、研修事業や連携教育事業については、国立科学博物館以外の主体に実施可能なものがないかを精査し、重点化や見直しを行っていくことが必要である。このため、これらの事業については、国立科学博物館でのみ事業の実施が可能なものに精選していく必要がある。

以上のことから、国立科学博物館においては、先導的モデルの開発や資料情報ネットワークの構築な

ど，他の博物館に対する支援，助言の充実に努めるとともに，研修事業や連携教育事業については真にナショナルセンターとして必要な事業に重点化するような措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立科学博物館	文部科学省
事務及び事業名	国際的な役割を果たす事業（我が国の科学系博物館の代表）	
事務及び事業の概要	諸外国との関係で、資料の登録、保管、国際的な資料の相互貸借、国際共同研究を実施するなど、国際的な博物館ネットワークにあって、アジア地域並びに日本を代表する博物館としての役割を果たす事業。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>国際的な共同研究の充実 国際的な共同研究を充実し、国際的なシンポジウム等の開催や外国人研究者の受け入れなどの充実を図る。</p> <p>アジア諸国の博物館との連携及び技術支援の強化 アジア諸国の博物館との連携を深め、また博物館の開設などにおける技術的な支援を積極的に行っていく。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>地球規模で取り組む必要のある課題が生じている中で、我が国は国際的に連携協力し、課題解決に取り組むことが求められている。例えば環境問題等については、各国の博物館や学術機関が国際的ネットワークを形成し、積極的に課題に取り組むことが重要であり、そのためには国際的な信頼の高い博物館等が従来以上に共同研究等を行う必要がある。</p> <p>国立科学博物館は、ナショナルコレクションの構築や自然史・科学技術史研究の中心的存在としてのこれまでの活動実績により、国内外から標本資料の寄贈、委託等を受け、また国際的な共同研究を担う博物館として国内外からの信頼を得ている。これらは国が適切に関与する「国立」の科学博物館であるからこそなし得ることである。</p> <p>そのような状況の中で、国の適切な関与がなくなった場合、我が国に対する貴重な標本資料の寄贈、委託、貸出に支障を生じる虞がある。</p> <p>また、国立科学博物館は、国際深海掘削研究計画におけるアジアを代表する微古生物標本資料センターとしての役割を果たすなど、国際的な学術研究の進展や地球保全のために積極的に国際共同研究を推進し、特に自然環境の変化の激しいアジア地域において調査研究を推進するとともに、アジア諸国の博</p>	

物館からの要請に応じ必要な技術支援を行っている。

このように、国立科学博物館は、自然史科学の研究においてアジア太平洋地域の中核的センターとしての役割を有しており、これらの地域における自然史系博物館活動の発展の上で先導的な役割を果たすことを国際的に期待されている。仮にこれらの活動が着実に実施されなければ、国際的な博物館連携による自然史科学研究等において我が国としての役割が果たせず、今まで培ってきた国際的信頼を失う虞がある。

以上のことから、国際的な共同研究とアジア諸国の博物館との連携及び技術支援について更に充実するような措置を講ずるものである。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立科学博物館	文部科学省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>当該法人の特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行 研究体制の見直し 自然史と科学技術史を総合的に捉える研究を行うために、より機動的な研究体制を構築する。</p>	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>科学技術創造立国を目指す我が国は、科学技術の戦略的重点化の一つとして、科学技術基本計画の中で、基礎研究を挙げているところであるが、国立科学博物館が行っている自然史・科学技術史研究についても、特に自然科学の基礎を支える研究として位置づけられる。</p> <p>国立科学博物館は、科学系博物館として日本で最も長い歴史と充実した組織を有しており、その蓄積された研究や展示教育活動の成果、収集保管している標本資料は国家の貴重な知的資源であり、また、同館の研究や標本資料の学問的価値、またそれを踏まえた国際的な連携協力関係及び所有する知的資源の国民への提供の実績は、高く評価されている。</p> <p>仮に地方移管又は民営化を行った場合には、以上のような内容、規模、質、継続性を確保することは困難であり、ひいては、それを基礎とする自然科学全体の発展に大きな影響を与えることとなる。</p> <p>一方、大学等における個々の研究組織では十分な対応が困難な、例えば環境等分野を横断した課題に対して、新たな知見を提供していく機能を強化していくことが一層求められている。</p> <p>このため、これらの機能をより有効に、適切に発揮するためには、大学等との積極的な人事交流や、機動的な組織体制の整備が不可欠である。</p> <p>【特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行】 現在、国立科学博物館は特定独立行政法人であるが、平成16年4月に国立大学法人は非公務員型となっており、研究者の大学との人事交流等を積極的に推進するためには、非公務員型によるメリットがあると考えられる。</p> <p>また非公務員型になることにより、事務職についても試験採用の原則によらない専門的知識・技能等を重視した職員の採用などが可能になり、企業や海外との円滑な人事交流が可能になると考えられる。</p> <p>以上のことから、国立科学博物館は特定独立行政法人以外の独立行政法人へ移行し、弾力的な人事制度の実現を図るような措置を講ずるものである。</p> <p>【研究体制の見直し】</p>	

国立科学博物館は、動物、植物、岩石・鉱物、古生物、人類、科学技術史といった分野を対象として、分野総合的、系統的な研究を継続的に行っている。

一方で、例えば、自然と人の営みを概観し、自然史とそれにつながる人の歴史を通観できるような新たな観点の研究を行い新たな知見を創出するため、現在の研究組織を見直し、機動的に新たな研究に対応可能な組織に見直す必要がある。

以上のことから、国立科学博物館は研究組織を見直し、機動的な研究体制を構築するような措置を講ずるものである。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人 大学入試センター		府省：文部科学省		
沿革	昭和52年5月 大学入試センター設置 平成13年4月 「独立行政法人大学入試センター」発足				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	2人	2人	0人	105人	
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）
	一般会計 385	一般会計 376	一般会計 309	一般会計 307	一般会計 1,576
	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0
	計 385	計 376	計 309	計 307	計 1,576
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>【業務運営の効率化に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う業務については、毎年度1%の効率化業務全体を見直し、毎年度達成（平成13年度：1.0%削減、平成14年度：1.4%削減、平成15年度：2.8%削減） <p>【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】</p> <p>センター試験に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> センター試験の円滑な実施 センター試験の業務（試験問題作成、輸送管理、試験の実施、成績提供等）について、危機管理を適切に行い、毎年事故なく確実に実施されている。 新学習指導要領に対応した平成18年度からのセンター試験の適切な実施 高等学校の新学習指導要領に対応した平成18年度センター試験の出題教科・科目の最終まとめを平成15年6月に決定・公表し、各大学・高等学校に周知するとともに、実施に向けての諸準備を進めるなど、適切かつ迅速な対応がなされているとの評価を受けている。 大学審議会答申（平成12年11月）における改善事項についての計画的な調査研究の実施 				

外国語リスニングテストの検討をはじめ、「年度内複数回実施」を除く5項目（総合問題、複数年度利用、資格試験的な取扱い、成績の本人開示、新学習指導要領対応）は、すでに最終報告、調査研究の段階にあり、積極的な取り組みがなされているとの評価を受けている。

大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究に関する事項

- ・多様な選抜方法が導入されている大学入試をめぐる様々な課題に対応した実践的な研究の計画的実施及び研究成果の積極的公表

計画どおり研究が行われ、その成果は研究会や刊行物等で公表され、研究交流も盛んに行われている。

- ・大学入学者選抜方法に改善に関する国の施策に反映させるための重点分野に関する調査研究
外国語リスニングテストや総合問題の調査研究については模擬テスト等の実施も行われるなど、具体的な取り組みが行われている。

大学情報の提供に関する事項

- ・インターネットによる情報提供（ハートシステム）について、年間500万件以上のアクセス件数
毎年度達成（平成13年度：9,499,409件、平成14年度：12,484,729件、平成15年度：14,484,729件のアクセス件数）
- ・大学進学志望者や高等学校関係者等への情報提供に係る満足度調査結果が50%以上の満足度
毎年度達成（平成13年度：82.0%、平成14年度：78.9%、平成15年度：72.7%の満足度）

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 大学入試センター	府省：文部科学省
事務及び事業名	大学入試センター試験	
事務及び事業の概要	大学に入学を志願する者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験（「大学入試センター試験」）に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行う。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>大学入試センター試験の実施方法の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の問題や教科書の記述内容等のデータベース化による問題作成業務の効率化 ・ 試験会場の集約や印刷経費の削減等による経費の効率化 ・ 外部委託の一層の促進 ・ 新規利用大学の増や受託業務による収入の確保 <p>大学入試センター試験の質的保証及びサービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 問題作成時の点検の厳格化及び外部専門家による分析・評価 ・ 入試改善施策への迅速かつ適切な対応 ・ 業務運営の透明性確保の観点から、試験に関する情報公開の推進 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>大学入試センター試験は、「難問・奇問」を排した良質な問題により、高等学校段階における基礎的な学習の達成度を判定することを目的として、これに参加する全ての大学の合意に基づき、各大学が共同して実施するものであり、これによって、「受験競争」等の問題を解消し、高等学校教育の健全な伸長を図る、受験生の基礎学力を的確に判定する、各大学の個別試験と適切に組み合わせることにより入試の個性化・多様化を図る、など我が国の大学入試の改善を実現する上で不可欠である。</p> <p>少子化の進行により、やがては大学全入時代を迎えることが予測されるとともに、国立大学の法人化も契機として、今後それぞれの大学がふさわしい学生を積極的に獲得するという観点から、大学入試の一層の個性化が求められるが、そのためには、前提として受験生が大学教育を受けるに必要な学力を備えていることを的確に判定することが重要であり、そのための共通試験としての大学入試センター試験の必要性は益々高まっている。</p>	

大学入試センター試験は、500を超える国公立大学（平成16年度：543国公立大学（国立83、公立73、私立387）、全大学数の80%）が参加し、毎年約60万人（平成16年度：58.7万人が受験、全大学志願者の70%が受験）もの受験生が受験しており、国公立大学共同の入学選抜の一部として定着している。各大学のニーズは高く、利用大学は年々増加している。

したがって、我が国全体の大学入試の改善を有効に進めていくために、今後とも大学入試センター試験を確実に実施することが必要であり、仮に廃止した場合、各大学の入学選抜が適切に行われななど大きな混乱を生じる。

大学入試センター試験は、国の施策として求められている入試改善を実現するために、参加大学全ての合意に基づき、これらの大学が共同して実施するものであり、極めて公共性の高い事業である。したがって、その実施に当たっては中立性・公平性が求められるとともに、学習指導要領への準拠など国の教育施策や入試改善の取り組みと不可分一体となった業務運営が必要であることから、民間に移管することはできない。仮に民間に移管した場合は、各大学が共同実施する公共的な試験としての位置付けが困難になるとともに、国の入試改善の取り組みが確実に実現できなくなる。

今後、試験の質的保証やサービスの向上など、大学入試センター試験に対する国民のニーズを踏まえるとともに、試験会場の集約（平成16年度：712試験会場）や試験問題の印刷経費の縮減（平成16年度：2,124百万円）など、業務運営の一層の改善・効率化を図りつつ確実に実施するため、上記のような措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 大学入試センター	府省：文部科学省
事務及び事業名	入学者選抜方法の改善に関する調査研究	
事務及び事業の概要	大学の入学者の選抜方法の改善を図るため、能力・学力・適性等の測定・評価に関する基礎的研究、試験制度・入試改善施策などに関する研究、学力検査の標準化の方法、試験問題の分類方法、試験問題の作成を支援する研究などの調査研究を行う。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>喫緊のテーマ及び重要課題への重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学入試センター試験の実施や改善に必要な調査研究、国の審議会等の提言事項を実現するための調査研究など、真に実施すべき喫緊のテーマに集中・特化 ・ 一定の時限を付したプロジェクト型調査研究の重視 <p>調査研究の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価を含めた厳格な評価の実施 ・ 大学の研究者との共同研究等を積極的に実施し、研究成果を各大学にフィードバック <p>法科大学院の適性試験に関する調査研究の成果の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法科大学院の適性試験に関する調査研究については、法科大学院の関係団体における適性試験の実現とその円滑な実施に際して、調査研究の成果を最大限に反映する方向で検討 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>我が国の大学入試において不可欠な存在である大学入試センター試験を、毎年混乱なく円滑に実施するとともに、国民のニーズを踏まえて、その絶えざる改善を図っていくためには、例えば、試験問題データベースの構築等の問題作成支援、総合問題やリスニングテスト等の新たな試験の導入に向けての研究など、専門的な調査研究を行うことが不可欠。</p> <p>また、例えば、AO入試の導入や選抜方法の多様化など、国として入試改善のための施策を進める上で、国際比較等の観点も含め、その基礎となる調査研究が必要であるが、このような調査研究は、大学入試センター試験に関する大量のデータを有しているとともに、いわば入試に関する各大学共同の機関として、各大学と緊密な連携関係を有している大学入試センターにおいて行うことが効果的。</p>	

これらの調査研究については、各大学単独や民間の組織で実施することは不可能であり、大学入試センター試験を実施する業務と一体的に、大学入試センターにおいて実施することが必要。

そのような観点を踏まえ、これまでの総花的な調査研究テーマを整理し、大学入試センターが担うべき喫緊の研究テーマや時限を付したプロジェクト型の調査研究への集中化・重点化（平成15年度：時限付きプロジェクト型調査研究 3課題、科学研究費補助金採択研究 13課題）を図るとともに、大学等と積極的な共同研究等を実施（平成15年度：21課題）する等により、調査研究活動の活性化・効率化等の措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 大学入試センター	府省：文部科学省
事務及び事業名	入学志願者の進路選択に資する大学に関する情報提供	
事務及び事業の概要	大学進学志望者が自らの志望・適性に応じて大学を自主的に選択できるよう、大学進学志望者や高等学校等に、大学の教育・研究の内容等に関する情報をインターネットや印刷物、セミナー等を利用して提供する。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	大学等において発信している情報と類似又は重複しているものは廃止し、精選高等学校関係者を対象に実施しているセミナー等の統合・整理縮小	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>大学に関する正確で質の高い情報を志願者に提供することは、偏差値情報のみに依存しない進路選択を可能とし、大学側にとっても求める学生を獲得することができるなど、入学者選抜の改善に資するものである。</p> <p>この場合、入試情報という性格上、公正・中立かつ正確な情報提供が必要となる。民間の受験産業等においては、受験指導に特化した情報（偏差値情報、大学のランク付けによる難易度分析など）を中心とした情報提供が行われており、そのみでは「受験競争」や偏差値輪切りによる進路指導を煽ることとなるおそれもあり、適当でない。入試に関する各大学共同の機関としての公共性を有する大学入試センターにおける幅広い情報提供が必要。</p> <p>一方で、昨今のインターネットの普及等に対応し、各大学においてはホームページ等を通じて自ら大学情報の提供や広報活動を積極的に行うようになってきている。</p> <p>このような社会的な環境の変化に対応し、現在行っているインターネットによる情報提供（平成15年度：ハートシステムのアクセス件数 14,484,729件）や「ゆめ講座」（平成15年度：全国2箇所、高等学校関係者等を対象）、「ガイダンスセミナー」（平成15年度：全国8箇所、大学及び高等学校関係者を対象）などの事業を見直し、各大学が提供する情報と類似又は重複しているものは廃止し、大学入試センターとして真に提供すべきニーズのあるものに特化・集中する措置を講ずるものである。</p>	

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 大学入試センター	府省：文部科学省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>今後、国立大学等との人事交流の円滑化、多様な人材確保による高度かつ専門的な業務の効果的・効率的な実施の観点から、特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。</p> <p>我が国の大学入試については、「受験競争」や学力検査偏重、「難問・奇問」の出題などの問題を解決し、高等学校教育の健全な伸長を図ることが求められている。また、大学教育に必要な基礎的学力・知識を的確に判定しつつ、各大学のアドミッション・ポリシーに基づく多様な入試方法を採用入れることが必要である。</p> <p>大学入試センターは、これらの課題に対応するため、国の入試改善施策の実施を担う中核的機関として、大学入試センター試験を実施するとともに、入試改善の調査研究や進路選択に資する大学情報の提供など、入試改善に不可欠な業務を行っており、これを廃止することはできない。</p> <p>また、このように、大学入試センターは国の施策としての入試改善を実現するために、各大学が共同実施する大学入試センター試験等の業務を行うものであり、その実施に当たっては、国の入試改善の取り組みと不可分一体となった運営が必要であることから、国の関与の下、公共的な機関として事業を行うことが適当であり、民営化にはなじまない。</p> <p>仮に民営化した場合、以下の問題が生じる。</p> <p>大学入試センター試験は、参加大学全ての共通意思に基づき、大学入試の一環として各大学が共同実施するものであるが、このような公共的共通試験としての位置付けが困難となる。</p> <p>大学側の意向のみによって高等学校教育の実態にそぐわない問題が出題される可能性があるなど、高等学校教育を歪め、大学入試が大きな社会問題化しかねない。</p> <p>入試ミスやトラブルが発生した場合の公的責任が不明確であるなど、公共的な全国共通の試験である大学入試センター試験や更には大学入試そのものに対する国民の信頼に応えることができない。</p> <p>大学入試センター試験の成績開示や複数年度利用など、社会の要請や入試改革の課題を反映した取り組みを迅速・的確に進めることが困難となる。</p>	

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター					府省 文 部 科 学 省				
沿革	昭和40年4月 オリンピック記念青少年総合センターが、文部省所管の特殊法人として発足。 昭和55年5月 オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律が公布され、文部省所管の国立青少年教育施設となる。 平成13年4月 「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」発足。									
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）						
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）							
	2人	2人	0人	62人						
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）					
	一般会計 14,546 特別会計 0 計 14,546	一般会計 4,557 特別会計 0 計 4,557	一般会計 4,549 特別会計 0 計 4,549	一般会計 4,219 特別会計 0 計 4,219	一般会計 4,235 特別会計 0 計 4,235					
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	【業務運営の効率化に関する事項】 ・事業の効率化状況の目標値：毎事業年度1% 毎年度達成 （平成13年度：1.0%削減、平成14年度：1.58%削減、平成15年度：1.8%削減） 【国民に対するサービスの質の向上】 ・主催事業の参加者の満足度の目標値：80%以上 毎年度達成 （平成13年度：91.4%、平成14年度：92.3%、平成15年度：93.0%） ・受入れ事業における利用者の満足度の目標値：70%以上 毎年度達成 （平成13年度：87.6%、平成14年度：92.8%、平成15年度：87.7%） ・効率的利用状況（稼働数）の目標値：100万人以上 毎年度達成 （平成13年度：117万8千人、平成14年度：135万4千人、平成15年度：152万9千人）									

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター	府省 文 部 科 学 省
事務及び事業名	青少年教育関係者等に対する研修等の主催事業	
事務及び事業の概要	青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育の振興と青少年の健全な育成を図ることを目的として、現代的課題に対応した先導的・モデル的な事業を実施。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>重点化・戦略化</p> <p>今後、青少年教育のナショナルセンターとしてふさわしい事業に重点化・戦略化して取り組み、国の政策課題に対応する事業、先導的・モデル的な事業、国際交流事業に特化するとともに、公立の施設や民間に普及しているものや、地域性や施設ごとの特性が強い事業を廃止する。</p> <p>現在17事業が行われているところだが、上記の観点から、以下の7事業を廃止（41.2%）し、国の政策課題に対応する事業等に重点化・戦略化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「青少年教育指導者を対象とする研修事業」のうち、 青少年教育施設新任指導系職員研修、青少年教育施設新任事業課長等研修、青少年教育施設指導系職員専門研修、サイエンスサポートセミナー・・・・・・・・4事業 ・「青少年を対象とした体験活動事業」のうち、 中学生科学体験セミナー、子ども放送局ディレクターズ・キャンプ・・・・・・・・2事業 ・「青少年教育関係者による全国的な研究協議」のうち、 学校と青少年教育施設連携促進研究会・・・・・・・・1事業 <p>今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、上記のような観点で重点化・戦略化して事業を推進。</p> <p>成果の普及の充実</p> <p>国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育のナショナルセンターとして、広く全国に主催事業の成果を普及する役割が求められるが、この観点から、以下の見直しを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業に係る「学習プログラム事例」のデータベースを整備・拡充する。 ・ホームページへのアクセスについては、毎年、アクセス件数50万回を目指す。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。現在、政府全体として、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。	

青少年の育成施策を推進する上では、質の高い指導を行える青少年教育関係者等の育成が不可欠であり、また、国際化の進展の中、青少年の国際交流などが極めて重要であるが、これらの事業は、民間等にゆだねた場合には、採算等の観点から、必ずしも実施されない恐れがある。

国立オリンピック記念青少年総合センターで行っている主催事業は、青少年教育関係者等の研修や青少年等の国際交流の推進等を内容とする、国の施策や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発し、その成果の普及を地方公共団体（青少年行政部局）や全国の青少年団体へ図るものであり、国として青少年教育を振興する上で必要なものであることから、廃止することはできない。

また、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育関係者等に対する研修や国際交流活動等の主催事業、青少年教育関係者等の受入れ事業、青少年教育施設、団体相互の連絡及び協力の促進に係る事業、青少年教育に関する専門的な調査研究、青少年団体に対する助成、の各役割・機能を総合的に推進することで青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たしている。これらの5つの機能は有機的に連携して取り込まれることにより、事業の効率化や質の向上が図られていることから、引き続き、他の事業との連携を図りながら、主催事業を実施することが必要である。

このような主催事業について地方移管、民営化を行うことは困難である。すなわち、国立オリンピック記念青少年総合センターで行っている主催事業は、国の施策や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発し、その成果の普及を地方公共団体（青少年行政部局）や全国の青少年団体へ図るものであり、地方移管、民営化を行った場合、このような国の施策等を直接的に反映した事業の実施が確保されなくなる恐れがある。

また、仮に地方や民間へ事業を委託した場合、

- ・ 地方公共団体では、所掌範囲が行政区域内に限られているため、全国や諸外国を視野に入れた事業を実施することは困難。
- ・ 国立オリンピック記念青少年総合センターにおける業務は、国の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や青少年関係団体と緊密な協力・信頼関係を維持しつつ公正かつ適切に実施することが必要であり、国として緊急的に対応すべき重要な課題が発生した場合であっても、一々委託契約の変更を行わなければ業務が実施されないなど、機動的な対応が困難になり、対応が遅れる恐れがある。

以上から、主催事業については、廃止、地方移管、民営化を行わず、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、他の事業と連携を図りながら実施する必要があるが、今後、国として真に実施する必要のある事業を実施する観点から、国の政策課題に対応する事業、先導的・モデル的な事業、国際交流事業に特化するとともに、公立の施設や民間に普及しているものや、地域性や施設ごとの特性が強い事業を廃止することで、重点化・戦略化を図る措置を講ずるものである。また、全国に主催事業の成

果を普及する役割を充実させる観点から、プログラムの事例を紹介するデータベースの整備・拡充を行うとともに、ホームページへのアクセス数を数値目標化する措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立リハビリテーション 記念青少年総合センター	府省 文 部 科 学 省
事務及び事業名	青少年教育関係者等の受入れ事業	
事務及び事業の概要	青少年教育関係者等の多様で主体的な学習活動の促進を図る観点から、青少年教育関係者等を受入れ、青少年教育関係者等が自ら企画して行う活動に対し、活動目的を達成するための利用に関する相談、教育的なねらいを踏まえたプログラム指導や生活指導などを行うことで、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図るもの。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>重点化・戦略化</p> <p>より教育的効果の高い受入れ事業に重点化・戦略化する観点から、以下のようなねらいを持ったプログラムを行う全国的、国際的、大規模な団体の利用を優先することとする。</p> <p>国の政策課題に合致したプログラム</p> <p>青少年教育のリーダーの育成に係るプログラム</p> <p>国際交流・理解を促進するプログラム</p> <p>公立施設や民間では実施できないプログラム（国立施設の特色を活かしたプログラム）</p> <p>指導・助言等の改善</p> <p>受入れ事業に係る指導・助言等について、以下のような改善を行う。</p> <p>利用団体の事業目的に応じた適切な指導・助言を行うため、専門職員等への研修を強化することにより、専門職員等の一層の資質向上を図る。</p> <p>利用団体がより効果的にプログラムを実施できるよう、教育的なねらいを踏まえたプログラム指導などについて、専門職員等による利用団体への直接的な指導を推進する。</p> <p>利用団体の事業実施の参考となるモデルプログラムの作成・提供については、現在、「指導者養成事業」についてのみ行っているが、今後は、「国際交流事業」、「芸術・文化事業」、「ボランティア事業」等の事業にも広げるとともに、ホームページ等によるこれらの情報提供を強化する。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。現在、政府全体として、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところ	

である。

青少年育成施策を推進する上では、青少年関係者等が多様で主体的な学習活動を行うことができる学習の場や機会を簡便かつ低廉な料金で活用できることが重要である。具体的には、青少年教育関係者等が自ら企画して行う研修等に対し、事業目的を達成するための利用に関する相談、教育的なねらいを踏まえたプログラム指導や生活指導など、青少年教育施設としての指導・助言を行う必要があるが、このような機能は民間等にゆだねた場合には必ずしも実施されない恐れがある。

国立オリンピック記念青少年総合センターで行っている受入れ事業は、青少年教育関係者等に、東京都内において、大規模な宿泊施設（1,500人収容）や研修施設、スポーツ施設、文化施設等を提供するものであり、青少年教育関係団体が行う全国的な指導者研修の受入れ等、多様な研修等の場を提供しており、廃止することはできない。

また、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育関係者等に対する研修や国際交流活動等の主催事業、青少年教育関係者等の受入れ事業、青少年教育施設、団体相互の連絡及び協力の促進に係る事業、青少年教育に関する専門的な調査研究、青少年団体に対する助成、の各役割・機能を総合的に推進することで青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たしている。これらの5つの機能は有機的に連携して取り込まれることにより、事業の効率化や質の向上が図られていることから、引き続き、他の事業との連携を図りながら、受入れ事業を実施することが必要である。

このような受入れ事業について、地方移管、民営化を行うことは困難である。すなわち、国立オリンピック記念青少年総合センターは、東京都心に所在し、内外の青少年及び青少年教育関係を中心とする、全国的、国際的、大規模な団体等による様々な「活動・交流の拠点」となっているが、一地方公共団体に運営を委ねた場合、当該地域に限られた青少年団体等の利用が優先される恐れがあり、国内外の青少年教育施設のナショナルセンターとしての役割を果たすことは困難である。

また、民営化については、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいては、青少年教育関係者等の多様で主体的な学習活動の促進を図る観点から、青少年教育に係る専門的知見を有する職員を配置し、教育的なねらいを踏まえたプログラムの指導等を行っており、青少年教育の一環として受入れを行っているところ。このような業務は、ホテル等単に研修や宿泊が可能な施設において効果的に実施することは、採算の観点からも困難である。また、災害からの避難等、国として緊急的に対応すべき重要な課題が発生した場合であっても、一々委託契約の変更を行わなければ業務が実施されないなど、機動的な対応が困難になり、対応が遅れる恐れがある。

以上から、受入れ事業については、廃止、地方移管、民営化を行わず、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、他の事業と連携を図りながら実施する必要があるが、今後、より教育的効果の高い受入れとする観点から、国の政策課題に合致したプログラム、青少年教育のリーダーの育成に係るプログラム、国際交流・理解を促進するプログラム、国立施設の特色を活かしたプログラムと

いった、国立の青少年教育のナショナルセンターとして受け入れを行うことがふさわしい、一定のねらいを持ったプログラムを行う団体の利用を優先する措置を講ずるものである。また、利用団体がより効果的にプログラムを実施できるよう、指導・助言を行う専門職員等への研修の強化、専門職員等による直接的な指導の推進、利用の参考となるモデルプログラムの作成・提供の拡充及び情報提供の強化といった、利用団体への指導・助言等について改善を行う措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター	府省 文 部 科 学 省
事務及び事業名	青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進に関する事項（連携・協力事業）	
事務及び事業の概要	<p>青少年活動の充実のため、国公立青少年教育施設、関係機関、青少年団体等と相互に情報交換・交流を深めることが重要であり、関係機関や団体等のニーズを踏まえ、相互の連絡協力を促進して、青少年教育に関する多様なネットワークづくりを推進するもの。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>青少年教育関係団体間のネットワーク化に対する支援の拡充</p> <p>現在、青少年を対象として活動する団体等のネットワーク化に対する支援を「国際交流」や「子どもの居場所づくり」をテーマに行っているが、国際化の進展の中、青少年が我が国の文化を理解する機会の重要性が増していることなどを踏まえ、今後は、「芸術・文化」等の団体などにも広げる。</p> <p>情報の交換・共有化を図るためのホームページの整備</p> <p>現在、別々に設けられている、国立青少年教育施設において実施予定の主催事業の概要を紹介する「イベントガイド」、国立青少年教育施設の主催事業の実践的・先進的な事例を紹介する「学習プログラム事例」、青少年教育施設や団体等が実施予定の広域的な子ども向け事業を紹介する「子どもイベント」の3つを統合し、国公立青少年教育施設・青少年教育団体等の情報の相互交換を推進する。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。現在、政府全体として、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。</p> <p>青少年の育成施策を推進する上では、青少年教育に携わる施設、団体等が情報交換等を行い、連携・協力できるよう、ネットワークづくりを推進することが極めて重要であるが、このような事業は民間等にゆだねた場合には必ずしも実施されない恐れがある。</p> <p>国立オリンピック記念青少年総合センターで行っている連携・協力事業は、全国の青少年教育施設、青少年教育団体、関係機関等のニーズを踏まえ、連携の促進を図るものであり、廃止することはできない。</p> <p>また、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育関係者等に対する研修や国際交流活動等の主催事業、青少年教育関係者等の受入れ事業、青少年教育施設、団体相互の連絡及び協力の促進に係る事業、青少年教育に関する専門的な調査研</p>	

究、青少年団体に対する助成、の各役割・機能を総合的に推進することで青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たしている。これらの5つの機能は有機的に連携して取り込まれることにより、事業の効率化や質の向上が図られていることから、引き続き、他の事業との連携を図りながら、連携・協力事業を実施することが必要である。

このような連携・協力事業の地方移管、民営化については、青少年教育に関する施設や団体相互間の連絡及び協力を促進する機能を果たす上で、全国の青少年教育関連施設や青少年関係団体等と緊密に連携している青少年教育の中核的機関で行うことが効果的であり、一地方公共団体や民間では、このような機能を果たすことはできないことから、困難である。

以上から、連携・協力事業については、廃止、地方移管、民営化を行わず、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、他の事業と連携を図りながら実施する必要があるが、今後、青少年教育施設・団体等がより緊密に連携・協力できるよう、青少年団体のネットワークづくりの推進への支援をより充実させるとともに、ホームページの整備などにより、情報の交換・共有化を図る措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター	府省 文 部 科 学 省
事務及び事業名	青少年教育に関する専門的な調査及び研究に関する事項（調査研究事業）	
事務及び事業の概要	青少年教育の充実のため、国の青少年教育施策や動向、青少年を取り巻く課題や状況の変化等を踏まえ、全国の青少年教育施設等の青少年教育指導者や関係者の教育活動を支援する実践的な調査研究を実施し、全国に普及しているもの。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	青少年の現代的課題に対し効果的に対応できるよう、青少年の体験活動の効果に関する測定法について、これまでのアンケートによる質問紙法に加え、科学的・実証的な効果測定の手法を開発する調査研究などを実施するなど、全国の青少年教育施設や関係団体等が行う様々な活動の充実に役立つ実践的な調査研究を実施する。	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。現在、政府全体として、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。</p> <p>青少年育成施策を推進する上では、青少年を取り巻く課題や状況の変化等を踏まえ、国内外の喫緊の青少年教育の課題に対応する青少年教育施策等の調査研究を行うことが極めて重要であるが、このような調査研究は民間等にゆだねた場合、必ずしも実施されないおそれがある。</p> <p>国立オリンピック記念青少年総合センターでは、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題を踏まえ、国内外の青少年教育施策等の調査研究事業を行っているものであり、廃止することはできない。</p> <p>また、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育関係者等に対する研修や国際交流活動等の主催事業、青少年教育関係者等の受入れ事業、青少年教育施設、団体相互の連絡及び協力の促進に係る事業、青少年教育に関する専門的な調査研究、青少年団体に対する助成、の各役割・機能を総合的に推進することで青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たしている。これらの5つの機能は有機的に連携して取り込まれることにより、事業の効率化や質の向上が図られていることから、引き続き、他の事業との連携を図りながら、調査研究事業を実施することが必要である。</p> <p>このような調査研究事業の地方移管、民営化については、全国や諸外国に及ぶ、青少年教育に関する</p>	

調査研究を行う機能を果たす上で、国内外の青少年教育関連施設・機関、青少年関係団体等と緊密に連携している青少年教育の中核的機関で行うことが効果的であり、一地方公共団体や民間では、このような機能を果たすことはできないことから、困難である。

以上から、調査研究事業については、廃止、地方移管、民営化を行わず、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、他の事業と連携を図りながら実施する必要があるが、今後、全国の青少年教育施設や関係団体等が、青少年を取り巻く課題や状況の変化等に機動的に対応し、様々な活動を行えるよう、国として実施すべき重要性が高く、その成果が広く全国の青少年教育施設や関係団体の様々な活動に役立つ調査研究とする必要があり、このような観点から、これまでのアンケートによる質問紙法に加え、科学的・実証的な効果測定の手法を開発する調査研究を行うなど、より実践的な調査研究を行う措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター	府省 文 部 科 学 省
事務及び事業名	青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付に関する事項（助成事業）	
事務及び事業の概要	青少年団体等が行う自然体験や社会奉仕体験等の体験活動や、子どもの読書活動の振興を図る活動、またインターネット等を通じて提供する子ども向けの教材の開発に係る必要な資金に対して助成を行っているもの。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	民間の青少年教育に関する団体が行う子どもの体験活動等がより効果的に展開されるよう、助成を受けて実施した活動の成果や効果を把握し、広く外部有識者等の意見を取り入れつつ、助成事業の見直し・改善を図る。	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。現在、政府全体として、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。</p> <p>また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）においては、「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」こととされ、子どもの体験活動等の振興を図る取組の重要性が認識されている。</p> <p>さらに、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月25日制定）においても、国、地方公共団体は、「学校教育及び社会教育における環境教育に必要な施策を講ずるもの」とされており、青少年を対象とした環境教育施策の推進が重要となっているところ。</p> <p>このような青少年の育成のための活動は、行政だけではなく、民間団体においても積極的に取組まれることが必要であり、このような民間の活動に対する支援が極めて重要であるが、このような事業は民間等にゆだねた場合には必ずしも実施されない恐れがある。</p> <p>国立オリンピック記念青少年総合センターで助成を行っている「子どもゆめ基金」は、超党派の国会議員で組織する「子どもの未来を考える議員連盟」が子どもの未来のために有意義な基金の設立を発意し創設されたもので、民間団体が行う子どもたちの体験活動や読書活動等に対して支援を行うものであり、廃止することはできない。</p> <p>また、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、</p>	

青少年教育関係者等に対する研修や国際交流活動等の主催事業、青少年教育関係者等の受入れ事業、青少年教育施設、団体相互の連絡及び協力の促進に係る事業、青少年教育に関する専門的な調査研究、青少年団体に対する助成、の各役割・機能を総合的に推進することで青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たしている。これらの5つの機能は有機的に連携して取り組まれることにより、事業の効率化や質の向上が図られていることから、引き続き、他の事業との連携を図りながら、助成事業を実施することが必要である。

このような助成事業の地方移管、民営化については、全国の民間の青少年団体の活動に対して、公正・効果的に助成を行う機能は一地方公共団体や民間において果たすことはできないことから、困難である。

以上から、助成事業については、廃止、地方移管、民営化を行わず、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、他の事業と連携を図りながら実施する必要があるが、今後、より一層事業の公正性を高めるとともに、効果的な助成を実施する観点から、外部有識者等の意見を取り入れつつ、助成した活動の成果や効果の把握を引き続き実施し、改善を図る措置を講ずるものである。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター	府省 文 部 科 学 省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>組織の効率化等 以下のような見直しにより、組織の効率化等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の重点化・戦略化に伴う見直し ・事務の集中化・一元化 ・業務の外部委託 <p>当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。</p>	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>これからの青少年には、社会参加・社会貢献に対する意識、国際性などが求められるとともに、豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動する能力や他者と関わる能力を身に付けることが必要であるが、このような資質や能力を育成する上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育、すなわち「青少年教育」の充実が益々必要となっているところ。特に、青少年のこのような成長の糧となる社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会の減少が指摘される中、青少年に対し、学校外においても様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要である。</p> <p>これについては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）においても「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」とこととされ、その重要性が認識されている。また、「子どもの生活体験等に関するアンケート調査」（平成10年度、小学生・中学生1万1千人を対象）の結果、「生活体験、自然体験が豊富な子どもほど、道徳観や正義感が充実している傾向が見られる」ことが分かっており、青少年の非行や犯罪が深刻化する中、非行防止の観点からも体験活動が重要な役割を果たすところ。さらに、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月25日制定）では、国、地方公共団体は、「学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるもの」とされており、国立青少年教育施設は、環境教育の拠点施設として期待されている。</p> <p>さらに、現在、政府全体として、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。</p> <p>このような中、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育関係者等に対する研修や国際交流活動等の主催事業、青少年教育関係者等の受入れ事業、青少年教育施設、団体相互の連絡及び協力の促進に係る事業、青少年教育に関する専門的な調査研究、青少年団体に対する助成、の各役割・機能が連携して、国の青少年教育</p>	

を総合的に推進しており、「青少年教育」を国として振興する上で不可欠な役割・機能を果たしており、廃止することはできない。

また、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、国内外の青少年教育関連施設・機関、青少年関係団体等との緊密なネットワークを形成し、国内外の青少年教育に係る情報を得つつ、青少年教育関係者等に対する研修や国際交流活動等の主催事業、青少年教育関係者等の受入れ事業、青少年教育施設、団体相互の連絡及び協力の促進に係る事業、青少年教育に関する専門的な調査研究、青少年団体に対する助成、の各役割・機能が連携して、国の青少年教育を総合的に推進しており、「青少年教育」を国として振興する上で不可欠な役割・機能を果たしており、このような機能を民間において果たすことはできないため、民営化はできない。

また、民営化を行うと、国の施策を直接的に反映した事業の実施が確保できなくなるとともに、国として緊急的に対応すべき重要な課題が発生した場合であっても、機動的な対応が困難になり、対応が遅れる恐れがある。

なお、他の法人との役割分担等の観点については、国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育の指導者の研修、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、青少年の国際交流活動の推進等により、国の青少年教育を総合的に推進している一方、国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図っており、その機能・役割に応じた効果的な教育プログラムの実施や、学校等の関係機関・団体とのネットワークの構築等を行っている。また、国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図っている。

このように、3法人は機能・役割が異なっており、仮に3法人を統合した場合には、その本来の機能・役割が曖昧になり、事業の焦点化が図れなくなるなど、各法人が国から与えられてる使命を効果的に果たせなくなる恐れがあることから、法人の統合は適当ではない。

今後、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいては、青少年教育のナショナルセンターとしてふさわしい事業に重点化・戦略化することとしているが、この重点化・戦略化に伴い、組織体制を必要に応じて見直すとともに、業務の効率化を一層推進するため、事務の集中化・一元化や業務の外部委託を一層進める措置を講ずるものである。

また、現在、国立オリンピック記念青少年総合センターは「公務員型」を取っているが、地方や民間の青少年教育施設等との円滑な人事交流を進めるため、「非公務員型」に移行する。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人国立青年の家				
	府省 文 部 科 学 省				
沿革	昭和34年4月 国立中央青年の家を静岡県御殿場市に設置。以来、昭和51年度まで全国13箇所に計画的に設置。 平成13年4月 「独立行政法人国立青年の家」発足。				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	3人	2人	1人	305人	
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）
	一般会計 5,331	一般会計 5,402	一般会計 5,091	一般会計 4,754	一般会計 4,802
	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0
	計 5,331	計 5,402	計 5,091	計 4,754	計 4,802
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>【業務運営の効率化に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化状況の目標値：毎事業年度1% 毎年度達成 （平成13年度：1.10%削減、平成14年度：2.2%削減、平成15年度：1.01%削減） <p>【国民に対するサービスの質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業の参加者の満足度の目標値：80%以上 毎年度達成 （平成13年度：96.8%、平成14年度：97.0%、平成15年度：96.9%） ・主催事業（青年教育指導者研修）の参加者の満足度の目標値：80%以上 毎年度達成 （平成13年度：98.3%、平成14年度：98.4%、平成15年度：98.0%） ・受入れ事業における利用者の満足度の目標値：70%以上 毎年度達成 （平成13年度：99.2%、平成14年度：93.0%、平成15年度：93.4%） ・効率的利用状況（稼働数）の目標値：140万人以上 毎年度達成 （平成13年度：150万7千人、平成14年度：156万4千人、平成15年度：160万8千人） 				

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立青年の家	府省 文 部 科 学 省
事務及び事業名	青年の団体宿泊訓練に関する事項（主催事業）	
事務及び事業の概要	国立青年の家が主体的に企画・実施する主催事業であり、国の施策の動向など、喫緊の青年教育の課題について、先導的・モデル的なプログラムを開発、公立の施設へその成果の普及を図るもの。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>重点化・戦略化 公立の施設や民間に普及しているものを廃止するなどにより、次のような国の施策や喫緊の青年の教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業に特化し、事業の重点化・戦略化を図る。 社会奉仕体験（ボランティア活動）に対応した事業 環境教育・環境学習に対応した事業 キャリア教育・職業観の涵養に対応した事業 困難を抱える青年への支援に対応した事業 青年のリーダー養成に対応した事業 など</p> <p>具体的には、現在122事業が行われているところだが、上記の観点から、以下の25事業を廃止（20.4%）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域のスポーツ団体等の支援を目的とした事業」、「施設開放事業」のうち、14事業 ・「学校週5日制対応事業」のうち、11事業 <p>今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、上記のような観点で重点化・戦略化して事業を推進。</p> <p>成果の普及の充実 国立青年の家は、青年教育の地域の拠点として、主催事業の成果を普及する役割が求められるが、この観点から、以下の見直しを実施する。</p> <p>公立の施設の職員を招き、主催事業の企画・実施に実際に参画させる研修機会の提供を推進することにより、事業の実施手法・事業成果の普及がより実践的に行われるようにする。</p> <p>各施設年間10回以上職員を公立施設等へ派遣し、国立青年の家における事業の成果を踏まえた事業の指導等を行う取組を拡充する。</p> <p>事業の成果をより具体的に発信・普及するため、ホームページの内容を拡充し、開発したプログラムの運営上の留意点、参加者の評価、感想、体験活動による青年の変容に係る調査研究の成果の概要等を提供する。</p> <p>関係機関のニーズを踏まえた効果的な普及を行うため、配布先へのアンケート調査の実施やホームページのアクセス状況の把握等によりニーズの把握に努める。</p>	

<p>事務及び事業について上記措置を講ずる理由</p>	<p>ホームページへのアクセスについては、毎年、本部・施設総計でアクセス数60万回を目指す。</p> <p>豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。中でも、青少年に社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会が減少する中、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」ととされているように、様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要であるが、このような事業は、民間等にゆだねた場合には、採算等の観点から必ずしも実施されない恐れがある。</p> <p>このような中で、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図る国立青年の家の事務・事業を廃止することはできない。</p> <p>このような主催事業の地方移管、民営化を行うことは困難である。すなわち、国立青年の家は、地域の青年教育の拠点として、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の施設へその成果の普及を図る役割を担っている。地方移管、民営化を行った場合、このような国の施策等を直接的に反映した事業の実施が確保されなくなる恐れがある。</p> <p>また、国立青年の家における業務は、国の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や青少年関係団体と緊密な協力・信頼関係を維持しつつ公正かつ適切に実施することが必要であり、地方や民間へ事業を委託した場合には、国として緊急的に対応すべき重要な課題が発生した場合であっても、一々委託契約の変更を行わなければ業務が実施されないなど、機動的な対応が困難になり、対応が遅れる恐れがある。さらに、国立青年の家と近辺の都道府県との間では定期的に職員の人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県への普及等が行われており、一地方公共団体や民間への委託を行った場合には、このような効果的な普及が困難となる。</p> <p>以上から、主催事業については、廃止、地方移管、民営化を行わず、国立青年の家において実施する必要があるが、今後、国立青年の家の役割である、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図る機能に特化していくため、主催事業を 社会奉仕体験（ボランティア活動）に対応した事業、 環境教育・環境学習に対応した事業、 キャリア教育・職業観の涵養に対応した事業、 困難を抱える青年への支援に対応した事業、 青年のリーダー養成に対応した事業など、国の施策や喫緊の青年の教育の課題に対応した事業に重点化・戦略化を図る措置を講ずるものである。また、公立の施設への主催事業の成果の普及を充実させるため、公立の施設職員に対する国立青年の家での研修機会の提供や国立青年の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充、アンケート等による公立施設等関係機関のニーズの把握、本部及び各国立青年の家のホームページへのアクセス数の数値目標化を行う措置を講ずるものである。</p>
-----------------------------	---

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立青年の家	府省 文 部 科 学 省
事務及び事業名	青年の団体宿泊訓練に関し、青年教育指導者の研修に関する事項（主催事業）	
事務及び事業の概要	青年教育指導者の研修事業であり、公立施設をはじめとする青少年教育施設職員をはじめ、学校教職員や青年団体指導者に対し、効果的な研修事業を広域的に実施するもの。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>重点化・戦略化</p> <p>公立の施設や民間に普及しているものを廃止するなどにより、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した先導的・モデル的な研修事業に特化することとする。</p> <p>現在、53事業が行われているところだが、このような観点から、「指導者の研修事業」中、「外部研修指導員を対象とした研修事業」のうち、受入れ事業における事前指導の充実方策として対応できる2事業を廃止（3.7%）。</p> <p>今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、上記のような観点で重点化・戦略化して事業を推進。</p> <p>成果の普及の充実</p> <p>国立青年の家は、青年教育の地域の拠点として、主催事業の成果を普及する役割が求められるが、この観点から、以下の見直しを実施する。</p> <p>公立の施設の職員を招き、主催事業の企画・実施に実際に参画させる研修機会の提供を推進することにより、事業の実施手法・事業成果の普及がより実践的に行われるようにする。</p> <p>各施設年間10回以上職員を公立施設等へ派遣し、国立青年の家における事業の成果を踏まえた事業の指導等を行う取組を拡充する。</p> <p>事業の成果をより具体的に発信・普及するため、ホームページの内容を拡充し、開発したプログラムの運営上の留意点、参加者（青年教育指導者）の評価、感想、成果の概要等を提供する。</p> <p>関係機関のニーズを踏まえた効果的な普及を行うため、配布先へのアンケート調査の実施やホームページのアクセス状況の把握等によりニーズの把握に努める。</p> <p>ホームページへのアクセスについては、毎年、本部・施設総計でアクセス数60万回を目指す。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。中でも、青少年に社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会が減少する中、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」こととされているように、様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要である。</p> <p>このような中で、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、国の</p>	

施策や喫緊の青年教育の課題に対応した先導的・モデル的な研修事業を実施し、公立の施設へその成果の普及を図る国立青年の家の業務を廃止することはできない。特に、青少年教育を推進する上では、各地域における活動の核となる青少年教育指導者を養成する質の高い研修を行う必要があるが、このような事業は、民間等にゆだねた場合には、採算等の観点から必ずしも実施されない恐れがある。

このような研修事業の地方移管、民営化を行うことは困難である。すなわち、国立青年の家は、地域の青年教育の拠点として、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した先導的・モデル的な研修事業を実施し、公立の施設へその成果の普及を図る役割を担っている。地方移管、民営化を行った場合、このような国の施策等を直接的に反映した事業の実施が確保されなくなる恐れがある。

また、国立青年の家における業務は、国の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や青少年関係団体と緊密な協力・信頼関係を維持しつつ公正かつ適切に実施することが必要であり、地方や民間へ事業を委託した場合には、国として緊急的に対応すべき重要な課題が発生した場合であっても、一々委託契約の変更を行わなければ業務が実施されないなど、機動的な対応が困難になり、対応が遅れる恐れがある。さらに、国立青年の家と近辺の都道府県との間では定期的に職員の人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県への普及等が行われており、一地方公共団体や民間への委託を行った場合には、このような効果的な普及が困難となる。

以上から、研修事業については、廃止、地方移管、民営化を行わず、国立青年の家において実施する必要があるが、今後、国立青年の家の役割である、国の施策や喫緊の青年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図る機能に特化していくため、主催事業を国の施策や喫緊の青年の教育の課題に対応した研修事業に重点化・戦略化を図る措置を講ずるものである。また、公立の施設への研修事業の成果の普及を充実させるため、公立の施設職員に対する国立青年の家での研修機会の提供や国立青年の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充、アンケート等による公立施設等関係機関のニーズの把握、本部及び各国立青年の家のホームページへのアクセス数の数値目標化を行う措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立青年の家	府省 文 部 科 学 省
事務及び事業名	青年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、青年の団体宿泊訓練についての指導及び助言に関する事項（受入れ事業）	
事務及び事業の概要	国立青年の家の利用団体を受入れ、利用団体が自ら企画・実施する団体宿泊訓練に対して、そのねらいが達成されるよう、様々な団体宿泊訓練プログラムや活動場所、共同生活の機会の提供、利用相談や情報提供などの教育支援を行うことで青年の健全な育成を図るもの。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>重点化・戦略化</p> <p>国立青年の家では、以下のようなねらいを持ったプログラムを行う団体の利用を優先することにより、教育的効果の高い受入れ事業に重点化・戦略化する。</p> <p style="padding-left: 20px;">国の政策課題に合致したプログラム 青少年教育のリーダーの育成に係るプログラム 公立施設や民間では実施できないプログラム（国立施設の特色・立地条件を活かしたプログラム）</p> <p>指導・助言等の改善</p> <p>事前指導</p> <p style="padding-left: 20px;">利用者のニーズや施設の立地条件等を活かしたプログラムのメニューを質量ともに向上させるとともに、ホームページ等によるこれらの情報提供を強化する。</p> <p style="padding-left: 20px;">青年の発達段階等に応じた適切な指導・助言を行うため、事業の推進を行う専門職員への研修を強化することにより、一層の資質向上を図る。</p> <p>直接指導</p> <p style="padding-left: 20px;">プログラムの効果的な実施のため、専門職員等による受入れ団体への直接的な指導を推進する。</p> <p>事後指導</p> <p style="padding-left: 20px;">活動の最後に、活動を振り返る機会を設け、行った活動への助言を行うとともに、体験活動の意義や必要性について伝えることにより、利用後の質の高い体験活動を促す。</p> <p style="padding-left: 20px;">活動の最後に、プログラムの内容や展開の仕方が効果的であったか等を検証するため、利用に係る実施報告を提出作成させることとし、プログラム等の見直しに活用するとともに、これを公表することによって、利用者の効果的な活動を促進する。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。中でも、青少年に社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会が減少する中、「経済財政運営と	

構造改革に関する基本方針2004」において「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」こととされているように、様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要であるが、このような事業は、採算等の観点から、民間にゆだねた場合には必ずしも実施されない恐れがある。

このような中で、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供する国立青年の家の事務・事業を廃止することはできない。

このような受入れ事業の地方移管、民営化を行うことは困難である。まず、地方移管については、以下のような理由から、国立青年の家で行っている受入れ事業を公立の施設で行うことはできない。

- ・ 指導員が少数であることや予算上の制約により、提供できるプログラムが制約される公立の施設に比し、国立青年の家においては、山・高原・海等のそれぞれの自然豊かな立地条件を生かしながら豊富な教育プログラムを提供している。
 - ・ ほとんどが200人以下の規模で、学校の1学年全体での利用など、大規模団体の受入れは困難な公立の施設に比し、国立青年の家は、概ね400人規模で設置され、高等学校や大学等の大規模団体に対応することが可能である。
 - ・ 設置した都道府県（または市町村）の住民を優先する施設がほとんどである公立の青少年教育施設に比し、国立青年の家は、広域的な異地域・異年齢の交流活動・体験活動の場と機会を提供している。
- また、地方公共団体への施設の移管については、厳しい財政事情の中で地方公共団体の合意を得られない見通しがなく、極めて困難である。

民営化については、国立青年の家においては、青少年教育に係る専門的知見を有する職員を配置し、引率指導者に対する団体宿泊訓練のプログラム等についての指導を行うとともに、宿泊する青年に対しては、広場での朝・夕のつどいや宿泊室の清掃等の生活全般にわたる指導を行うなど、きめ細かい指導を行っているものであり、青少年教育の一環として受入れを行っているところ。このような業務は、ホテル等単に研修や宿泊が可能な施設において効果的に実施することは困難であり、民営化を行うことはできない。

また、施設の民営化については、各施設の現在の収入状況を勘案して、運営について採算性が見込めないことから、実態として極めて困難である。

以上から、受入れ事業については、廃止、地方移管、民営化を行わず、国立青年の家において実施する必要があるが、今後、より教育的効果の高い受入れとする観点から、国の政策課題に合致したプログラム、青少年のリーダーの育成に係るプログラム、国立施設の特色・立地条件を活かしたプログラムといった、国の青少年教育施設として受入れを行うことがふさわしい、一定のねらいをもったプログラムを行う団体の利用を優先する措置を講ずるものである。また、利用団体がより効果的にプログラムを実施できるよう、プログラムのメニューの質の向上及びその情報提供の充実、指導・助言を行う専門職員の研修の強化、受入れ団体に対する専門職員等による直接的な指導の推進、活動の最後に行う指導や検証の充実及びその公表といった、利用団体への指導・助言等について改善を行う措置を講ずるものである。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立青年の家	府省 文 部 科 学 省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>組織の効率化等</p> <p>以下のような見直しにより、組織の効率化等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の重点化・戦略化に伴う見直し ・各施設の業務の実態を踏まえた職員の機動的な配置等 ・事務の集中化・一元化 ・業務の外部委託 	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>これからの青少年には、社会参加・社会貢献に対する意識、国際性などが求められるとともに、豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動する能力や他者と関わる能力を身に付けることが必要であるが、このような資質や能力を育成する上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育、すなわち「青少年教育」の充実が益々必要となっているところ。特に、青少年のこのような成長の糧となる社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会の減少が指摘される中、青少年に対し、学校外においても様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要と思われる。</p> <p>このようなことは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）においても「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」とこととされ、その重要性が認識されている。また、「子どもの生活体験等に関するアンケート調査」（平成10年度、小学生・中学生1万1千人を対象）の結果、「生活体験、自然体験が豊富な子どもほど、道徳観や正義感が充実している傾向が見られる」とことが分かっており、青少年の非行や犯罪が深刻化する中、非行防止の観点からも体験活動が重要な役割を果たすところ。さらに、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月25日制定）では、国、地方公共団体は、「学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるもの」とされており、国立青少年教育施設は、環境教育の拠点施設として期待されている。</p> <p>現在、政府全体として、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。</p> <p>このような中、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図る「国立青年の家」の役割は、「青少年教育」を国として振興する上で不可欠であり、廃止することはできない。</p> <p>また、国立青年の家の各施設は、各地域における国の青少年教育振興の中核的機関として、無くて</p>	

はならない役割を果たしており、仮に廃止した場合にはその地域における青少年教育の振興に支障が生じる恐れがある。また、各施設は各都道府県からの強い要望を受けて設置した、地元市町村にとって誇りのある施設であり、現在も地元住民との密接な協力関係の下で業務を行っており、こうした地元の期待・意向を尊重することが不可欠であることから、施設を廃止することはできない。

民営化については、以下から困難である。すなわち、民営化を行うと、国の施策を直接的に反映した事業の実施が確保できなくなるとともに、国として緊急的に対応すべき重要な課題が発生した場合であっても、機動的な対応が困難になり、対応が遅れる恐れがある。また、国立青年の家の現在の収入状況を勘案すると、その運営については立地条件や娯楽施設ではない等から採算性が見込めないことから、極めて困難である。さらに、国立青年の家と近辺の都道府県との間では定期的に職員の人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県への普及等が行われており、民営化した場合にはこのような効果的な普及が困難となる。

なお、他の法人との役割分担等の観点については、国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図っており、その機能・役割に応じた効果的な教育プログラムの実施や、学校等の関係機関・団体とのネットワークの構築等を行っている一方、国立オリンピック記念青少年総合センターは青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育の指導者の研修、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、青少年の国際交流活動の推進等により、国の青少年教育を総合的に推進しており、また、国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図っている。

このように、3法人は機能・役割が異なっており、仮に3法人を統合した場合には、その本来の機能・役割が曖昧になり、事業の焦点化が図れなくなるなど、各法人が国から与えられてる使命を効果的に果たせなくなる恐れがあることから、法人の統合は適当ではない。

今後、国立青年の家においては、国として真に実施すべき事業に重点化・戦略化することとしているが、この重点化・戦略化に伴い、組織体制を必要に応じて見直すとともに、各施設で繁忙期閑散期が異なる等、業務の実態を踏まえた職員の機動的な配置等を行い、また、業務の効率化を一層進めるため、事務の集中化・一元化や業務の外部委託をより一層進める措置を講ずるものである。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人国立少年自然の家					府省文部科学省
沿革	昭和50年10月 国立室戸少年自然の家を高知県室戸市に設置。以来、平成3年度まで全国14箇所に計画的に設置。 平成13年4月 「独立行政法人国立少年自然の家」発足。					
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）		
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）			
	3人	2人	1人	265人		
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）	
	一般会計 5,101	一般会計 4,914	一般会計 4,741	一般会計 4,644	一般会計 4,551	
	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	
	計 5,101	計 4,914	計 4,741	計 4,644	計 4,551	
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>【業務運営の効率化に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化状況の目標値：毎事業年度1% ほぼ毎年度達成 (平成13年度：1.3%削減、平成14年度：2.9%削減、平成15年度：0.8%削減) <p>【国民に対するサービスの質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業の参加者の満足度の目標値：80%以上 毎年度達成 (平成13年度：93.5%、平成14年度：97.0%、平成15年度：92.4%) ・主催事業（少年教育指導者研修）の参加者の満足度の目標値：80%以上 毎年度達成 (平成13年度：92.4%、平成14年度：95.3%、平成15年度：94.2%) ・受入れ事業における利用者の満足度の目標値：70%以上 毎年度達成 (平成13年度：90.3%、平成14年度：91.5%、平成15年度：91.2%) ・効率的利用状況（稼働数）の目標値：130万人以上 毎年度達成 (成13年度：134万7千人、平成14年度：139万3千人、平成15年度：140万6千人) 					

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立少年自然の家	府省 文 部 科 学 省
事務及び事業名	少年の団体宿泊訓練に関する事項（主催事業）	
事務及び事業の概要	国立少年自然の家が主体的に企画・実施する主催事業であり、国の施策の動向など、喫緊の少年教育の課題について、先導的・モデル的なプログラムを開発、公立の施設へその成果の普及を図るもの。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>重点化・戦略化</p> <p>公立の施設や民間に普及しているものを廃止するなどにより、次のような国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業に特化し、事業の重点化・戦略化を図る。</p> <p>「総合的な学習の時間」に対応した事業</p> <p>環境教育・環境学習に対応した事業</p> <p>不登校児童・生徒を対象とした事業</p> <p>家庭教育への支援を目的とした事業</p> <p>科学離れに対応した事業</p> <p>国際理解・異文化交流に対応した事業 等</p> <p>具体的には、現在 145 事業が行われているところだが、上記の観点から、以下の 51 事業を廃止（46.1%）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「少年を対象とした自然体験活動等事業」「親子を対象とした自然体験活動事業」のうち、5 事業 ・「学校週 5 日制対応事業」のうち、46 事業 <p>今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、上記のような観点で重点化・戦略化して事業を推進。</p> <p>成果の普及の充実</p> <p>国立少年自然の家は、少年教育の地域の拠点として、主催事業の成果を普及する役割が求められるが、この観点から、以下の見直しを実施。</p> <p>公立の施設職員を招き、主催事業の企画・実施に実際に参画させる研修機会の提供を推進することにより、事業の実施手法・事業成果の普及がより実践的に行われるようにする。</p> <p>各施設年間 10 回以上職員を公立施設等へ派遣し、国立少年自然の家における事業の成果を踏まえた事業の指導等を行う取組を拡充する。</p> <p>事業の成果をより具体的に発信・普及するため、ホームページの内容を拡充し、開発したプログラムの運営上の留意点、参加者の評価・感想、体験活動による子どもたちの変容に係る調査研究の成果の概要等を提供する。</p> <p>関係機関のニーズを踏まえた効果的な普及を行うため、配布先へのアンケート調査行うとともに、ホームページのアクセス状況の把握等によりニーズの把握に努める。</p> <p>ホームページへのアクセスについては、毎年、本部・施設総計でアクセス数 45 万回を目指す。</p>	

事務及び事業について上記措置を講ずる理由

豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。中でも、青少年に社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会が減少する中、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」こととされているように、様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要であるが、このような事業は、民間等にゆだねた場合には、採算等の観点から必ずしも実施されない恐れがある。

このような中で義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図る国立少年自然の家の事務・事業を廃止することはできない。

このような主催事業の地方移管、民営化を行うことは困難である。すなわち、国立少年自然の家は、地域の少年教育の拠点として、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発・実施し、公立の施設へその成果の普及を図る役割を担っている。地方移管、民営化を行った場合、このような国の施策等を直接的に反映した事業の実施が確保されなくなる恐れがある。

また、国立少年自然の家における業務は、国の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や青少年関係団体と緊密な協力・信頼関係を維持しつつ公正かつ適切に実施することが必要であり、地方や民間へ事業を委託した場合には、国として緊急的に対応すべき重要な課題が発生した場合であっても、一々委託契約の変更を行わなければ業務が実施されないなど、機動的な対応が困難になり、対応が遅れる恐れがある。さらに、国立少年自然の家と近辺の都道府県との間では定期的に職員の仕事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県への普及等が行われており、一地方公共団体や民間への委託を行った場合には、このような効果的な普及が困難となる。

以上から、主催事業については、廃止、地方移管、民営化を行わず、国立少年自然の家において実施する必要があるが、今後、国立少年自然の家の役割である、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図る機能に特化していくため、主催事業を「総合的な学習の時間」に対応した事業、環境教育・環境学習に対応した事業、不登校児童・生徒を対象とした事業、家庭教育への支援を目的とした事業、科学離れに対応した事業、国際理解・異文化交流に対応した事業など、国の施策や喫緊の少年の教育の課題に対応した事業に重点化・戦略化を図る措置を講ずるものである。また、公立の施設への主催事業の成果の普及を充実させるため、公立の施設職員に対する国立少年自然の家での研修機会の提供や国立少年自然の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充、アンケート等による公立施設等関係機関のニーズの把握、本部及び各国立少年自然の家のホームページへのアクセス数の数値目標化を行う措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立少年自然の家	府省 文 部 科 学 省
事務及び事業名	少年の団体宿泊訓練に関し、少年教育指導者の研修に関する事項（主催事業）	
事務及び事業の概要	少年教育指導者の研修事業であり、公立施設をはじめとする青少年教育施設職員をはじめ、学校教職員や少年団体指導者に対し、効果的な研修事業を広域的に実施するもの。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>重点化・戦略化</p> <p>公立の施設や民間に普及しているものを廃止するなどにより、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な研修事業に特化することとする。</p> <p>現在、69事業が行われているところだが、このような観点から、「指導者の研修事業」中の「外部の専門的指導員を対象とした研修事業」、「利用団体指導者を対象とした研修事業」のうち2事業を廃止（2.8%）。</p> <p>今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、上記のような観点で重点化・戦略化して事業を推進。</p> <p>成果の普及の充実</p> <p>国立少年自然の家は、少年教育の地域の拠点として、主催事業の成果を普及する役割が求められるが、この観点から、以下の見直しを実施。</p> <p>公立の施設職員を招き、主催事業の企画・実施に実際に参画させる研修機会の提供を推進することにより、事業の実施手法・事業成果の普及がより実践的に行われるようにする。</p> <p>各施設年間10回以上職員を公立施設等へ派遣し、国立少年自然の家における事業の成果を踏まえた事業の指導等を行う取組を拡充する。</p> <p>事業の成果をより具体的に発信・普及するため、ホームページの内容を拡充し、開発したプログラムの運営上の留意点、参加者（少年教育指導者）の評価・感想、成果の概要等を提供する。</p> <p>関係機関のニーズを踏まえた効果的な普及を行うため、配布先へのアンケート調査を行うとともに、ホームページのアクセス状況の把握等によりニーズの把握に努める。</p> <p>ホームページへのアクセスについては、毎年、本部・施設総計でアクセス数45万回を目指す。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。中でも、青少年に社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会が減少する中、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」こととされているように、様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要である。</p> <p>このような中で義務教育諸学校の少年に対し、自然との触れ合いを中心とした活動を通して「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、国の施策を反映した先導的・モデル的な研修事業を実施し、公立の施設へその成果の普及を図る国立少年自然の家の事務・事業を廃止す</p>	

ることはできない。特に、青少年教育を推進する上では、各地域における活動の核となる青少年教育指導者を養成する質の高い研修を行う必要があるが、このような事業は、民間等にゆだねた場合には、採算等の観点から必ずしも実施されない恐れがある。

このような研修事業の地方移管、民営化を行うことは困難である。すなわち、国立少年自然の家は、地域の少年教育の拠点として、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な研修事業を実施し、公立の施設へその成果の普及を図る役割を担っている。地方移管、民営化を行った場合、このような国の施策等を直接的に反映した事業の実施が確保されなくなる恐れがある。

また、国立少年自然の家における業務は、国の政策課題に迅速に対応するとともに、地方公共団体や青少年関係団体と緊密な協力・信頼関係を維持しつつ公正かつ適切に実施することが必要であり、地方や民間へ事業を委託した場合には、国として緊急的に対応すべき重要な課題が発生した場合であっても、一々委託契約の変更を行わなければ業務が実施されないなど、機動的な対応が困難になり、対応が遅れる恐れがある。さらに、国立少年自然の家と近辺の都道府県との間では定期的に職員の人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県への普及等が行われており、一地方公共団体や民間への委託を行った場合には、このような効果的な普及が困難となる。

以上から、研修事業については、廃止、地方移管、民営化を行わず、国立少年自然の家において実施する必要があるが、今後、国立少年自然の家の役割である、国の施策や喫緊の少年教育の課題に対応した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図る機能に特化していくため、主催事業を国の施策や喫緊の青年の教育の課題に対応した研修事業に重点化・戦略化を図る措置を講ずるものである。また、公立の施設への研修事業の成果の普及を充実させるため、公立の施設職員に対する国立少年自然の家での研修機会の提供や国立少年自然の家職員の公立の施設への派遣の推進、事業の成果を紹介するホームページの内容の拡充、アンケート等による公立施設等関係機関のニーズの把握、本部及び各国立少年自然の家のホームページへのアクセス数の数値目標化を行う措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立少年自然の家	府省 文 部 科 学 省
事務及び事業名	少年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、少年の団体宿泊訓練について指導及び助言に関する事項（受入れ事業）	
事務及び事業の概要	学校、団体、グループなど利用団体が、自ら企画・実施する団体宿泊訓練に対して、そのねらいが達成されるよう、様々な団体宿泊訓練プログラムや活動場所、共同生活の機会の提供、利用相談や情報提供などの教育支援を行うことで、少年の健全な育成を担う教育施設としての少年教育の振興を図っている。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>重点化・戦略化</p> <p>国立少年自然の家では、以下のようなねらいを持ったプログラムを行う団体の利用を優先することにより、教育的効果の高い受入れ事業に重点化・戦略化する。</p> <p style="padding-left: 20px;">国の政策課題に合致したプログラム 青少年教育のリーダーの育成に係るプログラム 公立施設や民間では実施困難なプログラム（国立施設の特色・立地条件を活かしたプログラム）</p> <p>指導・助言等の改善</p> <p>受入れ事業に係る指導・助言等について、以下のような改善を行う。</p> <p>事前指導</p> <p style="padding-left: 20px;">利用者のニーズや施設の立地条件等を活かしたプログラムのメニューを質量ともに向上させるとともに、ホームページ等によるこれらの情報提供を強化する。</p> <p style="padding-left: 20px;">子どもたちの発達段階等に応じた適切な指導・助言を行うため、事業の推進を行う専門職員等への研修を強化することにより、一層の資質向上を図る。</p> <p>直接指導</p> <p style="padding-left: 20px;">プログラムの効果的な実施のため、専門職員等による受入れ団体への直接的な指導を推進する。</p> <p>事後指導</p> <p style="padding-left: 20px;">活動の最後に、活動を振り返る機会を設け、行った活動への助言を行うとともに、体験活動の意義や必要性について伝えることにより、利用後の質の高い体験活動を促す。</p> <p style="padding-left: 20px;">活動の最後に、プログラムの内容や展開の仕方が効果的であったか等を検証するため、利用に係る実施報告を提出させることとし、プログラム等の見直しに活用するとともに、これを公表することによって、利用者の効果的な活動を促進する。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動できる青少年を育成していく上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育である「青少年教育」の充実が重要である。中でも、青少年に社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会が減少する中、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」こととされているように、様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要であるが、この	

ような事業は、採算等の観点から、民間にゆだねた場合には必ずしも実施されない恐れがある。

このような中で、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供する国立少年自然の家の事務・事業を廃止することはできない。

このような受入れ事業の地方移管、民営化を行うことは困難である。まず、地方移管については、以下のような理由から、国立少年自然の家で行っている受入れ事業を公立の施設で行うことはできない。

- ・ 指導員が少数であることや予算上の制約から、提供できるプログラムが制約される公立の施設に比し、国立少年自然の家においては、山・高原・海等のそれぞれの自然豊かな立地条件を生かしながら豊富な教育プログラムを提供している。
- ・ ほとんどが200人以下の規模で、学校の1学年全体での利用など、大規模団体の受入れは困難な公立の施設に比し、国立少年自然の家は、400人規模や300人規模で設置され、小・中学校や青少年団体等の大規模団体に対応することが可能である。
- ・ 設置した都道府県（または市町村）の住民を優先する施設がほとんどである公立の青少年教育施設に比し、国立少年自然の家は、広域的な異地域・異年齢の交流活動・体験活動の場と機会を提供している。

また、地方公共団体への施設の移管については、厳しい財政事情の中で地方公共団体の合意を得られる見通しがなく、極めて困難である。

民営化については、国立少年自然の家においては、青少年教育に係る専門的知見を有する職員を配置し、引率指導者に対する宿泊団体訓練のプログラム等についての指導を行うとともに、宿泊する少年に対しては、広場での朝・夕のつどいや宿泊室の清掃等の生活全般にわたる指導を行うなど、きめ細かい指導を行っているものであり、青少年教育の一環として受入れを行っているところ。このような業務は、ホテル等単に研修や宿泊が可能な施設において効果的に実施することは困難であり、民営化を行うことはできない。

また、施設の民営化については、各施設の現在の収入状況を勘案して、運営について採算性が見込めないことから、実態として極めて困難である。

以上から、受入れ事業については、廃止、地方移管、民営化を行わず、国立青年の家において実施する必要があるが、今後、より教育的効果の高い受入れとする観点から、国の政策課題に合致したプログラム、青少年のリーダーの育成に係るプログラム、国立施設の特色・立地条件を活かしたプログラムといった、国の青少年教育施設として受入れを行うことがふさわしい、一定のねらいをもったプログラムを行う団体の利用を優先する措置を講ずるものである。また、利用団体がより効果的にプログラムを実施できるよう、プログラムのメニューの質の向上及びその情報提供の充実、指導・助言を行う専門職員の研修の強化、受入れ団体への専門職員等による直接的な指導の推進、活動の最後に行う指導や検証の充実及びその公表といった、利用団体への指導・助言等について改善を行う措置を講ずるものである。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立少年自然の家	府省 文 部 科 学 省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>組織の効率化等</p> <p>以下のような見直しにより、組織の効率化等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の重点化・戦略化に伴う見直し ・各施設の業務の実態を踏まえた職員の機動的な配置等 ・事務の集中化・一元化 ・業務の外部委託 	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>これからの青少年には、社会参加・社会貢献に対する意識、国際性などが求められるとともに、豊かな心を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動する能力や他者と関わる能力を身に付けることが必要であるが、このような資質や能力を育成する上では、学校教育の充実とともに、青少年を対象とした学校外の教育、すなわち「青少年教育」の充実が益々必要となっているところ。特に、青少年のこのような成長の糧となる社会体験や生活体験、自然体験などを経験する機会の減少が指摘される中、青少年に対し、学校外においても様々な体験活動を意図的・計画的に提供することが極めて重要と思われる。</p> <p>このようなことは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）においても「宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する」とこととされ、その重要性が認識されている。また、「子どもの生活体験等に関するアンケート調査」（平成10年度、小学生・中学生1万1千人を対象）の結果、「生活体験、自然体験が豊富な子どもほど、道徳観や正義感が充実している傾向が見られる」ことが分かっており、青少年の非行や犯罪が深刻化する中、非行防止の観点からも体験活動が重要な役割を果たすところ。さらに、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月25日制定）では、国、地方公共団体は、「学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるもの」とされており、国立青少年教育施設は、環境教育の拠点施設として期待されている。</p> <p>現在、政府全体として、平成15年6月に「青少年育成推進本部」が内閣に設置され、さらに同年12月には「青少年育成施策大綱」が決定され、政府全体で青少年育成施策が推進されているところである。</p> <p>このような中、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図る「少年自然の家」の役割は、「青少年教育」を国として振興する上で不可欠であり、廃止することはできない。</p> <p>また、国立少年自然の家の各施設は、各地域における国の青少年教育振興の中核的機関として、無くてはならない役割を果たしており、仮に廃止した場合にはその地域における青少年教育の振興に支障が生じる恐れがある。また、各施設は各都道府県からの強い要望を受けて設置した、地元市町村に</p>	

とって誇りのある施設であり、現在も地元住民との密接な協力関係の下で業務を行っており、こうした地元の期待・意向を尊重することが不可欠であることから、施設を廃止することはできない。

民営化については、以下から困難である。すなわち、民営化を行うと、国の施策を直接的に反映した事業の実施が確保できなくなるとともに、国として緊急的に対応すべき重要な課題が発生した場合であっても、機動的な対応が困難になり、対応が遅れる恐れがある。また、国立少年自然の家の現在の収入状況を勘案すると、その運営については立地条件や娯楽施設ではない等から採算性が見込めないことから、極めて困難である。さらに、国立少年自然の家と近辺の都道府県との間では定期的に職員の人事交流が行われ、都道府県職員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県への普及等が行われており、民営化した場合には、このような効果的な普及が困難となる。

なお、他の法人との役割分担等の観点については、国立少年自然の家は、義務教育諸学校の少年に対し、「人を思いやる心」「生命を大切に作る心」「我慢する心」などを育むため、学校と連携しつつ、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊を伴う自然体験活動を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図っており、その機能・役割に応じた効果的な教育プログラムの実施や、学校等の関係機関・団体とのネットワークの構築等を行っている一方、国立オリンピック記念青少年総合センターは青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、青少年教育の指導者の研修、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、青少年の国際交流活動の推進等により、国の青少年教育を総合的に推進しており、また、国立青年の家は、高校生や大学生などの青年に対し、「自立心」や「公共心」などを育むため、団体での宿泊を伴うボランティア等の社会体験やスポーツ等の交流体験の機会を提供するとともに、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図っている。

このように、3法人は機能・役割が異なっており、仮に3法人を統合した場合には、その本来の機能・役割が曖昧になり、事業の焦点化が図れなくなるなど、各法人が国から与えられてる使命を効果的に果たせなくなる恐れがあることから、法人の統合は適当ではない。

今後、国立少年自然の家においては、国として真に実施すべき事業に重点化・戦略化することとしているが、この重点化・戦略化に伴い、組織体制を必要に応じて見直すとともに、各施設で繁忙期閑散期が異なる等、業務の実態を踏まえた職員の機動的な配置等を行い、また、業務の効率化を一層進めるため、事務の集中化・一元化や業務の外部委託をより一層進める措置を講ずるものとする。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人 国立女性教育会館				文部科学省
沿革	昭和52年 7月 「国立婦人教育会館」発足。同年10月から事業開始 平成13年 1月 「国立女性教育会館」に名称変更 4月 「独立行政法人国立女性教育会館」発足				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	2人	2人	0人	27人	
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）
	一般会計 789 特別会計 0 計 789	一般会計 759 特別会計 0 計 759	一般会計 765 特別会計 0 計 765	一般会計 743 特別会計 0 計 743	一般会計 823 特別会計 0 計 823
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>【業務運営の効率化に関する事項】</p> 每事業年度1%の業務の効率化 毎年度達成（平成13年度：1.94%削減、平成14年度：1.03%削減、平成15年度：1.08%削減） 各種事業の充実や利用者へのサービス向上を図った上で、外部委託や業務運営の見直し等による管理的経費の効率化を推進。 <p>【国民に対するサービスの質の向上】</p> 研修事業の充実 ・全国の女性教育指導者や海外の女性教育関連政府機関等の指導者に対する研修事業を実施 女性関連施設の管理職や女性団体指導者等に対する研修、DV（配偶者に対する暴力）等の相談員に対する研修や開発途上国の女性教育行政関係者等を対象とした研修を着実に実施。 ・国立女性教育会館主催の研修事業参加者の満足度が毎年平均80%以上 毎年度達成（平成13年度：平均92.7%、平成14年度：平均94.4%、平成15年度：平均97.0%） 調査研究事業の充実 ・国内外の女性教育の関連機関等との共同研究 韓国の女性関連施設（韓国女性開発院）と共同で、女性の生涯学習に関する日韓比較調査を実施 情報事業の充実 ・会館ホームページや女性情報の検索システムの改善を図るなど、女性教育情報センター機能を充実。 ・女性教育に関するデータベースを平成17年度までに28万件整備 平成15年度までに達成（平成15年度：29万2千件）				

- ・ 会館ホームページへのアクセス件数が平成17年度までに20万件
平成15年度までに達成（平成15年度：20万6千件）
- 交流事業の充実
- ・ 国内外の女性教育指導者等が幅広く参加し、学習成果の発表や情報交換など交流機会の提供
国内外の研究者や女性関係団体、行政等の女性教育指導者のネットワーク形成及び交流の機会を提供
- ・ 国立女性教育会館主催の交流事業参加者の満足度が毎年平均80%以上
毎年度達成（平成13年度：平均90.8%、平成14年度：平均95.6%、平成15年度：平均93.8%）
- 受入事業の充実
- ・ 会館の事業活動を援助する会館ボランティアの活動の充実
受入事業や広報活動の支援、情報の収集・整理や環境整備の分野で、毎年約1,000回程度の活動を実施
（平成13年度：1,058回実施、平成14年度：907回実施、平成15年度：1,144回実施）
- ・ 研修利用等の利用者の平均満足度が毎年平均70%以上
毎年度達成（平成13年度：平均83.4%、平成14年度：平均81.1%、平成15年度：平均82.0%）

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立女性教育会館	文部科学省
事務及び事業名	研修事業	
事務及び事業の概要	<p>全国の女性教育指導者等に対して研修を実施し、指導者としての資質・能力の向上を図り、女性関連施設や女性団体等における女性教育に関する事業活動を促進する。また、国際的規模での男女共同参画社会の形成に資するため、海外の女性関連政府機関及びN G Oの指導者に対する研修の充実を図る。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>研修事業の範囲の重点化（事業の重点化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国として真に必要な研修に重点化するため、研修事業の範囲を次の3つに大別し、研修内容の明確化と重点化を図るとともに研修成果の効率的・効果的な還元・波及を推進。また、喫緊の課題に関する研修は、少子高齢化、女性の社会参画への支援（チャレンジ支援）、D V（配偶者に対する暴力）、家庭教育への支援等社会等の変化に対応した研修に焦点化。 <ul style="list-style-type: none"> 全国の女性教育指導者層の資質・能力の向上を図るための研修 女性教育に関する喫緊の課題に関する研修 国際協力・連携に資する研修 <p>地方公共団体等の共益的事業は受託事業として実施（受託による事業への移行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立女性教育会館が行っている研修事業のうち、地方公共団体が行う必要性が高い事業については、廃止し原則として地方に委ねることとする。しかし、地方公共団体が単独で行った場合に、受講者の量的確保や質の維持向上が困難であるものについては、委託等を受け本来業務に支障がない範囲で地方の取組を支援。 <p>研修方法等の見直し（事業の合理化・効率化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者が実際の業務や活動の中で活かせる実践的な研修となるよう、研修事業のプログラム内容、実施方法等を見直し事業の効率化と質の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 討議、演習、実習等の参加型の研修方法を充実し、より実践的な研修を推進 民間のノウハウ（経営、組織のマネジメント、広報等）を活用した研修プログラムの充実 研修成果の還元方策を明確化し、実施状況を調査のうえ評価委員会において厳正な評価を実施 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する男女共同参画社会の実現は、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる豊かで活力ある社会づくりを進める上でも重要な役割を果たすものである。</p> <p>平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法の前文において、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題と位置付けられ、政府が一体となって取り組むこととしている。</p>	

男女共同参画を推進する上で、女性がその資質と能力の向上を図り、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画するための力をつけるとともに、男女双方に対し男女平等意識の涵養や女性問題解決に資する教育活動である「女性教育」の推進は極めて重要である。

研修事業は、国内外の女性教育指導者等の資質・向上を図ることにより、その事業活動を促進するものであり、女性教育の振興を図る上で必要不可欠な事業である。

国立女性教育会館は、女性教育指導者等の実践的な研修、女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究、女性及び家庭・家族に関する情報の提供、女性関連施設及び女性関連団体等のネットワーク・交流の拠点としての役割と機能を有しており、会館のこれらの役割については平成22年までの長期的な政策の方向性を示した「男女共同参画基本計画（平成12年12月閣議決定）」にも盛り込まれており、国の施策の方針に則った事業を着実に実施する必要がある。

国立女性教育会館は、国の動向や時代のニーズに対応しかつ地方や民間では行われていない先駆的・モデル的な研修事業等を開発・実施し、その成果を地方の女性関連施設等に普及する役割を担っている。会館が行う研修は、男女共同参画に関する喫緊の課題について地方や民間に先駆けてモデル的な研修を行うため、企画・立案、講師の選定、研修資料の作成等において、専門的な知識とその分野の研究者や女性関連施設や女性団体等との幅広いネットワークが求められることから、これらの業務に関し長い実績と専門性が確保されている当該法人以外に実施できない。

仮に、地方公共団体が国からの委託を受けたとしても、地方公共団体の所掌範囲は行政区域内に限られていることから、全国又は諸外国を視野に入れた事業を実施することができない。

民営化とした場合は、民間的経営のもとに採算性が重視され採算性の低い事業の廃止や研修事業の有料化や宿泊料金の高額化が必須であり、受講者数が減少し、本来、参加すべき対象者が参加できなくなるなど、我が国の男女共同参画社会の形成にも重大な影響を及ぼすこととなる。

国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、これまでも地方や民間等との役割分担を図りつつ、先駆的・モデル的な研修の充実等に努めてきたところであるが、更に研修効果の還元・波及の観点から研修対象者を女性関連施設の管理職や女性団体の役職員等に精選した研修、我が国の社会構造にも重大な影響を及ぼす少子高齢化の問題や女性の様々な分野へのチャレンジ支援及び深刻化する配偶者間の暴力など男女共同参画に関する喫緊の課題に対する研修、国際的な目標でもある男女共同参画社会の形成を促進するための国際社会の一員としての役割を果たすための研修に重点化するという措置を講ずるものである。

また、地方に普及した事業や地方で行う必要性の高い事業は、極力地方に委ねることとともに、効率的・効果的な研修方法等の見直しを行い、参加型の研修プログラム、民間のノウハウの活用、研修成果の還元方策の明確化等の措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立女性教育会館	文部科学省
事務及び事業名	調査研究事業	
事務及び事業の概要	男女共同参画社会の形成の促進に資するため、女性教育や家庭教育に関する専門的な調査研究を実施し、その成果を踏まえ課題解決に有効な学習プログラムや教材の開発等に関する調査研究を充実する。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>調査研究の範囲の重点化（事業の重点化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究事業は、以下の分野に重点化した上で、その成果が会館の他の機能（研修、情報、交流）と有機的な連携が図られ、かつ広く国民に利活用される調査研究に限定。国際連携・協力の観点から海外関係機関と連携した国際的な調査等は引き続き実施。 女性教育の振興に関する基礎的調査研究 研修方法等の改善に資する学習プログラム調査研究 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>調査研究事業は、男女共同参画の進捗状況の指標となるような男女別の様々な調査の比較分析や喫緊の課題に対するプログラム・教材の開発に関する調査研究を行うものであり、男女共同基本計画にも明記されているとおり女性教育の振興を図る上で必要不可欠な事業であり、引き続き当該法人の任務として実施する必要がある。また、当該事業は国立女性教育会館が行う他の事務・事業（研修、情報、交流）と有機的に連携することにより、経費の節減と事業の効率化や質の向上が図られており、4つの機能が一体となって取り組まれる必要があることから当該事業を廃止することはできない。</p> <p>地方の女性関連施設のうち調査研究の業務を行っている施設は34館（10％）に過ぎず、調査研究を行っている施設においても、その内容は当該地域課題への対応に関するものに限定されており、地方公共団体の所掌の範囲、実績の問題等から地方移管は馴染まない。全国的または国際的な調査研究は女性教育のナショナルセンターである国立女性教育会館の役割であり、地方の女性関連施設や行政、女性団体等は、報告書や会館の情報事業によりこれらの情報を得てそれぞれの事業や業務に活かしている。</p> <p>国立女性教育会館が行う調査研究は、他の3つの機能と一体となって取り組まれており、研修等に活かされるよう実践的な内容となっていることから、大学で行われる学術的な研究とは目的、内容が異なり大学への移管は馴染まない。また、男女共同参画社会の形成に向けて様々な課題解決を図るためには、特定分野の研究に限らず幅広い分野の研究者との連携を図ることが重要であることから、大学の一機関として位置付けるのではなく、現体制を中心に必要に応じ外部の研究者等の協力を得ることが効果的である。</p>	

国立女性教育会館が有する4つの機能は相互に有機的に連携することにより成果をあげているものであり、調査研究を行う際もその成果の活用方法等を十分踏まえた上でっており、経費の効率化の観点からも調査研究のみを民営化することはできない。なお、民間機関の機動性や独自のネットワークを活用することにより効率化が図れる分野（アンケート調査等）については、民間委託を実施している。

更に、今後は、女性教育のナショナルセンターとして役割を果たすため、第5回国連女子差別撤廃委員会からの勧告（平成15年7月）を踏まえ、女性教育の包括的プログラムや将来の女性指導者の訓練プログラムに関する調査研究の実施、少子高齢化や家庭教育の支援及び女性の様々な分野へのチャレンジ支援などの喫緊の課題に対する調査研究やアジア地域を中心とした開発途上国の女性支援のための調査研究など、調査研究の重点化という措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立女性教育会館	文部科学省
事務及び事業名	情報事業	
事務及び事業の概要	男女共同参画社会の形成及び女性の多様な学習に必要な女性、家族、家庭に関する国内外の情報を収集し提供を推進するため、女性教育情報センター機能の充実を図る。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>情報事業の範囲の重点化（事業の重点化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報事業の範囲を次の2つに大別し、女性教育に関する情報のうち地域レベルでは収集が困難な資料等の収集・提供やデータベースの構築等に重点化。 女性教育に関する調査研究成果に関する情報 国内外の女性教育に関する各種資料等の情報 <p>関係機関・団体等とのデータベースの共同構築（事業の合理化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで会館が構築してきた関係機関・団体等に関するデータベースは、それぞれの機関との共同構築方式に見直すことにより、事務の合理化、経費の効率化及び情報の即時性を確保。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>情報事業は、女性や家庭・家族に関する国内外の女性教育情報センターとしての役割を担っており、所有する図書情報やデータベースは国内最大規模である。また、本事業は、男女共同参画基本計画にも明記されているとおり女性教育を振興する上で必要不可欠な事業であり、引き続き当該法人の任務として実施する必要がある。なお、当該事業は、国立女性教育会館が行う他の事務・事業（研修、調査研究、交流）と有機的に連携することにより、経費の節減と事業の効率化や質の向上が図られており、4つの機能が一体となって取り組まれる必要があることから当該事業を廃止することはできない。</p> <p>地方の女性関連施設のうちインターネットによる情報事業の業務を行っている施設は76館(22.6%)に過ぎず、その内容も当該行政地域に限られていることから地方移管は馴染まない。また、国内外に対する女性情報の収集・発信に関する業務は、女性教育のナショナルセンターである国立女性教育会館の役割とされており、平成15年度末までにデータベースの件数は29万件を数え国内最大の女性教育情報センターとなっている。また、ホームページへも年間約21万件のアクセスがあり法人化前と比べ約2倍となっており、その役割を果たす結果となっている。</p> <p>データベースの構築や関係資料の収集にあたっては、国内外の女性関連施設・機関、女性関係団体及び大学等関係機関との緊密なネットワークが形成されて初めて可能となるものであり、民間では同等の機能を果たすことができない。また、民間的経営のもとに採算性を重視した場合は、各種情報等の有料化が進められたり、採算性の低い事業の廃止などが行われれば、国民へのサービスの低下を招くなど、我が国の男女共同参画社会の形成にも重大な影響を及ぼすこととなる。</p>	

国立女性教育会館は、国内外の女性関連施設や団体等及び国民一般に対する女性教育情報センターとしての役割を求められていることに変わりはないが、IT技術の進展等に伴い、地方の女性関連施設等でも地域情報は自ら提供する施設が増加してきていることから、これらの情報は地方等に委ねることとし、会館は女性教育のナショナルセンターとして国立女性教育会館のみが成し得る情報の収集提供を行うとともに、地方の女性関連施設や女性団体及び各国の女性関連機関・施設等の情報を総合的に提供する女性教育情報のポータルサイトとしての機能に重点化するという措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立女性教育会館	文部科学省
事務及び事業名	交流事業	
事務及び事業の概要	女性団体や研究者等のネットワーク形成及び交流の拠点として、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し、相互に学習成果の発表や情報交換などの交流機会の充実を図り、女性団体等における女性教育に関する活動の促進を図る。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>交流事業の範囲の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流事業の範囲を次の2つに大別するとともに、効率的かつ効果的なネットワーク形成を推進するため、行政、女性関連施設、女性団体等の指導者及び大学の研究者等に対象を焦点化。 全国各地の女性団体等の指導者と研究者等の情報交換、ネットワーク形成を目的とする事業 国際的な研究成果の情報発信・普及を目的とする事業 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>交流事業は、国内外の関係機関・施設、団体の指導者等及び研究者の活動や研究の成果について情報交換し、広く普及を図ることを目的とした事業であり、男女共同参画基本計画にも明記されており女性教育の振興を図る上で重要な役割を担っており引き続き当該法人の任務として実施する必要がある。</p> <p>また、交流事業は国立女性教育会館が行う他の事務・事業（研修、調査研究、情報）と有機的に連携することにより、経費の節減と事業の効率化や質の向上が図られており、4つの機能が一体となって取り組まれる必要があることから当該事業を廃止することはできない。</p> <p>国立女性教育会館は、国内外の女性関係指導者等を対象とした交流事業等を実施しているが、前述のとおり地方自治体の所掌範囲等との関係から、地方移管した場合これら広域的な取組は行われなくなる。交流事業への参加者等は、国立女性教育会館が女性教育のナショナルセンターとして、国内外の女性関連施設・機関、女性教育関係団体等とこれまで築いてきたネットワークにより、活性化が図られてきたものであるが、民営化された場合はこのようなネットワークが損なわれ、事業が衰退する恐れがある。</p> <p>また、交流事業は、参加団体等との連絡や相互調整等に手間がかかり職員の負担が非常に大きいことから、採算性を重視する民間機関では実施することが困難であり、現にこのような事業を行っている民間機関はない。</p> <p>国立女性教育会館は、これまで、研究者や女性団体等の指導者がそれぞれ別個にネットワーク形成を図ってきたところであるが、近年は研究者や女性団体等の指導者が、それぞれの研究成果と実践活動の成果について情報交換することにより、研究と実践の連携を図ることが求められているため、今後は両者が一体となったネットワーク形成と交流を推進する観点から、上記のように全国的又は国際的なものに事業の範囲と対象を焦点化するという措置を講ずるものである。</p>	

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立女性教育会館	文部科学省
事務及び事業名	受入事業	
事務及び事業の概要	女性教育に関する自主的な学習・研修を目的とする女性教育関係者に対して、研修の機会を提供するとともに、研修や施設利用に関する指導・助言等を行う。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>利用者にとって満足度の高い研修プログラムの提供・支援（事務・事業の質の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利用目的に応じたプログラムづくりの支援や男女共同参画を推進する上での喫緊の課題に対応したプログラムの提供など、より質の高い研修が行われるようきめ細かな支援を実施。 <p>受入事務の民間委託の範囲の拡大（民間委託の範囲の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間委託の範囲を利用受付・案内、施設使用料等徴収、宿泊施設の維持に関する業務全般に拡大し、利用申込みから研修利用までの利便性を向上。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>国立女性教育会館が設置する宿泊施設は、主催事業（研修等）の参加者及び全国の女性関係団体等が自主的な研修を行う際の利用に供するものであり、誰でも自由に利用できるホテル等の民間宿泊施設とは趣旨・目的が異なり競合するものではない。</p> <p>また、研修等を行うに当たっては、高い専門性を有する会館職員が、プログラムの企画段階からきめ細かな助言・指導等を行うとともに、プログラム内容に応じて講義等を行うなど、利用者が質の高い研修成果を得られるよう支援しており、民間の宿泊施設では行い得ないものであることから、民営化は馴染まない。</p> <p>仮に、宿泊施設等を民営化した場合は、民間の経営者に受入の判断が移り一般の利用者との競合が生じ、会館が主催する研修事業や交流事業の参加者の宿泊施設や研修施設が確保されない等の問題が発生するとともに、上記の理由から研修等の質の低下を招くことになり、我が国の男女共同参画社会の形成に多大な影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>少子高齢化、配偶者間の暴力、女性の社会参画の支援など、女性教育を振興する上で喫緊に対処すべき課題が山積している。これらの課題解決を図るためには、国立女性教育会館が行っている研修事業のみならず、会館を利用して自ら研修を行う人々に対し積極的にプログラムや事例の提供及び会館職員による直接指導など、新たな経費負担を招くことなく事務・事業の改善を行い、より充実した研修支援の充実を図るといふ措置を講ずるものである。</p> <p>また、利用申し込みの受付から料金収納、食堂との連絡調整、宿泊室の調整など独立行政法人化以降取り入れてきた利用受入事務については、利用者の利便性の向上と事務・事業の効率化を図る観点からより積極的な民間委託を推進するといふ措置を講ずるものである。</p>	

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立女性教育会館	文部科学省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行</p> <p>自己収入の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度を目途に宿泊者利用率を50%（現在約30%）まで大幅に引き上げることににより、自己収入を増加。 ・ 宿泊料金や研修施設使用料金は、受講者の特殊性等を踏まえ民間と同程度とすることは困難であるが、近隣の民間施設や関係機関等の料金体系等を参考に適切な料金体系を見直し 	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>豊かで活力ある男女共同参画社会の実現のためには、女性の資質向上と能力開発とあわせて、男女双方に対して男女共同参画に関する理解促進を図る必要がある。その実現半ばにある我が国においては、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置付け、政府全体で推進することとしている。我が国のこれまでの取組により、男女共同参画に関する理解や固定的な役割分担意識については、徐々に改善されてきつつあるが、諸外国に比べるといまだ十分とは言えない。また、国連女子差別撤廃委員会からも引き続き教育を含めた推進方策等について勧告を受けており、男女共同参画社会の実現に向けた一層の取組が求められているところである。</p> <p>なお、国立女性教育会館は、アジア各国の女性関係施設・機関に先駆けて設置されている。これまでの取組やその実績において各施設をリードするものであり、会館はアジア地域における男女共同参画を推進するという使命も有している。</p> <p>このような中、女性教育のナショナルセンターとして男女共同参画社会の形成に資する政策的課題に対応した事業を実施する国立女性教育会館の果たす役割はますます重要なものとなってきており、当該法人を廃止することはできない。</p> <p>国立女性教育会館は、国の動向や時代のニーズに対応しかつ地方や民間では行われていない先駆的かつモデル的な研修事業等を開発・実施し、その成果を地方の女性関連施設等に普及する役割を担っている。会館は、女性教育指導者等の実践的な研修、女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究、女性及び家庭・家族に関する情報の提供、女性関連施設及び女性関連団体等のネットワーク・交流の拠点としての役割と機能を有しており、これらの機能が有機的に連携し一体となって取り組まれることによって、経費の節減と事業の効率化や質の向上が図られている。</p> <p>女性教育のナショナルセンターとして期待される役割を果たしていくためには、今後とも4つの機能が一体となって取り組まれる必要がある。</p> <p>また、これらの業務を行うには、専門的な知識の蓄積とその分野の研究者や国内外の女性関連施設・団体等との幅広いネットワークが求められることから、当該業務に関し長い実績と専門性が確保されている当該法人以外に実施できない。</p> <p>地方公共団体の所掌範囲は行政区域内に限られていることから、例えば地方公共団体が国からの委託を受けたとしても、全国又は諸外国を視野に入れた事業を実施することができない。</p>	

民営化とした場合は、民間的経営のもとに採算性が重視され、研修事業や女性教育情報の有料化が進められたり、採算性の低い事業の廃止や宿泊料金の高額化が必須であり、受講者数が減少し、女性教育の振興を図る上で本来、参加すべき対象者が参加できなくなるなど、我が国の男女共同参画社会の形成にも重大な影響を及ぼすこととなり、民営化すべきではない。

このような理由により、国立女性教育会館を廃止又は地方移管、民営化すべきではないが、男女共同参画社会の形成に向けた女性教育の更なる振興を図るため、「特定独立行政法人」から「特定独立行政法人以外の独立行政法人」へ移行し、地方や民間の女性関連施設、国立大学法人等との円滑な人事交流を推進するとともに、自己収入の確保等による財務状況の改善を図るという措置を講ずるものである。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人 物質・材料研究機構		府省 文部科学省		
沿革	昭和31年7月 科学技術庁の附属機関として金属材料技術研究所設立 昭和41年4月 科学技術庁の附属機関として無機材質研究所設立 平成13年4月 金属材料技術研究所と無機材質研究所を統合し、「独立行政法人物質・材料研究機構」発足				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	4人	4人	0人	541人	
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）
	一般会計 18,081 特別会計 0 計 18,081	一般会計 17,361 特別会計 0 計 17,361	一般会計 17,154 特別会計 0 計 17,154	一般会計 16,928 特別会計 0 計 16,928	一般会計 19,780 特別会計 0 計 19,780
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>【業務運営の効率化に関する事項】 毎事業年度につき1%の事業の効率化 毎年度達成【平成14年度：2.9%削減、平成15年度：1.0%削減】</p> <p>【財務内容の改善に関する事項】 自己収入の増加目標（中期計画）対前年度比5%増 ・外部研究資金の増加を大幅に達成【平成14年度：50.7%増、平成15年度：22.5%増】 ・自己収入全体も大幅増【平成14年度：36.9%増、平成15年度：43.0%増】 固定的経費の削減についての中期目標「管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る」 十分な削減を実現できる見込み【平成13年度77.4% 平成15年度73.5%】</p> <p>【業務の質の向上に関する事項】 「ナノ物質・材料」、「環境・エネルギー材料」、「安全材料」の各重点研究開発領域及び「研究基盤、知的基盤の充実」において実施している25プロジェクトについては、成果目標は全て達成できる見込み。</p>				

論文発表目標(中期計画): 2件/年・人(平成11年度までの5年間の実績は年平均1.78件/年・人)

大幅に超える見込み

【平成13年度: 2.00件/年・人、平成14年度: 2.01件/年・人、平成15年度: 2.56件/年・人】

特許出願目標(中期計画): 160件/年(平成11年度までの5年間の実績は年平均119件/年)

大幅に超える見込み【平成13年度: 229件/年、平成14年度: 424件/年、平成15年度: 544件/年】

施設の共用目標(中期計画): 外部機関との共同研究数80件/年(平成12年度までの3年の実績68件/年)

達成【平成13年度: 68件/年、平成14年度: 83件/年、平成15年度: 86件/年】

外部研究者受け入れ目標(中期計画): 年平均700人以上(平成11年度までの過去5年の年平均531人)

大幅に超える見込み【平成13年度: 790人/年、平成14年度: 833人/年、平成15年度: 928人/年】

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金等の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 物質・材料研究機構	府省	文部科学省
事務及び事業名	ナノ物質・材料研究		
事務及び事業の概要	ナノ領域での原子・分子制御とそれによって生じる物理・化学的效果の基礎・基盤的研究を更に強化するとともに、その成果を革新的材料につなげる研究開発を推進する。		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>機構の研究全体を、当該研究に大幅に重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の重点研究開発領域の3領域（「ナノ物質・材料研究」、「環境・エネルギー材料研究」、「安全材料研究」）を、2領域（「ナノテクノロジーを用いた物質・材料研究」、「持続的発展ができる国づくりを支えるための材料研究」）に重点化するとともに、「ナノ物質・材料」は必要な強化を図った上で実施する。 ・ 現在「ナノ物質・材料研究」の下で行っている9つのプロジェクトのうち、5つのプロジェクトについては、所期の成果目標が達成できる見込みであることから終了する。また、「ナノデバイス新材料の開発に関する研究」等の4つのプロジェクトについては、新たな材料の開発につながる可能性が高いことから引き続き取り組む。 <p>さらに、「ナノ有機分子」等のテーマに関するプロジェクトを新たに追加し、実施する。</p>		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>物質・材料科学技術は、新物質・新材料の発見、発明に象徴されるように新時代の科学技術、社会、経済の飛躍的な発展を先導するとともに、情報通信、環境、ライフサイエンスなどの国民の生活・社会に関わる広範な分野の開拓の礎となる基礎的・基盤的科学技術である。また、あらゆる科学技術のブレークスルーの源泉であり、技術革新をリードする科学技術であるとともに、我が国が優位性を持つものづくり技術を更に発展させ、一層の国際競争力強化の基盤となる科学技術である。</p> <p>このため、政府は、ナノテクノロジー・材料分野を、広範な科学技術分野の飛躍的な発展の基礎を支える重要な分野であるとし、「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）における科学技術の戦略的重点化の方針の中で、特に重点を置き、優先的に研究開発資源を配分すべき重点4分野の一つと位置付け、当該分野の研究開発を強力に推進している。</p> <p>仮に、これらの業務が確実に実施されない場合、物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発において諸外国に遅れをとるだけでなく、我が国の強みでもあるものづくり産業の弱体化、生活・社会に関わる広範な分野の研究開発全体の衰退や国際競争力の低下などにつながる可能性があるなど、多大な悪影響を招きかねない。</p> <p>物質・材料科学技術の中でも、世界各国で国策として、ナノテクノロジーを用いた研究が推進されており、国際競争力維持の観点から、ナノ物質・材料研究の推進が急務である。</p>		

さらに、「科学技術基本計画」においても、ナノテクノロジーの活用により、情報通信、エネルギー、バイオテクノロジー、医療などに新しい材料、デバイス等を提供することが可能とされ、具体的には、ナノレベルで物質構造等を制御することで、超高強度化、超軽量化、超高効率発光等の革新的機能を有するナノ物質・材料などの研究開発を、特に取り組むべき課題と指摘している。

そのため、「ナノ物質・材料研究」については、国として積極的に取り組んでいくことが必要である。

ナノテクノロジーを用いた物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発は、成果の見通しに関して不確定要素が大きいこと、必ずしも成果が実用化に結びつかないこと、長期的な取り組みを必要とし、実用化までに多くの課題をクリアしていく必要があること、研究施設・設備に多額の費用を要する場合があること等、規模や経済性等の面から、民間主導で推進することは難しい。

物質・材料研究の推進は、国策上の重要課題であり、中核的研究機関において、資金・人材を集中的に投入して実施することが効率的な研究開発を行う上で重要なこと、また、その成果の普及及び活用は特定の地域住民を対象としたものでもないことから、地方公共団体の研究機関に移管することも困難と考えられる。

よって、必要な研究施設・設備を有し、中核的研究機関として資金・人材を集中的に投入でき、規模として比較的大きな基礎研究に集中的かつ柔軟に取り組むことができる中核的機関が必要であり、我が国で唯一同研究を専門に担っている機構にて、引き続き「ナノ物質・材料研究」が取り組まれることが不可欠である。

機構では現中期目標に従い、「ナノ物質・材料研究」の業務を推進し、「原子スイッチの創製」、強誘電体ナノドメインテクノロジーを用いた高機能波長変換素子の製造、「カーボンナノ温度計の発見」、「BN（窒化ホウ素）等の新規ナノ物質の創製」、「フラーレンナノウィスカーの製造方法の開発」等に取り組み、多くの業績を上げており、今後、ナノテクノロジーとの融合により、新しい機能や優れた特性をもつ物質・材料が産み出される可能性が大きいと考えられる。

以上を踏まえ、世界を先導する技術革新の創出を目指し、新たなブレイクスルーの可能性を秘めた「ナノテクノロジーを用いた物質・材料研究」に大幅に重点化し、積極的に取り組んでいく措置を講ずるものである。

その際、当該業務において新たにプロジェクトを選定するに当たっては、これまで機構が取り組んできたテーマで機構が高い研究ポテンシャルを有し、新たな材料の開発につながる可能性が高いもの、これまで機構が取り組んでいないテーマではあるが社会的なニーズが高いもので、国として取り組む必要があるもの、萌芽研究において一定の成果が得られプロジェクトとして取り組む必要があると考えられるもの、に重点化した上で取り組むこととする。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 物質・材料研究機構	府省	文部科学省
事務及び事業名	環境・エネルギー材料研究		
事務及び事業の概要	資源循環型経済社会の構築を支える、省エネルギー、リサイクル、省資源などの社会からの要請に応える社会的付加価値の高い材料技術開発を行う。		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>当該研究の戦略化・重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該研究は「安全材料研究」と統合し、「持続的発展ができる国づくりを支えるための材料研究」として、大幅に戦略化・重点化する。 ・ 現在「環境・エネルギー材料研究」の下で行っている4つのプロジェクトについて、「リサイクル鉄の超鉄鋼化」、「有害化学物質除去触媒の探索・創製」、「加工性に優れた先進構造材料の開発に関する研究」の3つのプロジェクトは、所期の成果目標が達成できる見込みであることから終了する。また、有望な研究成果が得られる可能性が高い「新世紀耐熱材料プロジェクト」及び萌芽的研究で実施していた「鉛フリー圧電材料」は、今後、産業界のニーズも高く、実用化の可能性も高いことから、引き続き取り組む。 		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>物質・材料科学技術は、新物質・新材料の発見、発明に象徴されるように新時代の科学技術、社会、経済の飛躍的な発展を先導するとともに、情報通信、環境、ライフサイエンスなどの国民の生活・社会に関わる広範な分野の開拓の礎となる基礎的・基盤的科学技術である。また、あらゆる科学技術のブレークスルーの源泉であり、技術革新をリードする科学技術であるとともに、我が国が優位性を持つものづくり技術を更に発展させ、一層の国際競争力強化の基盤となる科学技術である。</p> <p>このため、政府は、ナノテクノロジー・材料分野を、広範な科学技術分野の飛躍的な発展の基礎を支える重要な分野であるとし、「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）における科学技術の戦略的重点化の方針の中で、特に重点を置き、優先的に研究開発資源を配分すべき重点4分野の一つと位置付け、当該分野の研究開発を強力に推進している。</p> <p>仮に、これらの業務が確実に実施されない場合、物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発において諸外国に遅れをとるだけでなく、我が国の強みでもあるものづくり産業の弱体化、生活・社会に関わる広範な分野の研究開発全体の衰退や国際競争力の低下などにつながる可能性があるなど、多大な悪影響を招きかねない。</p> <p>また、「科学技術基本計画」では、物質・材料の研究開発として具体的に重点を置くべき技術として、「省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術」をあげており、そのため、「環境・エネルギー材料研究」について、国として積極的に取り組んでいくこ</p>		

とが必要である。

物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発は、成果の見通しに関して不確定要素が大きいこと、必ずしも成果が実用化に結びつかないこと、長期的な取り組みを必要とし、実用化までに多くの課題をクリアしていく必要があること、研究施設・設備に多額の費用を要する場合があること等、規模や経済性等の面から、民間主導で推進することは難しい。

物質・材料研究の推進は、国策上の重要課題であり、中核的研究機関において、資金・人材を集中的に投入して実施することが効率的な研究開発を行う上で重要なこと、また、その成果の普及及び活用は特定の地域住民を対象としたものでもないことから、地方公共団体の研究機関に移管することは困難と考えられる。

よって、必要な研究施設・設備を有し、中核的研究機関として資金・人材を集中的に投入でき、規模として比較的大きな基礎研究に集中的かつ柔軟に取り組むことができる中核的機関が必要であり、我が国で唯一同研究を専門に担っている機構にて、引き続き「環境・エネルギー材料研究」が取り組まれることが不可欠である。

機構では、これまでの当該研究のプロジェクト等により、「世界最高耐用温度のNi基超合金の開発」等の成果をはじめ、多くの論文、特許の取得などにより大きな成果をあげていることから、引き続き「環境・エネルギー材料研究」を推進していく。

しかし、限られた研究資源を効果的に活用し、最大限の研究成果を得ることが必要であることから、「環境・エネルギー材料研究」については、社会的課題に対応し、産業界のニーズがあり、実用化の可能性の高いものに限って合理的、効率的に研究を推進するという共通的な観点から、一体的に研究を進めるために「安全材料研究」と統合した上で、「持続的発展ができる国づくりを支えるための材料研究」として実施する措置を講ずるものである。

その際には、生活環境の改善等の社会的ニーズに対応し、有望な研究成果が得られ、実用化の可能性が高いプロジェクトを、民間企業等と共同で研究を行うものに厳選して実施するなど大幅な重点化を図った上で実施する。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 物質・材料研究機構	府省	文部科学省
事務及び事業名	安全材料研究		
事務及び事業の概要	国民の安全な生活空間を確保するとの観点から、材料の機能を高度に活かした高い安全性を有する材料技術開発を行う。		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>当該研究の戦略化・重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該研究は「環境・エネルギー材料研究」と統合し、「持続的発展ができる国づくりを支えるための材料研究」として、大幅に戦略化・重点化する。 ・ 現在「安全材料研究」の下で行っている6つのプロジェクトについては、「素機能融合化技術による安全材料の開発に関する研究」、「材料安全使用のための材料リスク情報プラットフォームの開発に関する研究」、「高安全鉄骨構造部材の技術開発」の3つのプロジェクトについては、所期の成果目標が達成できる見込みであることから終了する。また、「生体材料」、「新世紀構造材料（超鉄鋼材料）」の研究、「革新的ナノ薬物送達システム（DDS）のための担体材料開発」は、今後、産業界のニーズも高く、実用化の可能性も高いことから、引き続き取り組む。 		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>物質・材料科学技術は、新物質・新材料の発見、発明に象徴されるように新時代の科学技術、社会、経済の飛躍的な発展を先導するとともに、情報通信、環境、ライフサイエンスなどの国民の生活・社会に関わる広範な分野の開拓の礎となる基礎的・基盤的科学技術である。また、あらゆる科学技術のブレークスルーの源泉であり、技術革新をリードする科学技術であるとともに、我が国が優位性を持つものづくり技術を更に発展させ、一層の国際競争力強化の基盤となる科学技術である。</p> <p>このため、政府は、ナノテクノロジー・材料分野を、広範な科学技術分野の飛躍的な発展の基礎を支える重要な分野であるとし、「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）における科学技術の戦略的重点化の方針の中で、特に重点を置き、優先的に研究開発資源を配分すべき重点4分野の一つと位置付け、当該分野の研究開発を強力に推進している。</p> <p>仮に、これらの業務が確実に実施されない場合、物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発において諸外国に遅れをとるだけでなく、我が国の強みでもあるものづくり産業の弱体化、生活・社会に関わる広範な分野の研究開発全体の衰退や国際競争力の低下などにつながる可能性があるなど、多大な悪影響を招きかねない。</p> <p>また、「科学技術基本計画」では、物質・材料の研究開発として具体的に重点を置くべき技術として、「安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術」をあげており、そのため、「安全材料研究」について、国として積極的に取り組んでいくことが必要である。</p>		

物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発は、成果の見通しに関して不確定要素が大きいこと、必ずしも成果が実用化に結びつかないこと、長期的な取り組みを必要とし、実用化までに多くの課題をクリアしていく必要があること、研究施設・設備に多額の費用を要する場合があること等、規模や経済性等の面から、民間主導で推進することは難しい。

物質・材料研究の推進は、国策上の重要課題であり、中核的研究機関において、資金・人材を集中的に投入して実施することが効率的な研究開発を行う上で重要なこと、また、その成果の普及及び活用は特定の地域住民を対象としたものでもないことから、地方公共団体の研究機関に移管することは困難と考えられる。

よって、必要な研究施設・設備を有し、中核的研究機関として資金・人材を集中的に投入でき、規模として比較的大きな基礎研究に集中的かつ柔軟に取り組むことができる中核的機関が必要であり、我が国で唯一同研究を専門に担っている機構にて、引き続き「安全材料研究」が取り組まれることが不可欠である。

機構では、これまでの当該研究のプロジェクト等により、「ナノ析出物による鉄鋼のクリープ寿命の百倍化」、「超鉄鋼の厚板化」、「骨誘導再生膜の開発」、「新規生体親和性接着剤の開発」などの成果をはじめ、多くの論文、特許の取得などにより大きな成果をあげていることから、引き続き「安全材料研究」を推進していく。

しかし、限られた研究資源を効果的に活用し、最大限の研究成果を得ることが必要であることから、「安全材料研究」については、社会的課題に対応し、産業界のニーズがあり、実用化の可能性の高いものに限って合理的、効率的に研究を推進するという共通的な観点から、一体的に研究を進めるために「環境・エネルギー材料研究」と統合した上で、「持続的発展ができる国づくりを支えるための材料研究」として実施する措置を講ずるものである。

その際には、人の健康の維持等の社会的ニーズに対応し、有望な研究成果が得られ、実用化の可能性が高いプロジェクトを、民間企業等と共同で研究を行うものに厳選して実施するなど大幅な重点化を図った上で実施する。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 物質・材料研究機構	府省	文部科学省
事務及び事業名	研究基盤、知的基盤の充実		
事務及び事業の概要	材料データシートの整備等、継続的な取り組みが求められる研究基盤、知的基盤の充実に、計画的かつ着実に進める。		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>所期の成果目標が達成できる見込みであるプロジェクトは全て終了し、国として必要な事業に限って引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究基盤の充実として行っている「コンビナトリアル材料創製」等の6つの研究基盤プロジェクトについては、所期の成果目標が達成できる見込みであることから、全て終了する。 なお、その成果は、「ナノテクノロジーを用いた物質・材料研究」等での活用を図る。また、「インターネット電子顕微鏡」については、研究開発としては終了し、「研究成果の普及」でその活用を図る。 ・ 知的基盤の充実として行っている「材料データシートの整備」、「物質・材料に関する知的基盤の構築」の事業については継続する。「プレスタンダード化事業の推進」については、国際標準化をさらに強化する必要があることから、「材料の国際標準化事業」として見直しの上、着実な実施を図る。 		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>研究基盤については、機構の研究全体として「ナノテクノロジーを用いた物質・材料研究」に大幅に重点化すること、また、研究基盤プロジェクトについては所期の成果目標を達成できる見込みであることから、全て終了する措置を講ずるものである。</p> <p>知的基盤については、機械・構造物に使われている材料の健全性を判断するための材料データの発信を担う「材料データシートの整備」や、研究者や技術者が最適な材料選択等のために必要とする材料情報の発信を担う「物質・材料に関する知的基盤の構築」として行っている「材料データベースの整備と公開」事業は、安全・安心な社会の構築を底辺で支え、かつ、産業基盤の下支えを通じて社会の発展に貢献する重要な事業である。</p> <p>また、材料及び特性評価法の普及、ISOなどの国際規格への反映を目指して行われている「プレスタンダード化事業」は、今日の新材料の実用化・普及に当たっての重要な鍵である材料の標準化への貢献を目的としたものであり、我が国の産業力の強化に貢献する重要な事業である。</p> <p>これらの事業は、長いもので30年以上にも及ぶ継続的な試験データの積み重ねにより、また、膨大な材料データの蓄積により可能となっているものであり、民間主体では対応不可能な事業である。</p>		

このため、安全・安心な社会の構築及び産業基盤の下支えを通じて社会の発展に貢献するという事業の重要性に鑑み、引き続き、本事業を国として実施していくことが不可欠である。

「材料データシートの整備」に関しては、データの公平性・信頼性・長期安定性が重要であり、民営化した場合にはデータの公平性、信頼性、長期安定性に欠けるので、民営化することはできない。また、特定の地域のみに係わるものではなく、分散して実施できるものでもないので地方公共団体への移管も不可能である。

「物質・材料に関する知的基盤の構築」、「プレスタンダード化事業」の2事業については、公益性が高く、収益性が低い事業であり、民営化した場合、行われぬ可能性がある。また、両事業とも、特定の地方に係わるものではなく、分散して実施できるものでもないので、地方公共団体への移管は不可能である。

上記のとおり、知的基盤に係る3つの事業は、データの公平性、信頼性、長期安定性が重要であり、事業の性質上、独立行政法人という公的、中立的な立場を有し、物質・材料研究を長期的・専門的に行い得る中核的研究機構である機構のみが実施可能な業務である。

事業を継続する理由については、以下のとおり。

「材料データシートの整備」

本事業は、その成果が安全・安心な社会の構築を底辺で支える事業であることから、引き続き着実な実施を図る措置を講ずるものである。特に、本事業の成果は、各種プラントの設計・保守等の基礎データとして活用されており、材料の問題に起因していると思われる原発等の事故が昨今頻発していること、また、本データはそれらの事故調査等においても重要なデータとして活用されていることなど、国民の安全を守る観点から極めて重要である。

「物質・材料に関する知的基盤の構築」

「材料データベースの整備と公開」事業は、産業基盤の下支えを通じて社会の発展を支える重要な業務であり、広く産業界等にも提供され、活用されており、物質・材料研究の成果の幅広い普及及びその活用促進の観点からも引き続き取り組む措置を講ずるものである。

「プレスタンダード化事業」

材料およびその評価法の標準化は新材料の実用化・普及のための鍵となっており、新材料の開発ができて、標準化で他国に先行された場合には、実用化において国際競争に敗れることになりかねない。本事業については、公平性、信頼性が重要であり、今後も国の関与が必要であることから、独立行政法人である機構において、ISOなどの国際規格への反映を強く目指した「材料の国際標準化事業」として今後強化して取り組んでいく措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 物質・材料研究機構	府省	文部科学省
事務及び事業名	施設及び設備の共用		
事務及び事業の概要	機構の保有する強磁場施設、超高圧電子顕微鏡等の外部への共用化を促進する。		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	施設及び設備の共用に関する事業は継続し、一層の共用化の促進を図る。		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>設備の共用は、機構が我が国の物質・材料研究の中核的研究機関として保有する世界トップレベルの機能を有する強磁場施設等の大型施設・設備を外部利用に開放し、我が国の物質・材料研究の水準向上を図るものであり、本事業を廃止した場合には、我が国の当該施設を利用する物質・材料研究の水準を低下させることになり、我が国の物質・材料に関する基礎研究・基盤的研究の推進に支障をきたすことになる。</p> <p>本事業は、あくまでも既存の研究資源の有効活用を図るものであり、その実施において本来の研究開発事務を阻害することがあってはならない。また、効率的な活用にあたっては、先導的施設及び設備固有の使用条件等を熟知する必要がある。本事業のみを地方公共団体へ移管もしくは民営化すると仮定した場合、地方公共団体または民間における専門的知識の不足により、機構の研究者の協力が不可欠となり、機構の研究者の業務を阻害する、あるいは、効率的な活用が困難となる恐れがある。</p> <p>以上に加え、毎年度着実に共同研究の件数が増え（平成13年度68件、平成14年度83件、平成15年度86件）、ニーズが高まっていることなどから、本事業を一層強化する措置を講ずるものである。</p>		

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 物質・材料研究機構	府省	文部科学省
事務及び事業名	研究者・技術者の養成と資質の向上		
事務及び事業の概要	<p>連携大学院制度の活用等による大学院生等の研修生の積極的な受け入れや、機構の研究開発活動の参画により、その資質の向上を図り、もって、我が国の物質・材料科学技術の水準を向上させるとともに、柔軟な発想と活力を研究現場に活かし、機構の研究を活性化させる。また、学会・研究集会等への参加等により、研究者の資質の向上を図る。</p>		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>連携大学院制度の活用等による大学院生等の受け入れ等により、研究者・技術者の養成と資質の向上に関する事業を継続する。</p>		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>我が国の物質・材料科学技術の水準の向上を図る上で、次代を担う研究者・技術者の養成と資質の向上は極めて重要である。特に、「科学技術基本計画」において重点4分野の一つとして位置付けられ、国がその推進を強力に進めているナノテクノロジー・材料分野では、研究者等の養成が強く求められている。</p> <p>機構は、我が国における物質・材料の中核的機関として、多くの優れた研究者と設備・施設を有しており、次世代の我が国の物質・材料研究を担う人材の育成をするという観点から、機構にて連携大学院等の制度を活用して、大学院生等の研修生の教育・養成を行うことは、非常に有効であり、引き続き推進する措置を講ずるものである。</p> <p>また、研究者・技術者の養成と資質の向上は、機構における研究活動を活性化させるためのものであり、本事業のみを切り離して地方公共団体への移管・民営化をすることは不可能である。</p> <p>平成16年7月現在、13の大学と連携大学院制度を構築し、平成15年度で156人の大学院生等の研修生を受け入れるなど、その養成を積極的に協力を行っており、本事業についての機構への期待は非常に高い。このため、本事業を引き続き継続する措置を講ずるものである。</p>		

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 物質・材料研究機構	府省	文部科学省
事務及び事業名	その他の事業（物質・材料研究に関するデータの収集・分析・情報発信、研究交流、事故等調査 等）		
事務及び事業の概要	物質・材料研究に関するデータの収集、分析及び発信、社会的・産業的ニーズの調査、とりまとめ及び発信、必要な提言等の実施、産学官連携のコーディネート機能の充実等を図るとともに、研究交流を進める。また、事故等調査への協力を行う。		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	国内外の物質・材料研究に関するデータの収集、分析及び発信機能を強化するとともに、産学官連携のコーディネート機能を充実させる。更に、研究交流、事故等調査への協力は、引き続き積極的に実施する。		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>ナノテクノロジーの発展等により、物質・材料研究は世界的に急速に進展している。また、ナノテクノロジーに関しては、世界各国で、国策として戦略的に推進している。我が国の物質・材料研究を効率化し、この競争に勝ち抜くためには、中核的研究機関において、ナノテクノロジー・材料の利用を含む研究の進展状況等必要なデータを収集、分析し、発信していくことが必要であり、この事業を行い得る機関は我が国の物質・材料研究の中核的研究機関である機構のみであることから更なる強化を図る措置を講ずるものである。</p> <p>我が国の物質・材料研究の効率化、水準向上のためには、中核的研究機関において、物質・材料データを収集し、分析した上で発信していくことが必要である。我が国において、物質・材料研究について、最先端の情報を収集し、高度な情報を発信することができる機関は機構のみであり、本事業を廃止した場合、我が国の物質・材料研究の効率的推進に支障が生じることになる。</p> <p>研究交流は、機構の研究を活性化するのみならず、機構の成果を産業界・学界に普及するために必要である。本事業を廃止した場合、機構の研究能力が低下するのみならず、機構の成果の国民への還元を支障が生じることとなる。</p> <p>事故等調査への協力については、機構は、これまで、航空機事故、原子力発電所事故等において、大きな貢献をしてきている。本事業を廃止した場合、今後の事故原因の究明が遅れることとなり、近年、材料に起因する事故が増加している状況とあいまって、国民生活に多大な支障が生じることになる。</p> <p>調査・コーディネート機能の充実、研究交流、事故等調査への協力は、機構のもつ研究能力に基づくものであり、本事業のみを切り離して地方公共団体への移管・民営化を行うことは不可能である。</p>		

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 物質・材料研究機構	府省	文部科学省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p style="text-align: center;">「ナノテクノロジーを用いた物質・材料研究」への大幅な重点化等の研究プロジェクトの重点化に伴い、研究ユニット、事務体制の見直しを適切に実施 当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行</p>		
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>物質・材料科学技術は、新物質・新材料の発見、発明に象徴されるように新時代の科学技術、社会、経済の飛躍的な発展を先導するとともに、情報通信、環境、ライフサイエンスなどの国民の生活・社会に関わる広範な分野の開拓の礎となる基礎的・基盤的科学技術である。また、あらゆる科学技術のブレークスルーの源泉であり、技術革新をリードする科学技術であるとともに、我が国が優位性を持つものづくり技術を更に発展させ、一層の国際競争力強化の基盤となる科学技術である。</p> <p>政府は、ナノテクノロジー・材料研究は、広範な科学技術分野の飛躍的な発展の基礎を支える重要な分野であるとともに、特にナノテクノロジーは、21世紀においてあらゆる科学技術の基幹をなすものとして、「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）における科学技術の戦略的重点化の方針の中で、物質・材料科学技術を含むナノテクノロジー・材料分野の研究開発を、特に重点を置き、優先的に研究開発資源を配分すべき重点4分野の一つと位置付け、当該分野の研究開発を強力に推進している。</p> <p>仮に、これらの業務が確実に実施されなかった場合、物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発において諸外国に遅れをとるだけでなく、我が国の強みでもあるものづくり産業の弱体化、生活・社会に関わる広範な分野の研究開発全体の衰退や国際競争力の低下などにつながる可能性があるなど、多大な悪影響が懸念される。</p> <p>一方、ナノテクノロジーを用いた物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発は、長期的な取組を必要とし、成果の見通しに関して不確定要素が大きいこと、必ずしも成果が実用化に結びつかないこと、実用化するまでに多くの課題をクリアしていく必要があること、研究施設・設備に多額の費用を要する場合があること等から、規模や経済性等の面から、民間主導で推進することは困難である。</p> <p>また、物質・材料研究の推進は国策上の重要課題であり、中核的研究機関において、資金・人材を集中的に投資して実施することが効率的な研究開発を行う上で重要なこと、また、その成果の普及及び活用は特定の地域住民を対象としたものでもないことから、地方公共団体の研究機関に移管することも困難と考えられる。</p>		

このため、国として上述の方針に従い、規模として比較的大きな基礎研究に集中的かつ柔軟に取り組むことができる中核的機関が必要であり、我が国で唯一の物質・材料研究に特化した研究機関で、これまで多くの業績を上げ、過去3年間の独法評価において高い評価を得ている機構にて、今まで以上に物質・材料研究に関する基礎研究及び基盤的研究開発に取り組んでいく措置を講ずるものである。

上記のとおりこれまでの業務を引き続き実施していく場合に、限られた研究資源を効果的に活用し、最大限の研究成果を得ることが必要である。このため、業務の見直しとともに、組織についても、組織の規模の適正化、研究の独立性等に配慮しつつ、重点研究開発領域やその下で実施される研究プロジェクトの重点化などに応じて、研究ユニットや事務体制など組織の適切な見直しを行う措置を講ずるものである。

さらに、国立大学法人等における非公務員型化の動きを踏まえ、大学や民間企業等との人事交流の促進、職員の採用・雇用における自由度の確保等に関する職員の非公務員型のメリットを重視し、機構職員の身分を非公務員型へ移行する措置を講ずるものである。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人 放射線医学総合研究所		府省 文部科学省		
沿革	昭和32年 科学技術庁の附属機関として放射線医学総合研究所設立。 平成13年 「独立行政法人放射線医学総合研究所」発足。				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	3人	3人	0人	361人	
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）
	一般会計 14,989	一般会計 14,319	一般会計 14,147	一般会計 14,036	一般会計 15,669
	特別会計 799	特別会計 1,068	特別会計 1,202	特別会計 1,631	特別会計 1,599
	計 15,788	計 15,387	計 15,349	計 15,667	計 17,268
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>【業務運営の効率化に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度1%の事業効率化 毎年度達成。（平成14年度：4.6%削減、平成15年度：1.2%削減） <p>【国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重粒子線がん治療研究の着実な推進 達成。 （炭素線を用いて肺・肝がんを1～2日で治療する超短期分割照射により重篤な障害を発生させずに高い臨床成績を得ることなどについて開発・実証）。 ・ 年間治療患者数（約170名）を2倍程度とする（5年を超える長期目標） 平成15年度に333名を達成。 ・ 重粒子線がん治療高度先進医療の申請 平成14年度に申請を行い、平成15年度に当初次期中期目標期間中に見込んでいた承認を得、予定より早く達成。 ・ 緊急時の被ばく医療のためのより効果的なネットワークを形成し緊急時の医療体制・支援体制を確立 達成 （三次被ばく医療体制では広島大学と、緊急被ばく線量評価業務では日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、日本分析センターとの間で体制を確立）。 ・ 論文発表数（平成12年度現在で研究者一人あたり平均0.8編/年）の増加 達成 （平成13年度：1.3編/年、平成14年度：1.1編/年、平成15年度：1.2編/年） ・ 特許出願件数（平成12年度現在で平均7件/年）の増加 達成 （平成13年度：22件、平成14年度：41件、平成15年度：42件） 				

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金等の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 放射線医学総合研究所	府省 文部科学省
事務及び事業名	放射線先進医療研究	
事務及び事業の概要	<p>社会的要請であるがん克服に資するため、炭素線を用いることにより正常組織へのダメージを少なくしてがんの患部のみを殺傷する「重粒子線がん治療研究」と、がんの発見率の向上や精神疾患の病態解明等のための放射線を利用した先進的な「高度画像診断研究」を、中期目標における重点開発研究領域として実施するとともに関連する基盤的研究を実施。</p> <p>具体的には、重粒子線がん治療の普及に向けて、適応疾患の拡大を目指した臨床試験の実施、既存の重粒子線がん治療装置（HIMAC）の小型化を目標とした普及のための要素技術開発や、治療法の高度化・標準化等の研究を進めるとともに、重粒子線がん治療装置の共用を実施・促進。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>研究開発課題の重点化・戦略化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「放射線感受性遺伝子研究」並びに「放射線人体影響研究」の基盤的研究の一部と統合し、「放射線に関するライフサイエンス研究」として効率的・効果的に実施 ・ 「重粒子線がん治療研究」について、治療の高度化と普及に向けて必要な研究に重点化して行うとともに、「高度画像診断研究」について、関連の研究とまとめて効率化し、「放射線による革新的診断・疾患研究」として、分子イメージング（生物を構成するタンパク質等の様々な分子の挙動を生物が生きた状態のまま画像として捉える技術）研究等を中心とした重点化を図る。また、「高度画像診断研究」中のらせんCT肺がん検診システムの研究開発等、目標を達成し、民間への技術移転の進展が見られるものについて、終了する。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>重粒子線がん治療や高度画像診断研究などの放射線先進医療研究は、国民の健康の増進と生活の質の向上に寄与する放射線の医学的利用に関する先進的な研究開発である。本事務及び事業を廃止すると仮定した場合、「第3次対がん10か年総合戦略^{*1}」、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画^{*2}」等の的確な遂行に支障をきたすなど国の政策の遂行が困難となり、国民の健康の増進と生活の質の向上に資する科学技術の振興に多大な支障を生じることになる。</p> <p>本事務・事業を実施するに当たっては、医学・生物学・物理学・化学・薬学等の分野の優秀な人材と、分子・細胞実験、動物実験からヒトへの臨床までを実施できる施設・体制を必要とする。また、重粒子線がん治療や放射線を用いた分子イメージング研究などには、特に大型の加速器及び付帯施設、研究を</p>	

専門的に行う病院などを必要とする。そのため、民間・地方公共団体へ移管を行うことと仮定した場合、採算ベースの研究開発の範囲ではこのような大規模施設を用いた革新的研究開発が行えなくなるため、国が独立行政法人にこれらの研究資源を集約し、総合的に行わせる必要がある。

放医研による重粒子線がん治療の有効性・安全性の実証などにより、高度な放射線医学利用の研究開発とその成果の普及に対して、多くの地方自治体から要望が寄せられるなど、国民が大きな期待を抱く情勢となっているとともに、分子イメージング等放射線を利用した革新的診断・疾患研究についての関心も高まってきている。これらの期待に応え、より高い目標を設定しその実現を図るためには、これらの研究に重点化を図り、使命を終えた研究課題を整理して、効果的・効率的に研究開発を実施する必要があることから、上記の措置を講ずるものである。

* 1 : 「第3次対がん10か年総合戦略」

1. がん研究の推進

【重点研究課題】

(3) がんの早期発見のための高度画像診断に資する医用工学・光学、エレクトロニクス分野の研究開発の推進

(7) 機能を温存・再建する外科療法や低侵襲性治療法の研究等感受あんの生活の質(QOL)の維持・改善を図る治療法の開発

(8) 粒子線治療の臨床的有用性の確立及び治療装置の小型化等

3. がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備

(1) がん研究・治療の中核的拠点機能の強化等

独立行政法人放射線医学総合研究所を中心に重粒子線治療など、放射線治療の研究開発を行う

* 2 : 「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」

第5章 国民生活に貢献する放射線利用

2. 国民生活への貢献

今後、少子化高齢化が進む我が国において、放射線利用による効率的で負担の少ない医療の重要性が高まると予想される(中略)

医療分野では、粒子線を含む放射線を用いた診断、治療の高度化を進めるとともに、・・・新しい医療用線源や放射性薬剤の開発による診療適応範囲の拡充等の研究開発を産学官が協力して進めることが重要である。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 放射線医学総合研究所	府省 文部科学省
事務及び事業名	放射線感受性遺伝子研究	
事務及び事業の概要	<p>ヒトの細胞が放射線によって受ける障害の大きさは個人の遺伝子の違いによるとの予測から、ヒトの放射線感受性に関する遺伝子群を把握し、放射線治療を受けた患者の副作用の強弱とその人の持つ放射線感受性に関連する遺伝子の相違を調べて明らかにする。</p> <p>この研究により、例えば早期副作用を起こしやすい患者などを治療前に特定し、個々の患者に応じた最適な放射線治療が可能となる。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>当該研究の戦略化・重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「放射線先進医療研究」並びに「放射線人体影響研究」の基盤的研究の一部と統合し、「放射線に関するライフサイエンス研究」として効率的・効果的に実施する。 ・ 具体的には、腫瘍の放射線感受性の解明、晩期副作用にかかわる遺伝子の解析等の研究に重点化する。また、放射線治療における早期副作用の個人感受性に関する研究等、平成17年度に目標を達成する課題については、終了する見込み。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>放射線感受性に関する研究は、放射線治療のオーダーメイド化、副作用の低減、治療効果の向上に資すると期待されており、ゲノム解析・遺伝子発現解析等の先端的なライフサイエンス解析技術を核として行われるので、これを診断・治療の研究と連携して行うことにより、放射線に関するライフサイエンス研究の効果的な実施が可能となる。本事務及び事業を廃止すると仮定した場合、研究成果を重粒子線がん治療の高度化等に役立てることができなくなり、「第3次対がん10か年総合戦略^{*1}」等の的確な遂行に支障をきたすなど、国民の健康の増進とこれに資する科学技術の振興に寄与する研究開発について、これまでの成果や今後の可能性を閉ざしてしまい、多大な支障を生じることになる。</p> <p>本事務及び事業を実施するに当たっては、医学・生物学・物理学・化学・薬学等の分野の優秀な人材と、分子・細胞実験、動物実験からヒトへの臨床までを実施できる施設・体制を必要とする。そのため、民間・地方公共団体へ移管することと仮定した場合、採算性に乏しいこと等により、革新的研究開発が行えなくなることから、国が独立行政法人にこれらの研究資源を集約し、総合的に行わせる必要がある。</p> <p>より豊かな国民生活の実現に向け、高度な放射線医学利用の研究開発とその成果の普及を図る必要があるため、より安全で実効性のある放射線治療の実施に必要な腫瘍の放射線感受性による治療成績の向上、</p>	

晩期副作用に関わる遺伝子の解析等に重点化を図り、使命を終えた研究課題を整理して、効果的・効率的に研究開発を実施する必要があることから、上記の措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 放射線医学総合研究所	府省 文部科学省
事務及び事業名	放射線人体影響研究	
事務及び事業の概要	放射線被ばくの影響に対する国民の不安・関心への対応と放射線・原子力の安全確保に資するため、放射線の人体への影響やリスクの科学的な解明等を行う。具体的には、まだ十分に解明されていない低線量の放射線が生体に与える影響に関する研究、宇宙から降り注ぐ宇宙放射線の影響に関する研究及びこれらの科学的基盤となる放射線の環境影響や生物影響に関する研究等を行う。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>当該研究の戦略化・重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究を2つに大別し、放射線障害に関する基盤的研究等については「放射線安全・緊急被ばく医療研究」に統合し、放射線に应答する遺伝子の発現に関する研究等については基礎基盤的な放射線の生体影響研究として「放射線に関するライフサイエンス研究」に統合する。 ・ 低線量放射線の影響や近年関心が高まっている航空機被ばくに関する研究等のより国民の安全・安心へ資する研究に重点化し、放射線に应答する遺伝子の発現に関する研究等は基礎基盤的な放射線の生態影響研究として引き続き実施する。また、ラドンの生物影響に関する研究、プルトニウム化合物の内部被ばくに関する研究、原子力基盤技術総合的研究については、概ね目標を達成したため終了する。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>放射線は医療・工業・農業等様々な分野において活用され、いまや国民生活にとっては必要不可欠なものであり、また、原子力エネルギーも日常生活に必須のものである。その安全な利用を促進するためには、医学への利用等放射線の安全で有効な利用方法の研究開発を進めるだけでなく、あわせて、放射線の人体への影響について研究し科学的な知識を得てこれを広く国民に伝達することが重要である。放射線人体影響研究は、放射線・原子力の安全・安心な利用を促進する際に不可欠な基礎となる研究として、「原子力の重点安全研究計画^{*3}」等でその推進が図られているものである。本事務及び事業を廃止すると仮定した場合、放射線防護に関する基準作成に必要なデータの一貫した把握や放射線・原子力に対する国民の不安への的確な対応ができない、先端的な放射線の医学利用の有効性・安全性に理論的裏づけが得られないなど、放射線・原子力利用の促進に多大な支障を生じることになる。</p> <p>本事務及び事業は、放射線・原子力利用の国民の安全・安心の観点から、採算性にかかわらず国が責任を持って実施し、その成果の普及・活用を積極的に促進すべきものである。また、本事務及び事業を実施するに当たっては、医学・生物学・物理学・化学・薬学等の分野の優秀な人材と、分子・細胞実験、動物実験からヒトへの臨床までを実施できる施設・体制を必要とする。そのため、民間・地方公共団体</p>	

へ移管することと仮定した場合、採算性に乏しいこと等の理由により必ずしも実施されない恐れが生じ、また、その成果が国内に公平に普及されない恐れもあることから、国が独立行政法人にこれらの研究資源を集約して総合的に実施し、その成果の普及を行わせる必要がある。

これまで広範に行われてきた「放射線人体影響研究」については、より効率的・効果的に研究開発を実施するため、研究の内容に合わせて、安全・安心な放射線・原子力の利用の促進に向けたもの及び高度な放射線医学利用の普及とより高度な医学利用技術の研究開発に向けたものに整理する。安全・安心な放射線・原子力の利用の促進に向けたものについては、「その他行政のために必要な業務」と緊密に連携する必要があることから、上記の措置を講ずるものである。

* 3 : 「原子力の重点安全研究計画」

1 . 今後の安全研究の取組みに対する問題認識 (3) 放射線影響に関する安全研究の推進

5 . 2 重点安全研究の内容 (2) 重点安全研究の各分野の内容 . 放射線影響分野

別添資料 2 3 . 放射線医学総合研究所

など

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 放射線医学総合研究所	府省 文部科学省
事務及び事業名	放射線障害研究（緊急医療対策研究）	
事務及び事業の概要	原子力災害等に際して対応が求められる緊急被ばく医療の中核機関として必要な知識を得るため、高線量被ばくによる障害発生メカニズムの解明、緊急時の線量評価や放射線障害治療法の開発等に関する研究を行う。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>当該研究の戦略化・重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「放射線人体影響研究」の一部と統合して、「放射線安全・緊急被ばく医療研究」として重点化するとともに、緊急被ばく医療対応や安全規制への協力等にかかる業務と密接に連携して、効果的・効率的に実施する。 ・ 緊急被ばく医療に関する業務の基礎となる緊急時の線量評価と放射線被ばく治療に関する研究として有用性の高い課題に厳選する。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>放射線・原子力利用の安全確保と万が一の際の放射線事故・原子力災害の発生に適切に備えるためには、国の「原子力災害対策特別措置法^{*4}」、「防災基本計画^{*5}」等に基づく、全国的な緊急被ばく医療の体制整備とこれに関する人材の養成及び資質の向上等が必須である。放射線障害研究は、被ばく時の放射線障害機構の解明、被ばく者の線量評価方法の開発等、これら体制整備等を進める際に不可欠な基礎となる研究として、「原子力の重点安全研究計画^{*3}」等でその推進が図られているものである。本事務及び事業を廃止すると仮定した場合、今後の研究成果による救命率の向上が期待できなくなるばかりでなく、関連する研究者及び技術者の資質が低下して緊急被ばく医療時に適切な処置を行えず、原子力災害への対応等に多大な支障を生じることになる。</p> <p>本事務及び事業は、放射線・原子力利用の国民の安全・安心の観点から、採算性にかかわらず国が責任を持って実施し、その成果の普及・活用を積極的に促進すべきものである。また、本事務及び事業を実施するに当たっては、医学・生物学・物理学・化学・薬学等の分野の優秀な人材と、分子・細胞実験、動物実験からヒトへの臨床までを実施できる施設・体制を必要とする。そのため、民間・地方公共団体へ移管することと仮定した場合、採算性に乏しいこと等の理由により必ずしも実施されない恐れが生じ、また、その成果が国内に公平に普及されない恐れもあることから、国が独立行政法人にこれらの研究資源を集約して総合的に実施し、その成果の普及を行わせる必要がある。</p> <p>社会の中で放射線利用が拡大するにともない、放射線治療時の誤照射事故、診断時の医療被ばくの問題</p>	

等、国民の関心事に答えるために、放射線影響についての科学的解明や事故に備えた体制整備の必要性も増している。安全・安心な放射線・原子力の利用の促進に資するため、より高い目標を設定し実現を図るためには、より成果を期待される研究課題に重点化を図るだけでなく、既存の研究体制を見直し、関連する研究分野を統合し、緊急被ばく医療対応や安全規制への協力等にかかる業務とも緊密に連携して、効果的・効率的に研究開発を実施する必要があることから、上記の措置を講ずるものである。

* 4 : 「原子力災害対策特別措置法」

(指定公共機関として、原子力緊急事態応急対策等を実施。)

* 5 : 「防災基本計画」

第10編 原子力災害対策編

(7) 緊急時モニタリング体制の整備

文部科学省、放射線医学総合研究所、指定公共機関〔日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構〕、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制を整備・維持するものとする。

(8) 専門家の派遣体制

放射線医学総合研究所、指定公共機関〔日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構等〕は、緊急時に原子炉工学、放射線防護などの専門家を招集し、収集された情報等をもとに評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援等を行う体制の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

放射線医学総合研究所は、外部の専門医療機関との緊急被ばく医療に関する協力のためのネットワークを構築し、このネットワークによる情報交換、研究協力、人的交流を通じて平常時から緊急被ばく医療体制の充実を図るものとする。

(中略)

地域の三次被ばく医療機関〔放射線医学総合研究所、広島大学〕は、地方公共団体が構築に努める初期及び二次被ばく医療体制のネットワークと連携し、被ばく患者の搬送、受入れに必要なネットワークを整備する。また、関係医療機関の放射線障害に対する医療の能力向上のため、医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するものとする。

2 医療活動

(1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣

国は、必要に応じ、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。

(2) 緊急被ばく医療の実施

放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、都道府県の災害対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、初期及び二次被ばく医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 放射線医学総合研究所	府省 文部科学省
事務及び事業名	施設及び設備の共用	
事務及び事業の概要	重粒子線がん治療装置（HIMAC）等、放医研の有する世界最高性能あるいは国内有数の施設及び設備を有効活用するため、本来の研究開発業務に影響のない範囲で外部の利用者への共用を図る。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>事務及び事業の合理化・適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に共用を実施している施設及び設備以外のものについても、共用の対象の拡大を検討する。 ・ 共用を希望する外部の利用者に対し、共用がより円滑に実施できるよう、体制等の整備を図る。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>研究発展の牽引力となる大型研究装置等の先導的施設及び設備の共用は、国全体の研究開発の推進や新技術開発の展開の観点から、「第二期科学技術基本計画」において、共同利用を前提として重点的整備を進めることが求められており、これを廃止すると仮定した場合、中核研究機関の先端的研究資源の有効活用を図れなくなり、効果的・効率的な科学技術の発展を阻害することとなる。</p> <p>本事務及び事業は、あくまで既存の研究資源の有効活用を図るものであり、その実施において本来の研究開発業務を阻害することがあってはならない。また、効率的な活用にあたっては、先導的施設及び設備固有の使用条件等を熟知する必要がある。本事務及び事業のみを地方公共団体へ移管もしくは民営化すると仮定した場合、本来の研究開発業務に係る専門的知識に不足して業務を阻害する、あるいは、効率的な活用が困難となる恐れがあることから、上記の措置を講ずるものである。</p>	

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 放射線医学総合研究所	府省 文部科学省
事務及び事業名	研究者・技術者等の養成及び資質の向上	
事務及び事業の概要	大学院との連携、ポスドク・大学院生等の受入、技術指導等を行い、創造性豊かな研究者・技術者の養成及び資質の向上を図る。また、放射線による人体影響、人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用等に関する研究者・技術者を養成するための研修事業を行う。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>大学等との連携強化を図りつつ、分野を重点化して人材の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重粒子線がん治療に関する放射線治療医や医学物理士等の育成など、放医研の特徴を活かした放射線医学に関する人材の育成に重点化して行うとともに、緊急被ばく医療関係者の研修、地域の三次被ばく医療機関への支援及び助言等、緊急被ばく医療体制の維持に関する人材の養成及び資質の向上に貢献する。また、放射線利用分野における国際貢献に資するため、国外の医師、研究者及び技術者等の人材育成を行う。また、放医研の特徴及び社会的ニーズを踏まえたものに厳選するとの観点から、ライフサイエンス課程、環境放射線科学リフレッシュセミナーを終了する。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>放射線・原子力利用を推進していくためには、これらを支える人材の育成・確保が重要な問題である。特に、先端的放射線医学利用の分野では、この技術を使いこなす人材の育成が遅れている。今後、重粒子線がん治療の普及を見据えると、放射線治療医・医学物理士の不足等への対応が必要である。このような先端的な研究分野に関連した人材の育成にあたっては、既存の大学等では、先端的放射線医学利用はあまり実施されておらず、大型の先端施設・設備が不十分であり、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画^{*6}」においては、大学と先端的な研究開発施設の連携を求めている。</p> <p>一方、緊急被ばく医療体制の整備にあたっては、「防災基本計画^{*5}」において地域の三次被ばく医療機関は、地方自治体の構築する初期及び二次被ばく医療機関の医療能力向上のため、医師及び看護師等に対する研修を実施することが定められている。また、「原子力施設等の防災対策について^{*7}」では、三次被ばく医療機関の中心的機関は、地域三次被ばく医療機関に対して支援及び助言を行うことを要請されている。</p> <p>本業務を廃止すると仮定した場合、人材の不足により普及の緒についた先端的放射線医学利用が進まなくなり、また、関連する研究者及び技術者の資質が低下して緊急被ばく医療時に適切な処置を行えず、</p>	

原子力災害への対応等に多大な支障を生じることになる。

民間・地方公共団体への移管を行うと仮定した場合、より専門性の高い人材育成を効率的に行うことができなくなり、重粒子線がん治療の普及や不適切な医療被ばくの防止に多大な支障を生じることになる。また、緊急被ばく医療に対応する研修は、人的資源、物的資源の整った三次被ばく医療機関でなければ行えず、地域三次被ばく医療機関への支援及び助言は、高度に専門的な緊急被ばく医療研究を実施する放医研でなければ行えない。

研修事業については、社会的ニーズを踏まえるとともに、放医研の特徴を活かしたものに重点化すると
の観点から、上記の措置を講ずるものである。

* 6 : 「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」

第 7 章 原子力の研究、開発及び利用の推進基盤

1 . 人材確保

人材養成の中核的機関である大学は、国際的視点も含めながら、研究開発機関、民間事業者等の関係諸機関と連携しつつ、多様かつ有能な人材の養成に取り組むことが必要である。その際、先端的研究開発施設における最先端の研究開発の実務を含めた教育訓練の実施も有効である。

* 7 : 「原子力施設等の防災対策について」

第 6 章 緊急被ばく医療

6 - 3 緊急被ばく医療体制

(3) 三次被ばく医療体制

三次被ばく医療体制の概要

放射線医学総合研究所は、三次被ばく医療機関の中心的機関として位置づけられる。放射線医学総合研究所（放射線医学総合研究所緊急被ばく医療ネットワーク会議を含む）は、高度総合医療を行う医療機関との相互連携のもとに、高度専門的な除染及び診療を実施し、全国の地域三次被ばく医療の機関群に対して、必要な支援及び助言を行う。また、放射線医学総合研究所は地域の三次被ばく医療機関の一つとしての役割も担う。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 放射線医学総合研究所	府省 文部科学省
事務及び事業名	その他行政のために必要な業務（緊急被ばく医療対応、安全規制への協力等）	
事務及び事業の概要	緊急被ばく医療対応、放射線防護に関する基準の作成のためのデータの提供や放射能調査等の放射線・原子力安全規制への専門的協力、ビキニ被災者の定期的追跡調査等の放射線・原子力安全に関する行政への協力・支援を行う。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>運営の合理化・適正化及び関係業務との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の人体への影響に関する専門研究機関として、緊急被ばく医療体制整備をはじめとする放射線 ・原子力安全行政への協力・支援を継続して実施するため、運営の合理化・適正化を図る。 ・「放射線安全・緊急被ばく医療研究」と緊密に連携して実施する。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>放射線・原子力利用の安全確保と万が一の際の放射線事故・原子力災害の発生に適切に備えるためには、国の「原子力災害対策特別措置法^{*4}」、「防災基本計画^{*5}」等に基づく、全国的な緊急被ばく医療の体制整備等が必須である。また、放射線・原子力に関する国民の安全・安心の確保のため、放射線・原子力安全行政に対する協力・支援業務を行う必要がある。本事務及び事業を廃止すると仮定した場合、緊急被ばく医療対応、放射線防護に関する基準の作成の支援や放射線・原子力に対する国民の不安への的確な対応ができないなど、放射線・原子力の安全・安心の確保に多大な支障を生じることになる。</p> <p>本事務及び事業は、放射線・原子力利用の国民の安全・安心の観点から、採算性にかかわらず国が責任を持って実施すべきものである。また、本事務及び事業を実施するに当たっては、医学・生物学・物理学・化学・薬学等の分野の優秀な人材と、専門的な入院診療を必要とする被ばく患者に対応するための体制（三次被ばく医療体制）のための人的資源、物的資源等を必要とする。そのため、民間・地方公共団体へ移管することと仮定した場合、採算性に乏しいこと等の理由から、緊急の対応を要する場合に必要な体制や資源を常時維持することが困難になること、必ずしも業務が確実に実施されない恐れがあることから、国が独立行政法人にこれらの業務を行わせる必要がある。</p> <p>緊急被ばく医療対応等事故に備えた体制整備の着実な実施だけでなく、社会の中での放射線利用の拡大にともない、放射線治療時の誤照射事故、診断時の医療被ばくの問題、航空機被ばくの問題等、国民の関心事に答えるために、放射線影響についての科学的解明の必要性も増している。安全・安心な放射線・原子力の利用の促進に資するため、より今日的に適切な対応を実現するには、「放射線安全・緊急被ばく医療研究」とも緊密に連携して、効果的・効率的に業務を実施する必要があることから、上記の措</p>	

置を講ずるものである。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 放射線医学総合研究所	府省 文部科学省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>研究課題の重点化による研究体制の見直しを行う。 当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。</p>	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>放射線は、医療・工業・農業等様々な分野において活用され、国民生活を豊かにするものであり、その安全な利用を促進するためには、医学への利用等放射線の安全で有効な利用方法の研究開発を進めるだけでなく、あわせて、放射線の人体への影響について研究し科学的な知識を得てこれを広く国民に伝達し、また、万が一の事故の場合に備えた体制を整備する必要がある。これらの政策目標の実行にあたっては、放射線の医学利用に関する研究開発、放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する研究を国の業務として実施する必要がある。</p> <p>本業務が確実に実施されない場合、科学技術の裏づけのない放射線・原子力利用が国民を不安にし、多様で有用な放射線利用方法の開拓を阻害し、また、万が一事故等が発生した際に有効な対応ができず深刻な結果を招くと考えられるので、本業務を廃止することはできない。</p> <p>また、これらの業務は、放射線・原子力利用の国民の安全・安心、国民の健康の増進等の観点から、採算性にかかわらず国が責任を持って実施すべきものである。これらの業務の実施に当たっては、医学・生物学・物理学・化学・薬学等の分野の優秀な人材と、分子・細胞実験、動物実験からヒトへの臨床までを実施できる施設・体制を必要とする。更に、これらの業務は、特に大型の加速器及び付帯施設、研究を専門的に行う病院などを必要とし、また、緊急被ばく対応などにおいては、緊急の対応を要する場合に必要な体制や資源を常時維持する必要がある。これらに鑑みると、民間・地方公共団体へ移管を行うことと仮定した場合、採算ベースの研究開発の範囲ではこのような研究開発等が適切に行われなくなるおそれがあるため、国が独立行政法人にこれらの研究資源を集約し、総合的に行わせる必要がある。</p> <p>上記の理由により、組織の廃止、民営化はできない。また、業務の大部分又は主たる業務の廃止ができず、かつ、業務の大部分について民営化ができないため、大幅なスリム化も困難である。</p> <p>なお、研究開発の重点化、研究領域の再編に伴う研究体制の見直しに努めることとする。</p>	

一方、本業務を実施するに当たっては、大学・産業界との連携強化、国際化の促進、研究者の弾力的な配置、職員のインセンティブの向上が効果的と考えられることから、非公務員化（特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行）の措置を講ずることとする。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人 防災科学技術研究所		府省：文部科学省		
沿革	昭和 38年 4月 国立防災科学技術センター設立 平成 2年 6月 防災科学技術研究所に名称変更及び組織改編 平成 13年 4月 「独立行政法人防災科学技術研究所」発足 地震防災フロンティア研究センターが理化学研究所から防災科学技術研究所へ移管				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	2人	2人	-	107人	
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）
	一般会計 11,337	一般会計 12,496	一般会計 12,482	一般会計 12,472	一般会計 11,876
	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0
	計 11,337	計 12,496	計 12,482	計 12,472	計 11,876
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>【業務運営の効率化に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 每事業年度1%の業務の効率化 毎年度達成。 （平成13年度：1.01%削減、平成14年度：1.10%削減、平成15年度：1.10%削減） トップマネジメント機能を発揮できる効率化委員会の設置により以下を達成。 契約方法等の見直しによる効率化、電子計算機システム機能の集約化、 データ収集用回線の組替等による効率化、外注業務仕様内容の見直しによる効率化、 施設の整備等による業務の効率化等 <p>【所外発表の数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 査読のある専門誌に80編/年以上 毎年度達成。 （平成13年度：105編、平成14年度：85編、平成15年度：154編） ・ 国内外の学会等にて250件/年以上 毎年度達成。 （平成13年度：265件、平成14年度：437件、平成15年度：654件） <p>【外部資金の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対前年度比5%増の外部資金を導入 平成14年度より達成。 （平成14年度：約491%増、平成15年度：約45%増） <p>【研究成果の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回/年以上シンポジウムを開催 毎年度達成。 （平成13年度：3回、平成14年度：5回、平成15年度：11回） 				

【職員の講師派遣】

- ・ 20件 / 年以上、職員を講師として派遣（地方公共団体や行政機関、教育機関等からの要請に応じ）
毎年度達成。（平成13年度：49件、平成14年度：56件、平成15年度：81件）

【施設及び設備の共用】

- ・ 大型降雨実験施設：5件 / 年以上の研究課題等を実施 毎年度達成。
（平成13年度：9件、平成14年度：10件、平成15年度：13件）
- ・ 雪氷防災実験施設：12機関 / 年以上が利用 毎年度達成。
（平成13年度：16機関、平成14年度：14機関、平成15年度：17機関）

【外来研究員等の受入れ】

- ・ 80名 / 年以上の外来研究員等を受け入れる 毎年度達成。
（平成13年度：85名、平成14年度：90名、平成15年度：99名）

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金等の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	防災科学技術研究所	府省：文部科学省
事務及び事業名	地震災害による被害の軽減に関する研究開発	
事務及び事業の概要	<p>本事業においては、地震による人的・物的な被害を軽減するため、その発生メカニズムや原因の解明、被害の軽減に関する技術やシステム等に係る研究開発を総合的に実施している。</p> <p>また、これらの研究成果や解析結果を、国が設置する委員会（中央防災会議、地震調査研究推進本部等）や、地方公共団体等に対してタイムリーかつ迅速に提供している。</p> <p>当該法人が、現在、主に実施している地震防災に係る研究開発には以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の地震調査研究推進本部の方針に基づき、全国的に整備を進めている地震観測網から得られる各種データを利用した研究開発、また、同本部が作成を進めている地震動予測地図に関するシステム開発 ・理工学分野に社会科学分野を融合させる研究体制と、流動的かつ国際的な研究システムの下で実施する地震防災フロンティア研究 ・世界最高性能の実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）の整備 等 	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>防災科学技術研究分野全体の中での当該研究への重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災科学技術研究分野全体の中で、地震観測に基づく基礎研究から震災後の復興・復旧までを視野に入れて、地震災害による被害軽減に資するための研究開発に重点化する。特に、これまで先導的に整備してきた地震観測網を活用した地震活動の評価や地震被害軽減のための研究開発、並びに世界最高性能の実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）を活用した構造物の耐震性に関する研究開発等を強化する。その具体的な内容は以下のとおりである。 <p>地震災害による被害軽減に資するための、観測、発生メカニズムの解明、予測等を総合的に実施する研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国約1,800箇所の地震計による地震観測網を活用した地震活動の評価や地震被害軽減のための研究開発 ・地震調査研究推進本部が作成する地震動予測地図の高度化に関する研究開発 等 <p>世界最高性能の実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）を活用した構造物の耐震性に関する研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）を活用した構造物の破壊過程解明、新耐震技術の開発 等 <p>等</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>自然災害による人的・物的な被害を軽減し、国民の安全・安心を確保することは国の責務の一つである。この責務を果たすため、国は基本的な防災施策を策定し、それに基づく形で自然災害による被害軽減のための研究開発を推進する必要がある。</p>	

なお、現在、安全・安心な社会を構築するための科学技術が重要課題として位置付けられており、その中でも、大規模災害による被害を軽減するための防災科学技術に係る研究開発が、最大の課題の一つとされている。

国の責務を果たすために行われる自然災害の被害軽減に関する研究開発の成果については広く国民一般に還元されるべきものである。このため、民間ベースで特定の者に提供して利益を得るという手法にはなじまない。また、全国的な課題として捉えられるべき自然災害の被害軽減に関する研究開発を、個々の地方公共団体その他の主体に委ねることは難しく、現時点で地方公共団体にはそのような研究開発を行うような体制も整備されていない。

一方、国自らがこれらの研究開発を実施することについては、柔軟性や機動性を備えた効率的・効果的な研究開発を推進するという観点から問題が多く、独立行政法人という形態が最も望ましいと考えられる。

現在、自然災害の被害軽減に関する研究を進めるにあたり、以下のような状況がある。

- ・我が国は世界有数の地震国であり、これまでも地震により物的・人的に大きな被害をこうむってきた。
- ・近年、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部等において、東海、東南海、南海地震その他の巨大地震発生切迫性が指摘されている。
- ・我が国の特に都市圏には膨大な数の既存建築物が存在し、これらの中には建設後数十年を経過し、老朽化に伴う耐震性の劣化が危惧されているものが数多く存在する。このことが地震発生時における甚大な人的・物的被害の発生につながることについては、阪神・淡路大震災で明らかである。
- ・地震については、長期的な発生時期、規模、ゆれの大きさについての予測精度を高め、それに応じた対策を講じるとともに、耐震性向上のための研究開発を行うことにより、大幅な被害の軽減が期待できる。

したがって、我が国として、他の防災分野に優先して地震災害による被害の軽減のための研究開発に取り組む必要がある。

既に当該法人においては、これまで進めてきた実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）の整備を終え、平成17年度より運用を始めることとなっている。当該法人の有する全国約1,800箇所の地震計による地震観測網及び実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）は他に類を見ない施設であり、これらを活用することで世界をリードする研究成果を挙げる事が期待される。

以上のような理由により、当該法人の研究活動において、地震災害による被害軽減のための先導的な研究開発へ重点化を図るという措置を講ずるものとする。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	防災科学技術研究所	府省：文部科学省
事務及び事業名	火山災害による被害の軽減に関する研究開発	
事務及び事業の概要	<p>本事業は、科学技術・学術審議会「第7次火山噴火予知計画の推進について（建議）」（平成15年7月）に基づき、富士山、三宅島、那須岳等における連続観測を実施するとともに、火山噴火による人的・物的な被害を軽減するため、噴火メカニズムの解明及び噴火予測、並びにこれらに関する技術やシステム等に係る研究開発を実施するものである。</p> <p>また、これらの研究成果や解析結果を、国が設置する委員会（中央防災会議、火山噴火予知連絡会等）や、地方公共団体等に対してタイムリーかつ迅速に提供している。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>継続的な火山観測の推進 上記科学技術・学術審議会の建議において規定されている国内各機関との役割分担を踏まえ、当該法人が担当する火山について、継続的な火山観測を着実に実施するとともに、社会的ニーズの高い噴火の発生機構解明に基づく被害軽減に関する研究開発を引き続き推進する。併せて、火山観測・解析に関する技術開発の高度化を推進する。具体的な内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術・学術審議会「第7次火山噴火予知計画の推進について（建議）」（平成15年7月）において規定されている富士山、三宅島、那須岳等における連続観測等の継続 ・地震活動や地殻活動に関する観測データを用いた噴火に係る発生機構の解明 ・火山観測に資する機器の開発及び高度化 等 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>自然災害による人的・物的な被害を軽減し、国民の安全・安心を確保することは国の責務の一つである。この責務を果たすため、国は基本的な防災施策を策定し、それに基づく形で自然災害による被害軽減のための研究開発を推進する必要がある。</p> <p>なお、現在、安全・安心な社会を構築するための科学技術が重要課題として位置付けられており、その中でも、大規模災害による被害を軽減するための防災科学技術に係る研究開発が、最大の課題の一つとされている。</p> <p>国の責務を果たすために行われる自然災害の被害軽減に関する研究開発の成果については広く国民一般に還元されるべきものである。このため、民間ベースで特定の者に提供して利益を得るという手法にはなじまない。また、全国的な課題として捉えられるべき自然災害の被害軽減に関する研究開発を、個々の地方公共団体その他の主体に委ねることは難しく、現時点で地方公共団体にはそのような研究開発を行うような体制も整備されていない。</p> <p>一方、国自らがこれらの研究開発を実施することについては、柔軟性や機動性を備えた効率的・効果的な研究開発を推進するという観点から問題が多く、独立行政法人という形態が最も望ましいと考えら</p>	

れる。

現在、自然災害の被害軽減に関する研究を進めるにあたり、以下のような状況がある。

- ・我が国には100以上もの活火山があり、これまでも火山災害により物的・人的に大きな被害をこうむってきた。
- ・2000年の有珠山の噴火に見られるとおり、火山観測を着実に実施し、火山活動の推移を正確に予測することで、火山噴火による被害を大幅に軽減できることが期待される。
- ・そのために、我が国では火山に関して、国の方針に基づき、大学や研究機関間で観測地域、研究内容を適切に分担している。

したがって、我が国として、今後も火山災害の軽減のために、これらの分担に基づき火山観測、研究を着実に実行していくことが必要である。

当該法人は、科学技術・学術審議会「第7次火山噴火予知計画の推進について（建議）」（平成15年7月）に基づき、三宅島、富士山、伊豆大島などで観測を担当している。また、航空機搭載センサによる温度画像観測など我が国唯一の技術を活用した研究開発を実施してきている。

仮に当該法人が本事業を実施しなかった場合、これまで国として一体的に実施してきた火山観測体制に地域的、分野的な空白が生じるとともに、火山活動の状況把握のために極めて有効な、航空機搭載センサによる山体の詳細な温度分布情報が得られなくなり、我が国の火山防災体制に著しい支障が生じる。

したがって、当該法人が現在分担している観測地域、研究内容等を引き続き着実に実施していくことが必要であるため、継続的な火山観測の推進という措置を講ずることとする。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	防災科学技術研究所	府省：文部科学省
事務及び事業名	気象災害、土砂災害等による被害の軽減に関する研究開発	
事務及び事業の概要	<p>本事業は、水害、土砂災害等の気象災害による人的・物的な被害を軽減するため、それぞれの災害の発生メカニズムや原因の解明、被害の軽減に関する技術やシステム等に係る研究開発を総合的に実施している。</p> <p>また、これらの研究成果や解析結果を、地方公共団体等に対してタイムリーかつ迅速に提供している。当該法人が、現在、主に実施している研究開発には以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害の変化を予測する技術開発のための実験・観測 ・豪雨による土砂災害の発生予測に関する研究 ・雪氷防災実験棟を活用した雪崩、吹雪等の発生予測システムの開発 ・洪水や干ばつの予測に重要な蒸発散に関する研究 等 	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>当該研究の戦略化・重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水災害、土砂災害等に関するシュミレーションの高度化、リスクマネジメント等、現在社会的な要請が強い分野の研究内容を強化する。また、観測研究の内その必要性が低下したテーマは縮小する。特化する分野の例を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> マルチパラメータレーザを活用した水災害及び土砂災害に関する実時間予測研究 シミュレーション、ハザードマップ等を活用したリスクマネジメント手法による、都市型水害等に係る防災対策に関する研究開発。 雪崩、吹雪等の発生予測システムの高度化 <p>一部の定常観測・実験施設の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術の進歩により必要性が相対的に低下したり、所期の目的を達成した以下の定常観測・実験施設については、廃止に向けた具体策を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> 平塚実験場 地表面乱流風洞棟 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>自然災害による人的・物的な被害を軽減し、国民の安全・安心を確保することは国の責務の一つである。この責務を果たすため、国は基本的な防災施策を策定し、それに基づく形で自然災害による被害軽減のための研究開発を推進する必要がある。</p> <p>なお、現在、安全・安心な社会を構築するための科学技術が重要課題として位置付けられており、その中でも、大規模災害による被害を軽減するための防災科学技術に係る研究開発が、最大の課題の一つ</p>	

とされている。

国の責務を果たすために行われる自然災害の被害軽減に関する研究開発の成果については広く国民一般に還元されるべきものである。このため、民間ベースで特定の者に提供して利益を得るという手法にはなじまない。また、全国的な課題として捉えられるべき自然災害の被害軽減に関する研究開発を、個々の地方公共団体その他の主体に委ねることは難しく、現時点で地方公共団体にはそのような研究開発を行うような体制も整備されていない。

一方、国自らがこれらの研究開発を実施することについては、柔軟性や機動性を備えた効率的・効果的な研究開発を推進するという観点から問題が多く、独立行政法人という形態が最も望ましいと考えられる。

現在、自然災害の被害軽減に関する研究を進めるにあたり、以下のような状況がある。

- ・我が国は、国土の4分の3を山地が占める上に、梅雨、台風など集中豪雨の発生しやすい気象条件下にある。このため、毎年のように豪雨災害、斜面災害により大きな被害が発生する。
- ・特に近年、大都市における災害発生メカニズムの複雑化、地域コミュニティの脆弱化による地域防災力の減少などといった情勢の変化があり、これに的確に対応した防災施策が求められている。

したがって、我が国として、着実に気象災害、土砂災害等による被害の軽減に関する研究開発に取り組む必要がある。

ただし、当該法人の一部の定常観測施設、実験施設については、技術の進歩により更に効率的な手法が考案されたことで、必要性が相対的に低下したり、所期の目的を達成したと考えられるため、廃止に向けた具体策を検討することとする。その具体的な理由は以下のとおりである。

・平塚実験場

ハイドロフォンを利用したブイの開発、GPSを用いた連続潮位観測網その他の観測技術が高度化され、より効率的に広範囲のデータを取得することが可能となった。

・地表面乱流風洞棟

地下水位、放射、風速、地表面の被覆物等が蒸発速度に与える影響の解明など、当初の研究目的が達成されたのに加え、より高度な手法を用いた地球フロンティア研究が、新たに他機関において発足し、当該施設により得られるデータの重要性が減少した。

一方、近年の情勢の変化に的確に対応した防災施策を実施するために、これまでの現象解明型の研究開発に加えて、リスクの予測、事前対策、緊急対応、復旧・復興という災害の全過程を視野に入れたシミュレーションやリスクマネジメントといった課題解決型の研究が求められている。したがって、今後は気象災害、土砂災害による被害の軽減に関する研究開発については、これらの分野に特化するという措置を講ずるものとする。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	防災科学技術研究所	府省：文部科学省												
事務及び事業名	施設及び設備の共用													
事務及び事業の概要	当該法人が保有する大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設、平成17年度から供用開始予定の世界最高性能の実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)等について、効果的で効率的な運用を確保し共用に供する。													
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	施設及び設備の共用に関する事業は継続し、一層の共用化の促進を図る。													
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>当該法人が所有する我が国最高性能の大型実験施設(大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設等)を活用し、当該法人が、民間企業、他の独立行政法人、国立大学法人等と適切な役割分担の下に、共同研究を実施しており、毎年度概ね着実に共同研究の実施件数が増加している。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border: none;"> <thead> <tr> <th style="padding: 0 10px;"></th> <th style="padding: 0 10px;">平成13年度</th> <th style="padding: 0 10px;">平成14年度</th> <th style="padding: 0 10px;">平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px 0 0 20px;">・大型降雨実験施設</td> <td style="padding: 5px 0 0 20px;">9件</td> <td style="padding: 5px 0 0 20px;">10件</td> <td style="padding: 5px 0 0 20px;">13件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px 0 0 20px;">・雪氷防災実験施設</td> <td style="padding: 5px 0 0 20px;">16件</td> <td style="padding: 5px 0 0 20px;">14件</td> <td style="padding: 5px 0 0 20px;">17件</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国唯一である世界最高性能の実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)が平成17年度から供用開始予定であることから、本事業を今後とも一層強化する必要がある。</p> <p>本事業は、当該法人が持つ優れた施設・設備を外部利用に供するものであり、また当該法人の研究活動と密接に関連していることから、本事業のみを切り離して民営化することや、地方公共団体へ移管することは極めて困難である。また、施設・設備の共用を効率的に行うためには、当該法人の研究者による協力が不可欠であることから、施設・設備の共用化のみを民間や地方公共団体へ移管して本事業を継続することは不可能である。</p> <p>したがって、施設及び設備の共用に関する事業は継続し、一層の共用化の促進を図るという措置を講ずるものとする。</p>			平成13年度	平成14年度	平成15年度	・大型降雨実験施設	9件	10件	13件	・雪氷防災実験施設	16件	14件	17件
	平成13年度	平成14年度	平成15年度											
・大型降雨実験施設	9件	10件	13件											
・雪氷防災実験施設	16件	14件	17件											

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	防災科学技術研究所	府省：文部科学省								
事務及び事業名	研究者・技術者の養成と資質の向上									
事務及び事業の概要	民間企業や防災関係機関等からの研修員や、大学院生を積極的に受け入れ、研究者の育成を行う。また、JICA研修員等開発途上国の防災関係者の研修を行う。さらに、研究所の若手研究者及び技術者の資質の向上を図る。									
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	研究者・技術者の養成と資質向上に関する事業は継続する。									
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>当該法人は、観測に基づく基礎研究から被災後の復興・復旧まで、自然災害について総合的な視野から研究開発を進め、国、地方公共団体等に対して、得られた研究成果や観測データ等を防災対策や政策立案のための判断材料として提供している国内唯一の研究機関である。また、国際的に見ても質の高い研究成果を上げてきている。</p> <p>当該法人が実施している世界最先端の研究活動に、国内外の防災科学技術に関する研究者(外来研究員、客員研究員、大学生、大学院生、研究生等)や技術者、地方公共団体職員、JICA研修員等を参画させ、当該法人の研究者と共同で研究を実施することにより、質の高い研究者や防災関係者を育成することが可能となり、国内外の防災科学研究の水準向上に寄与する。また、関係者からのニーズも高いことから、当事業を継続する。なお、これまでの外来研究員等の受け入れ実績は以下のとおりである。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成13年度</td> <td style="text-align: center;">平成14年度</td> <td style="text-align: center;">平成15年度</td> </tr> <tr> <td>・外来研究員等の受入れ</td> <td style="text-align: center;">85名</td> <td style="text-align: center;">90名</td> <td style="text-align: center;">99名</td> </tr> </table> <p>また、今後も高い水準の研究活動を維持し、当該分野において世界をリードしていくためには、当該法人の若手研究者及び技術者の資質の向上を図ることが必要である。</p> <p>研究者・技術者の養成と資質の向上は、当該法人における研究活動と密接に関連するものであり、本事業のみを切り離して民間や地方公共団体へ移管することは極めて困難であり、また、民間や地方公共団体においては、そのような事業を行うような体制も整備されていない。</p> <p>したがって、研究者・技術者の養成と資質向上に関する事業を継続するという措置を講ずるものとする。</p>			平成13年度	平成14年度	平成15年度	・外来研究員等の受入れ	85名	90名	99名
	平成13年度	平成14年度	平成15年度							
・外来研究員等の受入れ	85名	90名	99名							

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	防災科学技術研究所	府省：文部科学省
事務及び事業名	その他の事業（防災科学技術に関する国内外の情報・資料の収集・提供 等）	
事務及び事業の概要	防災科学技術に関する国内外の情報・資料の収集・提供、防災科学技術分野における研究交流の推進、要請に応じた職員派遣による研究開発への協力、自然災害発生時の適切な対応等の業務を行う。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	国内外の防災科学技術に関する資料の継続的な収集及びデータの蓄積、防災科学技術分野に関する研究交流の推進、要請に応じた職員派遣による研究開発への協力、自然災害発生時の緊急調査のための職員の派遣等の業務については継続する。	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>当該法人は、国の基本方針の下に、自然災害の発生メカニズムや原因の解明、災害軽減に関する技術やシステムの開発などに関する研究開発を、総合的に実施する国内唯一の機関である。したがって、当該法人がこれまでに収集した自然災害や防災科学技術に関する資料やデータは、極めて貴重で他に存在しないものも数多い。</p> <p>過去の災害履歴等のデータベース化、収集した災害資料の分類・整理及び分析も進められ、また、紙から電子媒体への変更を進めたデジタル資料館化が図られている。さらに、地震に関するデータ及び災害資料等をインターネットで提供している。</p> <p>これらの資料やデータについては、国や地方公共団体における防災施策立案の際に活用されているところであり、また、これらに対する研究者や国民からのニーズも極めて高いことから、防災科学技術に関する資料の収集等の業務は継続する必要がある。</p> <p>当該法人は、防災科学技術に関する研究開発において中核的な役割を果たすことが要請されており、海外を含めた他機関との共同研究開発、研究者の派遣や受入れなどの人材交流やワークショップの開催等の国際的な研究交流を積極的に行うとともに、研究コンソーシアムなどの関係機関間の連携の枠組みの構築を行うことが必要である。さらに、当該法人の研究開発成果を、実際の災害対策に適用するため、要請に応じて防災行政に携わっている関連行政機関等に研究者を派遣し研究開発へ協力するとともに、自然災害の発生時、又はそのおそれがある場合、観測の強化や被災地の緊急調査などの機動的な対応、政府調査団への職員の派遣等を行うことが必要である。</p>	

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・海外を含めた他機関との共同研究開発	61件	60件	65件
・ワークショップの開催	6件	14件	29件
・職員の関連行政機関等への派遣	49件	56件	81件

防災科学技術に関する国内外の情報及び資料の収集及び提供、防災科学技術分野における研究交流の推進等は、当該法人における研究活動の成果を踏まえたものであり、このような実態と切り離して本事業を民間や地方公共団体へ移管することは極めて困難であり、また、民間や地方公共団体においては、そのような事業を行うような体制も整備されていない。

以上の理由により、国内外の防災科学技術に関する資料の継続的な収集及びデータの蓄積、防災科学技術分野に関する研究交流の推進、要請に応じた職員派遣による研究開発への協力、自然災害発生時の緊急調査のための職員の派遣等の業務については、継続するという措置を講ずるものとする。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	防災科学技術研究所	府省：文部科学省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	事業の重点化に伴う効率的、効果的な組織形態の見直し 当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人へ移行	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>当該法人は、国の基本方針の下に、自然災害のメカニズムや原因の解明、自然災害による被害軽減に関する技術やシステムなどに関する研究開発を総合的に実施している国内唯一の機関であり、国の防災施策の立案に際して、その判断の基礎となる研究成果や解析結果をタイムリーかつ迅速に提供する役割を果たしている。</p> <p>例えば、当該法人の研究成果については、中央防災会議における東海地震の想定震源域及び地震防災対策強化地域の見直し、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」の策定、地震調査研究推進本部が進めている「全国を概観した地震動予測地図」の作成など、国の防災施策立案の際に積極的に活用されるとともに、地震予知連絡会（事務局：国土地理院）や火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）等においても、検討に当たっての基本的な資料となっている。</p> <p>さらには、富士山周辺自治体における防災対策（ハザードマップの作成等）の促進、三宅島での住民避難判断、伊東沖群発地震におけるマグマ状況の判断その他の地方公共団体の防災施策にも積極的に活用されているところである。</p> <p>国、地方公共団体等の防災施策の立案に寄与している当該法人の特筆すべきこれまでの研究成果としては、主に以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東・東海地域のプレート構造の解明、東海地震の想定固着域の発見 中央防災会議における東海地震の想定震源域及び地震防災対策強化地域の見直し ・ 確率論的手法に基づく地震動予測地図の作成手法の構築 地震調査研究推進本部が進めている「全国を概観した地震動予測地図」の作成 ・ 三宅島の2000年噴火における火山観測（傾斜、地震、山体表面温度 等）の実施とデータの気象庁等への提供、解析結果の火山噴火予知連絡会等への報告 2000年三宅島噴火における政府の対応 <p>仮に、当該法人を廃止した場合、国内には他にこの様な業務を総合的かつ一元的に実施している研究開発機関は無いため、国として必要な研究成果や観測データ等を入手することが極めて困難な状況に陥り、自然災害から国民の安全を守るための各種防災施策の立案に重大な支障が生じる結果となる。</p> <p>国の責務を果たすために行われる自然災害の被害軽減に関する研究開発の成果については広く国民一般に還元されるべきものである。このため、民間ベースで特定の者に提供して利益を得るという手法にはなじまない。また、全国的な課題として捉えられるべき自然災害の被害軽減に関する研究開発</p>	

を、個々の地方公共団体その他の主体に委ねることは難しく、現時点で地方公共団体にはそのような研究開発を行うような体制も整備されていない。

一方、国自らがこれらの研究開発を実施することについては、柔軟性や機動性を備えた効率的・効果的な研究開発を推進するという観点から問題が多く、独立行政法人という形態が最も望ましいと考えられる。

なお、他の研究開発機関との関係においては、国の基本方針の下に、防災科学技術に関する研究開発を効率的かつ効果的に展開することが可能となるよう、下記のとおり適切な分担関係の下に研究開発業務を実施しており、引き続きこれらの研究機関と連携しながら当該法人の各事業を進めていくことが重要である。

当該法人： 自然災害全般について観測に基づく基礎研究から被害後の普及・復興までを視野に入れた総合的な研究開発

他省庁所管法人： 個別構造物に関する研究、警報等の発信のための気象業務に関する研究、火災に関する研究など特定の課題に関する研究開発

国立大学法人： 個別教官が独自に実施する基礎的な学術研究

当該法人については、防災科学技術をめぐる状況の変化を踏まえて、今後、地震災害による被害の軽減に関する研究開発等に重点化することとしている。この方針に対応して円滑に事業を進めていくためには、より効率的かつ効果的な組織形態となるよう見直しを行うという措置を講ずるものとする。

当該法人は、これまで国の防災に係る基本方針の下に研究開発を実施するなどの理由から、特定独立行政法人として位置付けられているが、研究者の勤務形態の多様化、産官学連携の推進、研究者の流動化、研究環境の国際化、研究者の弾力的配置などをはじめとして、研究者の研究活動に対するインセンティブを向上させる観点が近年重要視されてきていることから、今回の見直しに際し当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人へ移行させるという措置を講ずるものとする。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人 国立特殊教育総合研究所		文部科学省																			
沿革	昭和46年10月 国立特殊教育総合研究所が発足。 昭和48年 9月 相互協力を行う機関として国立久里浜養護学校が設置。 平成13年 4月 独立行政法人国立特殊教育総合研究所が発足。 平成16年 4月 企画部、教育支援研究部、教育研修情報部の3部門及び教育相談センター設置（障害種別等の8研究部・18研究室、総合政策情報センター・教育相談センターを改組）。 相互協力機関として筑波大学附属久里浜養護学校発足（国立久里浜養護学校廃止）。																					
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）																		
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）																			
	4 人	2 人	2 人	80 人																		
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度（予算）	平成17年度（要求）																	
	一般会計 2,007 特別会計 0 計 2,007	一般会計 1,788 特別会計 0 計 1,788	一般会計 1,429 特別会計 0 計 1,429	一般会計 1,319 特別会計 0 計 1,319	一般会計 1,300 特別会計 0 計 1,300																	
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>【業務運営の効率化に関する事項】 每事業年度につき1%の業務の効率化 毎年度達成。（平成13年度：5%削減、平成14年度：1.3%削減、平成15年度：3.7%削減）</p> <p>【国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために採るべき措置】 セミナー等への参加者を中期目標の期間中毎年度平均で平成12年度の参加者数以上を確保する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊教育セミナー</td> <td>320</td> <td>286</td> <td>321</td> <td>900</td> <td rowspan="2">人</td> </tr> <tr> <td>特殊教育セミナー</td> <td>212</td> <td>211</td> <td>314</td> <td>688</td> </tr> </tbody> </table> <p>国立特殊教育総合研究所が主催する研修事業に参加した者のうち、毎年平均80%以上の者からプラスの評価が得られるよう、研修内容の充実を図る。</p>						平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度		特殊教育セミナー	320	286	321	900	人	特殊教育セミナー	212	211	314	688
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度																		
特殊教育セミナー	320	286	321	900	人																	
特殊教育セミナー	212	211	314	688																		

各研修・講習会ごとのプラスの評価の平均値

(平成13年度：96.8%、平成14年度：98.6%、平成15年度：99.3%)

教育相談を行った者のうち、毎年平均で80%以上の者からニーズに適切に対応したなどのプラスの評価が得られるよう相談活動・内容の普及・充実を図る。

来談者のプラス評価の平均値

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
「教育相談に来て良かったか」	99%	98%	98%
「相談対応者の対応について」	99%	98%	99%
「期待していた教育相談が受けられたか」	99%	96%	97%
「研究所の施設・設備について」	99%	91%	94%

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立特殊教育総合研究所	文部科学省
事務及び事業名	研究活動	
事務及び事業の概要	独立行政法人国立特殊教育総合研究所（以下、「特殊研」とする。）においては、文部科学省と連携して取り組む国の政策的な課題に関する調査研究や、制度・システム等に関する調査研究（教育関係法令、教育課程、「個別の教育支援計画」モデル開発等）、喫緊の課題に関する研究（LD、ADHD、自閉症及び盲ろう二重障害等の発生頻度の低い障害等の新たな課題）など、特殊教育に関する研究のうち主として実際の研究を総合的に行う。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>特殊教育に係る研究の重点化</p> <p>特殊教育に係る政策的重要性の高い研究及び特殊教育に係る教育現場等の喫緊課題に対応した研究に特化して実施するとともに、すべての研究課題に年限を設け、逐次見直す。</p> <p>具体的に例示すれば、総合科学技術会議の資源配分方針等を踏まえ、重点4分野として示された「ライフサイエンス（こころの発達と脳に関する基礎的研究、こころの病気、教育が脳機能に与える影響に関する研究）」への対応を図るため、平成16年度から実施している課題別研究「脳科学と障害のある子どもの教育に関する研究」を今後、関係研究機関との共同研究によるプロジェクト研究として積極的に推進する。</p> <p>研究課題の精選</p> <p>研究課題の採択に際しては、関係省庁と連携し国の政策的課題を把握するとともに、教育現場のニーズをより積極的に把握するため、都道府県教育委員会や特殊教育センター、校長会等へのニーズ調査を毎年度実施し、その結果を踏まえ研究課題の採択や研究計画・内容の改善に反映する。</p> <p>関係機関との連携の緊密化</p> <p>教育現場のニーズに対応した実際の・総合的研究活動をより一層促進するため、外部の研究機関・研究者との連携を積極的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来のプロジェクト研究等の実施における外部の協力機関・協力者に加え、これらの研究活動に参画する「研究パートナー」を全国から広く公募し、相互の課題意識・研究方法・研究資源など共有することにより、より効果的効率的な研究を推進。 ・障害のある子どもの教育においては、医学・心理学・工学など他のさまざまな専門分野の基礎的・理論的研究を実際の教育場面に応用する側面が重要となることから、関係研究機関との協定等に基づく「共同研究」を積極的に実 	

	<p>施し、基礎的研究と実践的研究との有機的な連携を図り、特殊研の実践的研究のより効果的な研究成果の向上を促進。</p>
<p>事務及び事業について上記措置を講ずる理由</p>	<p>障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）において、特殊研は、先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究を一層推進するとともに、その成果等を教育現場等に円滑に普及するための情報提供を推進することが明記されている。</p> <p>研究活動を廃止した場合においては、他の主体において上記のような特殊教育に係る実際的な研究を総合的に行うことが確保されないため、我が国の特殊教育の質が大幅に低下するおそれがある。</p> <p>他方、 特殊研で行われる研究活動は、大学等の研究機関で行われる基礎研究とは一線を画し、その研究成果を教育現場に還元するために行われるものであるため、実際的かつ総合的に行われるべきであること</p> <p>特殊研においては、特殊教育に係る新たな課題を絶えず把握し、政策的な課題や教育現場において対応が求められる重要課題について、先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究を行うべきこと</p> <p>を踏まえ、特殊研が特殊教育に係る関連機関との役割分担を明確にし、よりナショナルセンターとしての意義を一層発揮するため、上記のような措置を講ずるものである。</p> <p>なお、特殊研においては、その研究組織体制について、新たな課題に柔軟かつ弾力的に対応し、特殊研の業務をより効果的・効率的に推進していくため、平成16年4月より課題重視型の大括りの部門に再編したところである。</p>

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立特殊教育総合研究所	文部科学省
事務及び事業名	研修事業	
事務及び事業の概要	<p>特殊研においては、各都道府県等の指導的立場に立つ教職員を対象に、研究職員自らが企画するプログラム・カリキュラムにより、政策的重要性の高い、又は喫緊の課題に対する研修（LD・ADHD・高機能自閉症児担当指導者養成研修等）や、地方公共団体独自での実施が困難な研修（情報手段活用による教育的支援指導者講習会等）など、特殊教育に関する専門的・技術的な研修を実施する。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>研修事業の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期研修については、各都道府県等の指導的立場に立つ教職員を対象として、特殊研の研究活動に積極的に参画させ、より教育現場の実践を研究に活かすとともに特殊教育に係る専門性の向上を図るため、研究員制度（仮称）に転換する。 ・地方公共団体等において指導的立場に立つ教職員等を対象として、 <ul style="list-style-type: none"> 特殊教育に係る政策的重要性の高い研修課題 特殊教育に係る教育現場等の喫緊課題に対応した研修課題 地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修課題 <p>に重点化して実施する。 実施方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施方法については、研究協議等の演習形式を更に多く取り入れるようプログラムを構築し、研修員の意見を踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直しを進める。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>特殊教育においては、様々な障害の種類・程度等がある中で、その指導方法や指導体制を逐次見直していく必要があり、また、新たに生起する課題に対して即時に対応していく必要がある。そのため、必ずしも地方公共団体において、喫緊の課題に関する研修を行うことができないため、特殊研で行われる実際的かつ先導的研究活動等の成果を踏まえ、研修を実施していく必要がある。</p> <p>研修事業を廃止した場合において、各都道府県においては、上記の研修課題に対応した研修を行うことはできないため、特殊教育に係る教職員の専門性・指導力が低下するおそれがあり、我が国の特殊教育全般の質の低下につながる。</p>	

また、特殊教育については、対象となる子どもの割合は低く、障害の種類・程度等が多様であり、教職員等の数も必ずしも多くない。そのため、各都道府県等の指導的立場にある教職員を育成しなければ、各都道府県等における特殊教育に係る教職員の資質に格差が生じることから、地方公共団体単体では一定の規模を確保できない研修課題については、特殊研が実施し、地方公共団体等において行う研究・研修等を支援し、その質を向上させていく必要がある。

特殊研においては、これまでも逐次研究課題の見直しを進めている（ ）が、以上の観点を踏まえ、研修事業については、真に特殊研が担うべきものに精選し、重点化を講ずるとともに、実施方法についても逐次見直しを行うという措置を講ずるものである。

近年の研究課題の見直し

平成15年度をもって廃止した研修

「短期研修（重度・重複障害教育コース）」

「短期研修（情報教育コース）」

「『通級による指導』指導者講習会」

「教育相談講習会」

平成16年度に開設した研修・講習会

「情報手段活用による教育的支援指導者講習会」

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立特殊教育総合研究所	文部科学省
事務及び事業名	教育相談活動	
事務及び事業の概要	<p>特殊研においては、各都道府県の特殊教育センター等では対応が困難な教育相談や全国の教職員の相談への対応など、特殊教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うとともに、教育相談活動の在り方や方法に関する実際的な研究とそれらの研究成果を活かした教育相談マニュアルの作成などを行う。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>教育相談活動の重点化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等においては対応することが困難な発生頻度の低い事例等についての教育相談への重点化 ・ 地方公共団体等において教育相談体制を確立するための支援 ・ 国内外の教育相談の成果の整理・分析及びデータベースの構築 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>障害の種類・程度等は児童生徒等によって多種・多様であり、非常に発生頻度の低い事例や指導方法等が未確立な事例については、地方公共団体では対応が困難な場合がある。このため、特殊研においてその研究活動、研修事業、教育相談活動で蓄積された知見に基づき、当該児童生徒等の教育を支援する必要がある。</p> <p>教育相談活動を廃止した場合においては、教育相談による実践が研究や研修に活かされないこととなるため、各地方公共団体における発生頻度の低い事例への対応や教育相談体制の構築に支障を生じ、特殊教育に係る教育相談機能が大幅に低下するおそれがある。</p> <p>また、喫緊の課題や最新の研究成果等を踏まえ、逐次各都道府県における教育相談体制を充実させていくことが必要である。そのために、その研究活動、研修事業、教育相談活動で蓄積された知見を基に、特殊研において、支援方策について研究していく必要がある。</p> <p>教育相談については、豊富な事例を整理・分析し、他の事例に活用していくことが重要であり、国内外の事例を整理・分析し、データベースを構築することで、教育現場及び保護者等に情報を提示する</p>	

必要がある。

以上を踏まえ、教育相談活動については、上記措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立特殊教育総合研究所	文部科学省
事務及び事業名	情報普及活動	
事務及び事業の概要	<p>特殊研においては、研究紀要、研究成果報告書、学会及び専門誌等の公表や、セミナーの開催により研究成果の普及を行うほか、全国の特特殊教育センター、関係教育研究機関等と連携して特殊教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理及び保存し、インターネットも活用した総合的な情報提供を行う。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>情報提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を積極的に収集し、それらの情報提供方法の改善を進め、障害のある子どもの教育に係る総合的な情報提供体制の充実を図る。 ・ 研究活動、研修事業、教育相談活動の成果の普及等を図ることを目的に実施しているセミナーについては、研究協議等を中心とした構成に改め、教育現場等関係機関からのフィードバック機能を今まで以上に強化し、教育現場等関係機関との積極的な情報の共有に努める。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>近年の情報通信技術を活用することで、いつでも、どこからでも特殊研が蓄積している知見にアクセスできるようにする必要がある。</p> <p>また、特殊研の諸事業の成果については、教育現場等関係機関との不断のコミュニケーション等を通じて、情報の共有に努め、関係機関の施策の円滑な実施を図っていくとともに特殊研の諸事業に役立てていく必要がある。そのため、必要に応じ、定期的にセミナー等を開催し、効率的かつ実効的なコミュニケーションの円滑化に努める必要がある。</p> <p>特殊教育においては、障害のある子どもの割合は低く、全国的な広がりを持つ政策分野であるため、特殊研の研究等の成果を普及し、全国各地の実践の情報を共有することが不可欠である。情報普及活動を廃止した場合においては、国内外での研究やこれまでの実践を収集・普及を包括的に行う機関がなくなるため、特殊教育に係る情報の共有に重大な支障をきたすこととなる。</p>	

以上を踏まえ、情報普及活動については、上記措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立特殊教育総合研究所	文部科学省
事務及び事業名	国際交流活動	
事務及び事業の概要	<p>特殊研においては、国際セミナーの開催、国外の研究機関との交流協定の締結、外国人研究者との研究交流等を通じて特殊教育に関する国際学術研究の推進、海外の特殊教育に関する調査研究及びその研究成果の普及を行い、国際的な貢献を果たす。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>国際交流を通じて諸外国の情報を収集・分析するとともに、国外に対しては、我が国をはじめアジア・太平洋地域の特殊教育に係る総合的な情報を提供し、国内に対しては、特殊教育に係る国外の取組について、研究機関、教育現場等関係機関においてそれぞれ活用可能な形で情報を総合的に提供する。</p> <p>各国における特殊教育の発展への支援など、国際機関等との連携を通じ、国際的な貢献を果たす。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>特殊研がアジア・太平洋地域における特殊教育の中核的な機関として、研究協力を実施してこの地域における特殊教育の発展の上で、先導的な役割を果たしていくことは、国際社会において、日本が将来にわたって貢献すべき重要な責務である。特殊研は特殊教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとして、国外に対しては、我が国をはじめアジア・太平洋地域の特殊教育に係る情報を集約・整理し、総合的に提供していく必要がある。一方、国内に対しては、国外における特殊教育に係る取組について、教育現場等のみならず、大学等の研究機関において活用されることを念頭においてそれぞれの必要に応じ活用できる形で情報を提供していく必要がある。</p> <p>我が国の特殊教育の一層の振興を図るためには、国外の研究成果等を積極的に摂取し、必要に応じ、我が国の施策に取り入れていくことが重要である。そのため、国外の研究所等との情報交換や特殊研への研究者等の招聘を積極的に推進するなど、国際機関等との連携を通じ、国際的な貢献を果たしていく必要がある。</p> <p>国際交流活動を廃止した場合においては、国外に対しては、我が国の特殊教育に係る総合的な情報を提供する機関がなくなることになる。また、国内に対しては、特殊教育に係る諸外国の動向について</p>	

の情報を入手する手段が非常に限られることとなる。

以上を踏まえ、国際交流活動については、上記措置を講ずるものである。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立特殊教育総合研究所	文部科学省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>日本国憲法、教育基本法に示された教育の機会均等の理念、障害者基本法に示された障害者の自立及び社会参加に向けた支援を行うことは、国の責務である。このことを踏まえた上で、特殊研を廃止することとした場合には、障害のある子どもの割合は低く、障害の種類・程度等は多様であり、全国的な広がりを持っているため、各地方公共団体のみで特殊教育に係る実際的かつ総合的な事業を展開することはできない。特殊研を廃止することとした場合には、国の責務を放棄することになりかねない。</p> <p>また、特殊研の民営化については、上記のような特殊教育の性質を踏まえれば、必ずしも採算性の高い分野とも言えず、現在、独立行政法人という組織形態により特殊研が行っている研究等の各業務の運営資金を、民営化により自主財源に求めることは事実上不可能であり、また、現実的にも民間団体において類似の業務が行われていることもない。このようなことから、特殊研を民営化することは教育基本法、障害者基本法に示された理念に反する結果を引き起こしかねず、適当ではない。</p> <p>職員の勤務形態については、大学等の研究者との人事交流の一層の円滑化を図るといった観点や国立大学の非公務員型法人への移行といった観点などを考慮し、非公務員型への移行を図るといった措置を講ずるものである。</p>	

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人 国立国語研究所				文部科学省（文化庁）	
沿革	昭和23年12月 国立国語研究所発足 昭和43年6月 文化庁附属機関となる 平成13年4月 「独立行政法人国立国語研究所」発足					
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）		
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）			
	2人	2人		60人		
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）	
	一般会計 1,074 特別会計 0 計 1,074	一般会計 1,195 特別会計 0 計 1,195	一般会計 1,200 特別会計 0 計 1,200	一般会計 1,321 特別会計 0 計 1,321	一般会計 1,288 特別会計 0 計 1,288	
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>【業務運営の効率化に関する事項】 每事業年度1%の事業効率化 毎年度達成。 （平成13年度：約2.6%削減，平成14年度：約1.1%削減，平成15年度：約1.6%削減）</p> <p>【国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置】 国際共同研究3件以上，大規模な国内共同研究1件以上実施 毎年度達成 （国際共同研究 平成13年度：8件，平成14年度：7件，平成15年度：10件実施） （大規模な国内共同研究 平成13年度：2件，平成14年度：2件，平成15年度：3件実施） 研究発表会を1回以上開催し，参加者の80%以上が肯定的な評価 平成15年度（1回開催，96%が肯定的評価） 「ことば」フォーラムの開催5回，参加者の80%以上が肯定的な評価 毎年度達成 （毎年度5回開催，延べ参加者 平成13年度：86%，平成14年度：95%，平成15年度：94%が肯定的評価） 『新「ことば」シリーズ』を1回作成・配布 毎年度達成（毎年度1回作成・配布） 啓発ビデオを1本制作・配布 毎年度達成（毎年度1本制作・配布） 日本語教育研修事業において，参加者の80%が肯定的な評価 毎年度達成 （延べ参加者 平成13年度：85%，平成14年度：86%，平成15年度：87%が肯定的評価）</p>					

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立国語研究所	文部科学省 (文化庁)
事務及び事業名	国語の研究事業	
事務及び事業の概要	国語及び国民の言語生活に関する科学的な調査及び研究	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>研究課題の整理・重点化</p> <p>国語及び国民の言語生活について迅速かつ的確な実態把握を行うために、現在の8本に細分化された相互に関連性の薄い個別的な研究課題を新たな観点から整理し、大きく3本の事業に重点化し有機的に関連付けて実施する。</p> <p>（現在の8本の研究課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代雑誌200万字言語調査 ・「分類語彙表（増補改訂版）」の作成 ・「太陽コーパス」の作成 ・学校敬語・敬意表現調査 ・「方言文法全国地図」の作成 ・「話し言葉コーパス」の作成 ・現在の日本社会で使用されている日本語の現状調査 ・分かりにくい外来語の言い換え提案 <p style="text-align: right;">コーパスとは、電子化された大量の言語資料の集まり</p> <p>（見直しの方向）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究 ・国民の言語意識を把握するための調査研究 ・日本語像についての提案 <p>民間委託の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世論調査については、企画内容の充実に重点化し、実施については、可能な限り民間調査会社等に委託 ・大規模な電子化言語資料の作成については、設計開発に重点化し、機械的な入力作業などは可能な限り民間委託 <p>外部資金の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国語に関する研究成果を各種刊行物として積極的に販売することにより、著作権使用料を確保 ・科学研究費補助金や国等の委託事業費の確保 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>国語は一国の文化・社会・経済を支える基盤である。また、国語政策は国民の日常生活に直接的に極めて大きな影響を与える重要事項である。国語及び国民の言語生活の実態に即した適切な国語政策の立案は、綿密かつ科学的な国語の調査研究に基づいてはじめて可能となるものであることから、国語の研</p>	

究事業を廃止することはできない。

国立国語研究所は、国の言語政策に資するための科学的な調査研究を行う機関であり、国語政策に直接貢献する研究を行うだけでなく、国として必要な大規模かつ継続的な研究を実施することにより、政策立案のための確実な基盤を提供することを責務としている。

このような国語の研究事業は、国の国語政策に直接貢献する研究や、国全体を視野に収め、国として必要な大規模かつ継続的な研究を行うことを目的としており、仮に民間や地方公共団体に移管したとすれば、この目的を達成することが困難になる。また、他に類似の機能をもつ独立行政法人は存在しないところであり、引き続き国立国語研究所が実施していくことが必要である。

他方、個別の研究課題について見ると、「日本語の現在」をとらえるためには、最先端の情報通信技術を十分に活用して、大規模かつ高度な「汎用日本語データベース」の構築を効率的に推進するとともに、国民各層を対象とする言葉に関する意識調査を、新たに開発するデータ収集法も含めて多角的な方法で実施し、これらを総合して国語及び国民の言語生活の向上に資する適切な提案を行うことが必要とされていることから、上記の措置を講ずるものである。

民間委託については、これまでも委託の可能なものについては民間に委託してきたところであるが、今後の業務の実施にあたっては業務運営の効率化の観点から可能な限り民間委託を進めていくことが必要である。

さらに、新たな課題に対応し事業の充実を図るためには、科学研究費補助金等に積極的に応募し、外部資金のさらなる確保に努めることが求められる。

こうした観点から、現在の細分化された相互に関連の薄い研究事業の課題を整理し、重点化を図ることとともに、民間委託の拡大、外部資金の拡充に努めることとしたものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立国語研究所	文部科学省 (文化庁)
事務及び事業名	日本語教育の研究事業	
事務及び事業の概要	外国人に対する日本語教育に関する調査研究及びこれに基づく資料の作成，並びに日本語教育に関する情報の収集と提供。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>研究課題の整理・重点化 日本語学習者の増加と多様化に対応する日本語教育施策の立案に寄与し，日本語教育の振興に資する成果を上げることを目指して，現在の7本の研究課題の扱う対象が拡散している点を見直し，対象別・学習目的別・母語別等の多様な日本語教育内容を策定する研究事業に重点化する。 重点化方針に基づき，以下の3本の研究事業を有機的な連携の下に実施する。</p> <p>（現在の7本の研究課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本語教育のための言語資源及び学習内容に関する調査研究」 母語別作文教育の基礎資料作成，作文教育のための教材及び指導法の開発 母語別音声教育のための音声データベース研究会の開催 ・「日本語教育の教師教育の内容と方法に関する調査研究」 「国内の教師養成機関における教師教育の実態に関する資料」の収集及び分析 「目的別，課題別の研修に関する研修報告資料」の蓄積・分析 ・「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究」 「国内の日本語教育機関における学習と教育の実践データ」の公表 国外5地域対象の日本語学習環境の実態調査 「映像教材を利用した授業設計事例集」の刊行 ・日本語情報及び教材開発ソフトの提供 ・IT活用日本語教育支援：海外日本語教育機関における日本語入出力環境整備 ・IT活用日本語教育支援：日本語・日本文化に関する情報・資料の配信 ・IT活用日本語教育支援：海外巡回指導とIT活用学習効果研究，国内での日本語IT活用，日本語指導能力向上研修 <p>（見直しの方向）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語を母語としない人の日本語使用の実例データベースの構築 ・日本語学習者の多様性に応じた学習内容の提案 ・日本語学習者向け辞典の開発 <p>民間委託の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習用辞典の開発などに関する作成・出版等に係る業務については，民間の出版社等に委託する方 	

策を積極的に検討。

外部資金の拡充

- ・日本語教育の研究事業の成果を刊行物（辞書等）や教育用素材等の形で積極的に販売することにより、補助金等への依存を縮減

事務及び事業について上記措置を講ずる理由

外国人の来日・在住が増加する近年の日本社会において、日本語を母語としない人々も含めて、日本語による情報伝達や意思疎通が十分に行われることが、社会の安定した発展のために不可欠である。また、海外において日本に関する情報が普及し我が国についての国際理解が広まることで、国際社会における我が国の位置を十全に保つ上で必須である。

言葉を学ぶことはその国の文化を理解することであることから、国内における外国人との共生社会を安定的に築くためにも、海外における日本理解を促進するためにも、日本語を母語としない人々の日本語学習を支援し日本語教育を充実させることは国の緊要な課題である。日本語教育に関する研究事業は、こうした国の要務としての日本語教育施策に確実な基盤を提供するために不可欠なものであるため、日本語教育の研究事業は廃止できない。

日本語教育の研究事業は、国の日本語教育施策にとって不可欠な基盤となるものであり、母語・目的・在住地等の多様性を幅広く包含した総合的な立場から行う必要がある。こうした立場から日本語教育の研究事業を民間や地方公共団体が行うことは不可能であり、移管することはできない。また、外国人の集住する地方公共団体においては、その地域特性に応じた日本語学習支援事業が行われる場合があるが、これらを包含する日本語教育施策とこれを支える研究事業は国として推進すべきものであり、民間や地方公共団体に移管できない。

多様な学習者に向けた多様な日本語教育が広がる現在、その教育の実態や教育内容についての情報を広く収集し、これに基づく調査研究を継続的に行うことによって日本語教育施策に寄与する専門的・中核的な研究機関が必要である。この機能を担うためには、日本語を母語とする人を対象とした日本語研究と、日本語を母語としない人を対象とした日本語教育研究の両者を密接な連携の下に組織的・総合的に行う人材・体制・知見が不可欠である。こうした条件を備えた独立行政法人は、現在、国立国語研究所の他にはなく、国語政策の下支えの機関である国立国語研究所が引き続き実施していく必要がある。

他方、国内においては、留学生・ビジネス関係者・技術研修生・地域定住外国人・外国人児童生徒等、従来に増して多様な立場の人々が様々な目的を持って日本語学習を求めている。また海外においては、従来の高等教育・社会人教育だけでなく、中等教育における日本語教育が韓国・オーストラリア等の国々を中心として拡大している。日本語学習が127か国に広がっていることから、学習者の母語もますます多様化している。こうした日本語学習の多様化に適切に対応する必要がある。

また、多様化した日本語教育を支えるためには、様々な場面や目的で用いられる日本語の実態、日本語を母語としない人たちの日本語使用や日本語能力についての実証的な情報が不可欠であるが、そうし

た情報が従来不十分であり，増加する日本語学習者へのきめ細かな対応が大きな課題である。

このため，日本語を母語としない人の日本語運用の実例や，目的別・学習段階別に求められる日本語の実例を収集した「実例集成」データを構築し，これに基づき，対象者別・目的別・母語別の学習指導事項の策定と提案，母語別の学習用辞典の作成を行う措置を講ずるものである。

また、業務運営の効率化を図る観点から、日本語教育の教育用素材の開発について、その企画構想は国立国語研究所が行い、開発作成の実務的側面を民間の教育関連企業等に委託している事例を踏まえ、今後も、そうした民間委託の範囲を拡大する可能性を検討するとともに、学習用辞典の開発についても、その内容の企画構想や基礎資料の作成は国立国語研究所が研究事業として行うが、作成・出版の段階は民間の出版社等に委託する方策も積極的に検討することとしたものである。

さらに、新たな課題に対応し事業の充実を図るため、日本語教育の研究事業の成果を刊行物（辞書等）や教育用素材等の形で積極的に販売して著作権使用料等の自主財源を確保すること、及び国等からの委託事業を積極的に受託することにより、補助金等への依存を縮減することに努めることとしたものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立国語研究所	文部科学省 (文化庁)
事務及び事業名	日本語教育研修	
事務及び事業の概要	外国人に対する日本語教育に携わる現職教師及びこれを目指す者に対する研修。	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>研修事業の重点化</p> <p>国立国語研究所では、日本語教育の質的向上と人材育成を目指し、現在4種類の研修を実施しているが、現行の日本語教育研修の枠組みを再編成し、中核的な教師の育成を目的とした「研究参加型研修」に重点化して実施する。</p> <p><現在行っている研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期研修（上級研修） 日本語教育改善のための視点、専門的知識、問題解決のための実践的能力を身につける。 （10ヶ月） ・長期研修（日本語教育研究プロジェクトコース） 国立国語研究所が実施する日本語教育に関するプロジェクトに参加し、教育の改善への新たな視点を獲得する機会を提供する。（10ヶ月） ・短期研修 多様化する日本語学習ニーズに対応するための日本語教師の知識と能力の強化を目指す。 （1～3日） ・遠隔研修 インターネットを活用することを通して、自らの教育実践現場で自己研鑽を積む機会を提供する。 <p>民間委託の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業のうち研修用の素材開発や研修会の運営実務の一部について民間委託をしているが、今後さらに拡大していくことを検討。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	多様な立場や目的を持った日本語学習者が増加する現在、その指導教育に携わる教師の育成は日本語教育界の急務であり、特に、学習段階別・目的別・母語別等の学習者の多様性にきめ細かく対応しうる指導カリキュラムや教材等の開発・作成を主導的な立場で担える中核的教師の育成が求められており、このため日本語教育研修は廃止できない。	

また、民間の日本語教師養成期間で行われる教師養成は、初心者教師の養成であり、国立国語研究所の行う現職者研修とはレベルが異なる。中核的現職教師の資質と能力の向上を目的とした研修は、日本語教育の研究事業の成果を直接活用する形で実施する必要があるが、民間には不可能である。また、地方公共団体にもこうした日本語教師研修を実施する人材・体制や知見の蓄積はなく、移管することは不可能である。

以上のように、中核的な日本語教師を育成する研修は、日本語教育に関する研究事業に密接な連携の下に組織的に行う必要があるが、このような事業は、独立行政法人国立研究所が引き続き担っていくべきものである。なお、海外の外国人日本語教師の研修は、独立行政法人国際交流基金が実施しているが、日々の教育現場での具体的な指導法や教科書の使用法など指導技術の研修となっている。一方、国立国語研究所が行おうとする研修は、中核的教師の資質向上に必要な、例えば他の教師を先導して自らカリキュラムや教材を作成する能力などの向上を目指した高度なカリキュラムを提供する内容であって、基本的に異なるものである。

他方、現職の日本語教師には、多様化した学習者に適合する指導カリキュラムや教材の作成、教育内容の構成等について、実践的な能力を絶えず向上させる努力が求められる。

多様な立場や目的を持った日本語学習者が増加する現在、こうした現職教師を対象とした研修を充実させるため、現行の日本語教育研修の枠組みを再編成し、学習段階別・目的別・母語別等の学習者の多様性にきめ細かく対応し、他の教師を先導して自らカリキュラムや教材を作成する能力をもつ中核的教師を育成するための研修を重点的に行う必要がある。

これらの能力の育成のためには、高度な課題に主体的に参加する型の研修、例えば、辞典や教材の作成に向けた実践的な研究事業に直接参加することが最も効果的であり、国立国語研究所の行う研修事業として「研究参加型研修」に重点化の措置を講ずるものである。

なお、研修事業のうち研修用の素材開発や研修会の運営実務の一部について、現在試行的に民間に委託している。今後、業務運営の効率化を図るため、これをさらに拡大することについて積極的に検討する。また、研修会の内容を出版物や電子化情報として普及する業務についても、民間委託を検討する。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立国語研究所	文部科学省 (文化庁)
事務及び事業名	情報収集・発信事業	
事務及び事業の概要	<p>国語の改善，国民の言語生活の向上に資するため，国立国語研究所の調査研究の成果の発信並びに日本語，日本語教育及び国民の言語生活等に関する情報資料の収集・提供を行う。このため，日本語・日本語教育に関する情報資料の収集や国語年鑑，日本語教育年鑑等の刊行並びに，情報，資料の電子化・データベース化，インターネットによる情報発信等を行う。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>情報発信機能の強化</p> <p>日本語に関する情報収集の範囲の拡大，収集方法の改善を重点的に推進し，情報発信を強化する。このために，情報収集範囲の拡大と動向分析の実施，日本語情報資料館（研究所が構築している電子資料館）の強化，日本語教育に関する情報発信機能の強化を行う。</p> <p>（見直しの方向）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．社会の動向に対応した情報資料の収集・分析 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語研究，国民の言語生活に関する情報収集範囲の拡大 ・動向分析の実施 ・国際的な連携の強化による情報収集能力の向上 2．インターネット上に構築した日本語電子情報資料館の強化 3．日本語教育に関する情報を発信する機能の強化 <p>自己収入の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刊行物等に関して受益者負担を求めることにより自己収入の増加に努める。 <p>民間委託の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館目録情報の入力作業等については，民間委託をしているところではあるが，今後さらに民間委託の範囲を拡大するよう検討。 	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>情報収集・発信事業は，国立国語研究所における国語及び日本語教育の研究・事業の推進と一体的に推進する必要があるが，これらの事業を廃止することや，民間または地方公共団体，他の独立行政法人へ移管することは，国民の言語生活の基盤となる国の指針の策定は客観的な裏付けを欠き，これにより，ひいては，我が国社会経済において，能率的な情報伝達が損なわれる恐れがあり，困難である。</p> <p>国語施策，国民の言語生活への貢献，世界における日本語研究の中心としての研究所の役割，情報化の進展を考えると，情報収集・発信事業の役割の重要性は一層増すものであるため，情報発信機能を強化する措置を講ずるものである。</p>	

他方，国立国語研究所の研究事業の成果は，国語が国民の日常に使う言語そのものであることから，広く全国民に還元されるべきものであり，このような観点から，刊行物等に適切な範囲における受益者負担を求め，自己収入の増加に努めることとしたものである。

また，業務運営の効率化を図るため，図書館目録情報の入力作業や，電子計算機システムの運用保守など，既に事業の一部を民間委託しているが，今後，さらに事業の効率的な推進のために有効な民間委託について検討することとしている。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 国立国語研究所	文部科学省（文化庁）
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行 外部研究者との連携を強化し、能力主義を徹底させるため、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行。</p>	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>国語は一国の文化・社会・経済を支える基盤であり、国家の根幹を成すものである。国立国語研究所は、我が国唯一の現代日本語の研究機関として、大規模言語資料に裏付けられた長期的・継続的な調査研究を行うことを使命としている。</p> <p>国立国語研究所の調査研究の成果の上に国の関係施策が実施され、国語の改善や日本語教育の振興が図られている。例えば、国立国語研究所の調査研究の上に立って常用漢字表などの基準が示され、国民の言語生活の基盤が形づくられている。仮に、国立国語研究所の業務が実施されない場合には、国民の言語生活の基盤となる国の指針の策定は客観的な裏付けを欠き困難となり、これにより、ひいては、我が国社会経済において、能率的な情報伝達が損なわれる恐れがある。このため、廃止、民間・地方公共団体への移管はできない。</p> <p>他方、外部研究者との連携を強化するとともに、研究評価や職員の能力・実績評価の客観的基準を整備し、能力主義に基づいた人事を行うため、非公務員型に移行し、その長所を最大限に生かすことが必要であることから、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行することとしたものである。</p>	

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人国立美術館				
	文部科学省（文化庁）				
沿革	<p>東京国立近代美術館 昭和27年6月 国立近代美術館として設置 昭和42年6月 京都国立近代美術館の設置に伴い、東京国立近代美術館となる 昭和44年4月 東京国立近代美術館にフィルムセンターが設置 昭和52年11月 東京国立近代美術館工芸館が設置</p> <p>京都国立近代美術館 昭和38年3月 国立近代美術館に京都分館として設置 昭和42年6月 国立近代美術館京都分館が独立して、京都国立近代美術館となる</p> <p>国立西洋美術館 昭和34年4月 国立西洋美術館として設置</p> <p>国立国際美術館 昭和52年5月 国立国際美術館として設置</p> <p>独立行政法人国立美術館 平成13年4月 東京国立近代美術館，京都国立近代美術館，国立西洋美術館，国立国際美術館が統合され，「独立行政法人国立美術館」が発足</p>				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	4人	4人	人	120人	
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）
	一般会計 4,426	一般会計 4,276	一般会計 4,622	一般会計 5,158	一般会計 6,820
	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0
	計 4,426	計 4,276	計 4,622	計 5,158	計 6,820

中期目標の達成状況
(業務運営の効率化
に関する事項等)
〔平成15年度実績〕

【業務運営の効率化に関する事項】

每事業年度1%の事業効率化 毎年度達成
(平成13年度:1.4%削減,平成14年度:1.3%削減,平成15年度:1.4%削減)

【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置】

入館者数 過去の入館者数の状況等を踏まえた適切な入館者数の目標を設定し,その達成に努めること。

毎年度達成(平成13年度:142万人,平成14年度:204万人,平成15年度:160万人)

企画展等の実施回数(各館ごとに目標を設定)

毎年度達成(各館ともに目標を達成)

平成15年度 平成14年度 平成13年度

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・東京国立近代美術館(目標 5~8回) | (11回 , 10回 , 3回) |
| ・京都国立近代美術館(目標 6~7回) | (10回 , 7回 , 8回) |
| ・国立西洋美術館(目標 3回) | (3回 , 3回 , 4回) |
| ・国立国際美術館(目標 5~6回) | (5回 , 6回 , 8回) |

*平成13年度の東京国立近代美術館は,9ヶ月増改築のために休館した

国立美術館主催の事業(講演会等)参加者対象のアンケートで「有意義だった」,「役に立った」と回答があった割合(目標80%) ほぼ毎年度達成

(平成12年度:80%,平成13年度:84%,平成14年度:81%,平成15年度:78%)

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立美術館	文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	美術（映画を含む。以下同じ）に関する作品の収集・保管及び展示	
事務及び事業の概要	<p>（美術に関する収集・保管）</p> <p>（１）体系的、通史的にバランスの取れた収蔵品の蓄積を図る観点から、東京国立近代美術館，京都国立近代美術館，国立西洋美術館，国立国際美術館の各館において，その目的・収集方針に即した購入と寄贈・寄託の受け入れを推進する。</p> <p>（２）近現代の優れた美術品を後世に継承していくために，収蔵品を適切な環境で管理・保存することとし，保存体制の整備・充実に図り，計画的に収蔵品の修理を行う。</p> <p>（美術に関する展示）</p> <p>（１）国民のニーズ，学術的動向等を踏まえ，東京国立近代美術館，京都国立近代美術館，国立西洋美術館，国立国際美術館の各館において，魅力ある質の高い常設展，企画展や企画上映を実施する。</p> <p>（２）常設展においては，国立美術館の各館の特色を十分に発揮したものとするとともに，最新の研究成果をもとに，美術に関する理解の促進に寄与する展示を実施する。</p> <p>（３）企画展等においては，積年の研究成果の発表や時機に合わせた展示を企画し，学術水準の向上に寄与するとともに，国民のニーズに対応した展示を実施する。</p> <p>（４）収蔵品の効果的活用，地方における鑑賞機会の充実に図る観点から，全国の公私立の美術館等と連携・協力して，地方巡回展を実施する。また，公立文化施設等と連携・協力して，収蔵映画による優秀映画鑑賞会を実施する。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>現代の芸術活動への支援に資する内容に重点化</p> <p>将来にわたり我が国の芸術文化の創造と振興に資するため，例えば，将来性のある現在の芸術家の作品の収集や展覧会の開催など，現代の芸術活動への支援に資する内容に重点化を図る。</p>	

ナショナルセンターとして、鑑賞機会の充実を図る観点から、展示について、国内外の美術館等と連携した秀品の巡回展示に重点化

国民の鑑賞機会の充実のため、国内外の美術品を問わず、展示活動については、海外の美術館、公私立の美術館、美術関係団体等と連携した秀品の巡回展示に重点化を図る。

事務及び事業について上記措置を講ずる理由

近年、美術に対する国民の関心は高まってきており、我が国に所在する人類の共有財産である貴重な美術品を、文化的社会資本として公開・活用し、国民の鑑賞の機会を拡大していくことが求められている。このことは、美術品の美術館における公開の促進に関する法律においても規定されていることである。

様々な美術品を、直接鑑賞したり、実際に触れたりして、そのことから刺激を受けることは、創造する機会の充実につながるものであり、文化芸術振興基本法に規定されているように、国が、美術品の鑑賞機会を提供することは、我が国の芸術文化を振興する上で、極めて重要な任務である。

そのため、優れた美術品を安全に保管し、安心して公開していくためには、専門的な施設である美術館において、これらの業務を実施する必要がある。

国立美術館は、我が国の美術館の「顔」として、文化庁の施設等機関としての時期を含めて、これまでの活動により国内外で高い信頼性を得ており、これを背景として、特に海外の美術館が所蔵する美術品を国内に紹介する上では、圧倒的に有利な立場にある。

また、国立美術館は、絵画、彫刻、版画、写真、映画フィルムなど多種多様な表現形態を持った美術品を保有しており、これらを最適な状態で保管し、展示することができる高い専門的・技術的な知見を有している。

これらのことから、国の責務である美術品の鑑賞機会の提供については、国立美術館が実施していくことが適当である。

また、国立美術館の地方移管または民営化については、次のような理由からなじまないもので、独立行政法人として実施していく必要がある。

これまで培ってきた「国立」としての信頼性が失われ、特に海外との関係において、海外の美術館が保有する優れた美術品を国内で展示する機会が激減し、国民の鑑賞の機会が失われる。

諸外国では、文化政策上、文化芸術を象徴する「顔」として、国立美術館を重要視しており、我が国が国立美術館を有さなくなることにより、我が国の外交上の地位が低下するおそれがある。

これまでコレクションされてきた、貴重な国民的財産である多くの美術品が散逸するおそれがある。

国立美術館には、「国立」としての信頼から寄贈品、寄託品が多くあるが、地方移管または民営化がなされた場合には、寄託品が回収されるおそれがあり、その結果、適切な保管がなされないことにより、美術品の破損の危険性が高まるとともに、広く国民が当該美術品に接する貴重な機会が失われる。

国立美術館は、我が国における美術振興、芸術文化振興の中心的拠点として、優れた美術品を最良の状態で、より多くの人々が鑑賞できるようにする使命を持っているが、今後は、近年の国民の多様化するニーズを踏まえ、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した館活動を展開していくことが必要である。

特に、将来にわたり国民が広く美術品に親しみ、文化的な生活を享受していくためには、多くの芸術家において、自由な発想のもとで、多様な創作活動が継続して行われることが不可欠であることから、国立美術館は、将来にわたる我が国の芸術文化の創造と振興に資するため、将来性のある現在の芸術家の創作活動への支援を重点的に実施し、例えば、その作品の収集や展覧会を開催することにより、現代の芸術活動への支援に資する内容に重点化を図る措置を講ずるものである。

また、現在、映画を含む美術に対する国民の関心は高まってきており、国民の共有財産である貴重な美術品を広く公開・活用し、国民の鑑賞の機会を拡大していくことが求められている。

このため、国立美術館は、ナショナルセンターとして国民の鑑賞機会の充実を図る観点から、海外の美術館（ルーブル美術館、オルセー美術館等）、我が国の公私立の美術館、芸術家により構成される美術関係団体、芸術系養成大学（東京国立芸術大学等）、文化芸術等の研究機関（日本美術学会等）、アートギャラリー（ギャラリー、画廊等）、多くの館の館運営をサポートしている文化ボランティア団体等との幅広い連携・協力体制を再整備し、国内外の美術品を問わず、展示活動については、海外の美術館、公私立の美術館、美術関係団体等と連携した秀品の巡回展示に重点化を図る措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立美術館	文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	美術に関する作品の調査研究	
事務及び事業の概要	<p>(1) 国内外の美術館等と連携等を図りつつ、収蔵品、美術作品、収集・保管・展示、美術史・美術動向・作者、世界の映画作品や映画史に関する調査研究を行う。</p> <p>(2) 調査研究の成果を、展覧会、美術作品の収集等に反映させるとともに、研究紀要等を通じて、広く情報を発信し、美術館に関連する研究の振興に供する。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>現代の芸術活動への支援に資する調査研究の質の向上</p> <p>質の高い展覧会を開催するため、その基礎となる調査研究についても質の高い調査研究を行っていく必要があり、広く諸外国の国立美術館や、我が国の公私立の美術館、芸術系の大学、専門機関等の外部の研究者とのネットワーク化を推進して連携・協力体制を再構築し、現代の芸術活動への支援に資する調査研究の質の向上を図る。</p> <p>外部資金のさらなる獲得</p> <p>現代の芸術活動への支援に資する、より充実した調査研究を可能とするため、科学研究費補助金をはじめとする外部資金のさらなる獲得を図る。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>近年、美術に対する国民の関心は高まってきており、我が国に所在する人類の共有財産である貴重な美術品を、文化的社会資本として公開・活用し、国民の鑑賞の機会を拡大していくことが求められている。このことは、美術品の美術館における公開の促進に関する法律においても規定されていることである。</p>	

様々な美術品を、直接鑑賞したり、実際に触れたりして、そのことから刺激を受けることは、創造する機会の充実につながるものであり、文化芸術振興基本法に規定されているように、国が、美術品の鑑賞機会を提供することは、我が国の芸術文化を振興する上で、極めて重要な任務である。

そのため、優れた美術品を安全に保管するためには、専門的な施設である美術館において、安心して、積極的に公開していく必要があり、国の責務である美術品の鑑賞機会の提供については、国立美術館が実施していくことが適当である。

美術品を公開・活用していくためには、最適な展示環境を整える観点からも、また展示内容をわかりやすく観覧者に説明していく観点からも、展示する美術品について専門的見地からの体系的な調査研究が必要であり、本業務は、主たる業務の一つである収集・保管及び展示と一体的に行っていく必要がある。そのため、このような性格を持つ本業務について、地方移管または民営化にはなじまない。

今後は、調査研究も現代作家や現代の美術界の動向に対応して、現代の芸術活動への支援に資する質の高い展覧会を開催するためには、その基礎となる調査研究についても質の高いものとする必要があることから、今まで以上に、広く諸外国の国立美術館や、我が国の公私立の美術館、芸術系の大学、専門機関等の外部の研究者とのネットワーク化を推進して連携・協力体制を再構築し、調査研究の質を高めしていく措置を講ずるものである。

またその際、個人的主観に偏らない、バランス良い調査研究を進めていくことが重要であるが、そのためにも多くの連携・協力をもとに進められた調査研究は信頼されるに足るものであると考えられる。

なお、調査研究を行っていく際には、より充実した調査研究を可能とするため、科学研究費補助金をはじめとする外部資金のさらなる獲得を図る措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立美術館	文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	美術に関する作品を通じた教育普及	
事務及び事業の概要	<p>(1) 美術に関する国内外の情報を広く収集し、蓄積を図るとともに、レファレンス機能の充実、デジタル化、国内外の美術館等との連携強化を図る。</p> <p>(2) 新学習指導要領、完全学校週5日制を踏まえ、学校等と連携協力しながら、児童生徒を対象とした教育普及の取組の充実や学校教育における美術館の活用による、心の教育に寄与するような教育普及事業を推進する。</p> <p>(3) 美術に関する講演会、講座等を実施し、生涯学習の推進に寄与する。</p> <p>(4) 公私立美術館等に対象に、学芸員の資質向上を図る研修を実施し人材養成を推進するほか、展覧会の企画に対する援助・助言、研修会への協力・支援等を行う。</p> <p>(5) 展覧会図録等の刊行物、ホームページ等による情報提供等を行う。</p> <p>(6) ボランティア等を育成し展覧会解説などによりサービスの向上を図るほか、企業等との連携等に関する渉外活動を行う。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p style="text-align: center;">感性を豊かにする心の教育の拠点として、主として児童生徒を対象にする事業内容に重点化</p> <p style="text-align: center;">心の教育の重要性に鑑みて、国立美術館においては、美術品を通じて児童生徒に美しいものに感動する心を育み、感性を豊かにする心の教育の日本における拠点として、主として児童生徒を対象にした体験教室やワークショップなどの教育普及事業に重点化を図る。</p> <p style="text-align: center;">ナショナルセンターとして、関係機関との連携・協力体制の強化</p> <p style="text-align: center;">日本を代表する国立美術館として、全国の美術館等に適切な助言・支援を行い、我が国全体で行われる教育普及活動のさらなる充実に資するよう、広く諸外国の国立美術館や、我が国の公私立の美術館、芸術系大学、専門機関、文化ボランティア等の関係機関とのネットワーク化を推進して連携・協力体制の強化を図る。</p>	

外部委託の推進による業務の効率化

教育普及事業は、例えば、講演会等の事業の実施について、可能な範囲で外務委託を進めるなど、業務の効率化を図る。

事務及び事業について上記措置を講ずる理由

文化芸術振興基本法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(閣議決定)においては、文化芸術の振興における国の役割として、重視すべき方向の第一に「文化芸術に関する教育」が掲げられており、その一環として、美術に関する教育普及を充実することは極めて重要な意味を持つ。

文化芸術の振興に関する基本的な方針(抄)

(2) 重視すべき方向

) 文化芸術に関する教育

国民が、文化芸術に対する関心と理解を深め、自らを含む社会全体がその担い手であるという意識を持って、文化芸術を創造し、享受していくためには、その基礎となる豊かな感性や創造性をはぐくむとともに、文化芸術に触れ、親しむことができる教育環境づくりが重要である。

特に、学校教育においては、子どもたちが優れた文化芸術に直接触れ、親しみ、創造する機会を持つことができるよう、創造的な体験の機会の充実など、文化芸術に関する教育の充実を図る必要がある。同時に、教員一人一人が豊かな感性と幅広い教養を持ち、自己啓発に努めながら、教育活動を展開することにより、学校教育活動全体をより文化的なものとしていく必要がある。

また、具体的には、文化芸術の振興に関する基本的な方針においては、関係施策として以下のとおり示されており、文化庁の所管する独立行政法人においても、可能な限りこれらの施策に沿った事務・事業等を実施する必要がある。

文化芸術の振興に関する基本的な方針(抄)

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

9 . 国民の文化芸術活動の充実

(3) 青少年の文化芸術活動の充実

- ・ 各地域の美術館，博物館，文化会館，図書館などにおける児童生徒向けの教育活動及び体験の機会の提供を促進するとともに，学校教育との連携・融合を促進する。

(4) 学校教育における文化芸術活動の充実

- ・ 「総合的な学習の時間」などを活用し，積極的に，文化芸術に関する体験学習など文化芸術に関する教育の充実を図るとともに，優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る。
- ・ 子どもたちに対する文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図るとともに，各教科の授業や部活動において，優れた地域の芸術家や，文化芸術活動の指導者，文化財保護に携わる者等が教員と協力して，指導を行う取組を促進する。

様々な美術品を，直接鑑賞したり，実際に触れたりして，そのことから刺激を受けることは，創造する機会の充実につながるものであり，文化芸術振興基本法に規定されているように，国が，美術品の鑑賞機会を提供することは，我が国の芸術文化を振興する上で，極めて重要な任務である。

そのため，優れた美術品を安全に保管するためには，専門的な施設である美術館において，安心して，積極的に公開していく必要があり，国の責務である美術品の鑑賞機会の提供を行っていく際には，美術品に対する深い造詣が必要であり，国立美術館所蔵の美術品を活用した教育普及事業については，国立美術館が実施していくことが適当である。

美術品を公開・活用していくためには，最適な展示環境を整える観点からも，また展示内容をわかりやすく観覧者に説明していく観点からも，展示する美術品について専門的見地からの体系的な教育普及を行っていく必要があり，本業務は，主たる業務の一つである収集・保管及び展示と一体的に行っていく必要がある。そのため，このような性格を持つ本業務は，地方移管または民営化にはなじまない。

国立美術館は，その所有する国内外の美術品を通じて，広く国民に国内外の美術に関する教育普及を行っていくことが求められている。

現在，心の教育の重要性がさらに高まっていることから，国立美術館においては，美術品を通じて児童生徒に美しいものに感動する心を育み，感性を豊かにする心の教育の日本における拠点として，主として児童生徒を対象にした体験教室やワークショップなどの教育普及事業に重点化を図る措置を講ずるものである。

また，日本を代表する国立美術館として，全国の美術館等に適切な助言・支援を行い，我が国全体で行われる教育普及活動のさらなる充実に資するよう，広く諸外国の国立美術館や，我が国の公立の美術館，芸術系大学，専門機関，文化ボランティア等の関係機関とのネットワーク化を推進して連携・協

力体制の強化を図る措置を講ずるものである。

また、近年、美術館の職員に求められる専門性が高まっていることから、ナショナルセンターとして、より質の高い講座を効率的に提供していくため、近隣の国立博物館、文化財研究所と連携して、学芸員向けの研修事業の共同開催を実施するような措置を講ずるものである。さらに、観覧者の立場に立ち、より質の高い総合サービスを効率的に提供していくため、近隣の国立博物館、文化財研究所と連携して、例えば講演会、公開講座等の共同開催を実施するような措置を講ずるものである。

なお、教育普及事業は、例えば、講演会等の事業の実施について、可能な範囲で外務委託を進めるなど、業務の効率化を図っていく。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立美術館	文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	国立美術館のその他の来館者サービス	
事務及び事業の概要	<p>(1) 高齢者，身体障害者，外国人等を含めた来館者本位の快適な観覧環境の形成に努めるとともに，満足度調査等の結果を展示等に反映させ，さらには展示解説や見やすい展示などに配慮し，サービスの向上を図る。</p> <p>(2) 来館者のニーズをふまえ，夜間開館の実施等開館時間の弾力化や小中学生の入場料の無料化を実施するとともに，ミュージアムショップやレストラン等のサービスの充実を図る。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>来館者のニーズを踏まえたサービスをさらに提供していく観点から，関係機関との連携・協力体制の強化</p> <p style="padding-left: 40px;">広く国民に国内外の美術品の鑑賞の機会の充実を図る展覧会等に付随する来館者サービスについて，来館者のニーズを十分に把握し，それを踏まえ，文化ボランティア，NPO法人等の関係機関とのネットワーク化を推進して連携・協力体制の強化を図る。</p> <p>外部委託の推進による業務の効率化</p> <p style="padding-left: 40px;">例えば，広報業務等について，可能な範囲で外部委託を進めていくなど，業務の効率化を進め，質の高いサービスの提供を図る。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>来館者サービスは，展示施設として，来館者が快適に美術館を利用できるように行うことが求められる当然の業務である。そのため，本業務のみを廃止したり，分離して，地方移管や民営化を図ることは困難である。</p>	

本業務については、顧客である来館者の立場に立って、来館者が快適に過ごせる環境づくりやサービス内容の質的向上を目指すことが重要であることから、来館者に対するアンケート等を積極的に活用して、その声を聞き、不断に業務内容を見直し、来館者のニーズに沿ったものに適時適切に重点化を図っていく措置を講ずるものである。

また、国立美術館が行っている業務は、国民の文化芸術に関する関心の高まり等を受け、独立行政法人化とともに年々増加してきている現状にあり、今後は真に必要な業務に精選していく観点から、関係機関とのネットワーク化を推進して連携・協力体制の強化を図るとともに、可能な範囲で外部委託を進めていくなど業務の効率化を進め、質の高いサービスの提供を図る措置を講ずるものである。

例えば、近年、美術館運営を支えてきているボランティアの募集を、各館ごとではなく国立美術館として一本化するなど、法人として、より一体的な運営の確保を図るほか、例えば、近隣の国立博物館と連携し、ボランティア登録を一体となって行うなどの効率的な運営も図る。

また、ボランティアの活動内容についても、美術・芸術系等の大学や美術品に関する研究機関等と連携・協力を進めるとともに、館運営に関しては、寄附金を募ったりして、支援者等からの外部資金の導入を一層進めていく。

外部委託については、国立美術館では、会場管理、清掃、収入金集配、ミュージアムショップの運営、レストランの運営、情報案内等の業務については、すでに外部委託を行い、快適かつ効率的なサービスの実施に努めているが、さらに顧客である来館者の立場に立ち、展覧会等の広報業務等についても、可能な限り、外部委託を行っていく。

その際、各館ごとではなく国立美術館として一本化するなど、より一体的な運営の確保を図るほか、近隣の国立博物館と連携し、広報業務を一体となって実施するなど、効率的な運営を図る。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立美術館	文部科学省（文化庁）
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>効率的・効果的な業務の運営に資するための柔軟な組織運営と事務の簡素化</p> <p>当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行</p>	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>近年，美術に対する国民の関心は高まってきており，我が国に所在する人類の共有財産である貴重な美術品を，文化的社会資本として公開・活用し，国民の鑑賞の機会を拡大していくことが求められている。このことは，美術品の美術館における公開の促進に関する法律においても規定されていることである。</p> <p>様々な美術品を，直接鑑賞したり，実際に触れたりして，そのことから刺激を受けることは，創造する機会の充実につながるものであり，文化芸術振興基本法に規定されているように，国が，美術品の鑑賞機会を提供することは，我が国の芸術文化を振興する上で，極めて重要な任務である。</p> <p>そのため，優れた美術品を安全に保管し，安心して公開していくためには，専門的な施設である美術館において，これらの業務を実施する必要がある。</p> <p>国立美術館は，我が国の美術館の「顔」として，文化庁の施設等機関としての時期を含めて，これまでの活動により国内外で高い信頼性を得ており，これを背景として，特に海外の美術館が所蔵する美術品を国内に紹介する上では，圧倒的に有利な立場にある。</p> <p>また，国立美術館は，絵画，彫刻，版画，写真，映画フィルムなど多種多様な表現形態を持った美術品を保有しており，これらを最適な状態で保管し，展示することができる高い専門的・技術的な知見を有している。</p> <p>これらのことから，国の責務である美術品の鑑賞機会の提供については，国立美術館が実施していくことが適当である。</p>	

また、国立美術館の地方移管または民営化については、次のような理由からなじまないで、独立行政法人として実施していく必要がある。

これまで培ってきた「国立」としての信頼性が失われ、特に海外との関係において、海外の美術館が保有する優れた美術品を国内で展示する機会が激減し、国民の鑑賞の機会が失われる。

諸外国では、文化政策上、文化芸術を象徴する「顔」として、国立美術館を重要視しており、我が国が国立美術館を有さなくなることにより、我が国の外交上の地位が低下するおそれがある。

これまでコレクションされてきた、貴重な国民的財産である多くの美術品が散逸するおそれがある。

国立美術館には、「国立」としての信頼から寄贈品、寄託品が多くあるが、地方移管または民営化がなされた場合には、寄託品が回収されるおそれがあり、その結果、適切な保管がなされないことにより、美術品の破損の危険性が高まるとともに、広く国民が当該美術品に接する貴重な機会が失われる。

なお、国立西洋美術館については、昭和26年4月に、フランス政府の所有に帰していた松方コレクションが、日本国全権吉田首相の返還方の申し入れにより、日仏両国政府間の交渉に移され、東京にフランス美術館を創設することがコレクション返還の不可欠の条件であったが、昭和29年5月に「松方コレクションの受入れについて」閣議決定があり、国立の美術館を新設すること、敷地は上野公園地域内にすること等の施策が認められた経緯があり、地方移管または民営化にはなじまない。

また、国立国際美術館については、昭和47年7月に、日本万国博覧会記念協会が、大阪万博で使用した旧万国博美術館を国立の美術館として利用するよう文化庁長官に申し入れたことが発足であるという経緯がある。

国立美術館は、平成13年4月に独立行政法人化されて以降、各館が一体となって、業務の効率的・効果的な運営に努めてきている。また、国立美術館が行っている業務は、国民の文化芸術に関する関心の高まり等を受け、年々増加してきている現状にあるが、今後は、柔軟な組織運営を行い事務の簡素化を推進して、広報活動等の外部委託をできる限り推進するなど、その重点化・戦略化を行っていく。

平成16年4月より国立大学法人は非公務員型となっており、研究員等の流動性を高める観点等も考慮し、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行するものとする。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人国立博物館				
	文部科学省（文化庁）				
沿革	<p>東京国立博物館 明治 5 年 3 月 「文部省博物館」として設置 明治 22 年 5 月 宮内省所管の帝国博物館となる 昭和 22 年 5 月 文部省所管「国立博物館」となる</p> <p>京都国立博物館 明治 22 年 5 月 帝国京都博物館として設置 昭和 27 年 4 月 文化財保護委員会の附属機関として「国立博物館」となる</p> <p>奈良国立博物館 明治 22 年 5 月 帝国奈良博物館として設置 明治 33 年 7 月 奈良皇室博物館となる 昭和 27 年 8 月 奈良国立博物館となる</p> <p>独立行政法人国立博物館 平成 13 年 4 月 東京国立博物館，京都国立博物館，奈良国立博物館が統合され，「独立行政法人国立博物館」が発足</p>				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	4 人	4 人	人	220 人	
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）
	一般会計 4,920	一般会計 4,996	一般会計 5,167	一般会計 8,275	一般会計 9,034
	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0	特別会計 0
	計 4,920	計 4,996	計 5,167	計 8,275	計 9,034

中期目標の達成状況
 (業務運営の効率化
 に関する事項等)
 【平成15年度実績】

【業務運営の効率化に関する事項】

毎事業年度1%の事業効率化 毎年度達成
 (平成13年度:1.4%削減,平成14年度:1.3%削減,平成15年度:1.4%削減)

【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置】

入館者数 過去の入館者数の状況等を踏まえた適切な入館者数の目標を設定し,その達成に努める
 こと。

毎年度達成(平成13年度:165万人,平成14年度:239万人,平成15年度:213万人)

特別展等の実施回数(各館ごとに目標を設定)

毎年度達成(各館ともに目標を達成)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
・東京国立博物館(目標 3~5回)	(5回	8回	8回)
・京都国立博物館(目標 2~3回)	(3回	3回	4回)
・奈良国立博物館(目標 2~3回)	(2回	3回	4回)

国立博物館主催の事業(講演会等)参加者対象のアンケートで「有意義だった」,「役に立った」と
 回答があった割合(目標80%) 毎年度達成

(平成12年度:80%,平成13年度:86%,平成14年度:80%,平成15年度:83%)

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立博物館	文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	有形文化財の収集・保管及び展示	
事務及び事業の概要	<p>（収集・保管）</p> <p>国立博物館は、国における文化財保護の取組との整合性・一体性に留意して、体系的・通史的にバランスのとれた収蔵品の蓄積を図るため、東京国立博物館，京都国立博物館，奈良国立博物館の各館において、それぞれの博物館の目的・収集方針に即した計画的かつ適時適切な購入と寄贈・寄託の受け入れの推進によるバランスの取れた収蔵品の収集を行う。（各館の収集方針： 東京国立博物館は日本を中心に広く東洋諸地域にわたる考古資料等， 京都国立博物館は京都文化を中心とした考古資料等， 奈良国立博物館は仏教美術を中心とした名品等）</p> <p>また、国民共通の貴重な財産である文化財を永く後世に伝えるため、収蔵品を適切な環境で管理・保存をして、保存体制の整備・充実を図るとともに、収蔵品の修理を行う。</p> <p>（展示）</p> <p>国立博物館は、常設展，特別展等の展覧会を計画的に実施し、広く国民や外国人が国内外の優れた文化財を鑑賞できるようにするとともに、人類共通の文化遺産の歴史的な流れ等について理解を得ることができる機会を提供する。</p> <p>また、日本の文化を海外に発信し、日本への理解の増進に資する海外交流展を実施するほか、収蔵品の効果的活用，地方における観覧機会の充実を図る観点から、全国の公私立の博物館と共催で行う地方巡回展を実施する。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>グローバル化に対応し、我が国の歴史，伝統，文化の普及に資する収集・保管及び展示に重点化・戦略化</p> <p>国立博物館においては、これまで国内のみならず国外の文化財についても収集・保管及び展示を行ってきたが、今後は、グローバル化に対応して、日本人の日本文化に対する理解を促進するため、我が国の日本の歴史，伝統，文化の普及に資する文化財の収集・保管及び展示に重点化・戦略化を図る。</p>	

我が国の歴史，伝統，文化の普及に資する展示の方法等の改善

グローバル化に対応して，日本人の日本文化に対する理解を促進するため，我が国の日本の歴史，伝統，文化の普及に資する文化財の収集・保管及び展示を行う際に，例えば，通史的に観覧することができるようにするなど，展示方法を観覧者の立場から工夫を凝らし，常設展示を中心に改善を図る。

外国人に対しても日本のアイデンティティーの理解の増進に努め，国際文化交流を促進

日本人のみならず外国人に対しても日本のアイデンティティーの理解の増進に努め，日本の文化発信のベースとなるために，館案内パンフレットの多言語化を図ったり，海外交流展を積極的に行うなど海外に対しても日本の歴史，伝統，文化を積極的に発信することで，国際文化交流の促進を図る。

事務及び事業について上記措置を講ずる理由

国民共通の貴重な財産である文化財は，我が国の歴史，伝統，文化を直接表しているものであり，文化財を良好な状態で後世に伝え，日本文化を継承していくことが必要である。そのため，文化財の散逸を防ぐために適切に収集を行い，適正な環境のもとで保管していくことは，文化財の保護を進めていく中で，国が行うべき最も基本的な事項である。

また，文化財のみならず，我が国の歴史，伝統，文化に対する理解を深める上で，国民が優れた文化財に接することは，極めて有意義であり，文化財保護法では，重要文化財の公開やその促進についても配慮がなされている。

国民の貴重な財産である文化財は，古くは先史時代の考古資料なども含まれており，文化財によっては1000年を超えて受け継がれてきているものも多く存在することから，その材質が脆弱であるものが多い。経年的に破損・劣化が進行したり，災害により損傷するおそれがあるので，それを防ぎ，適切に維持していくための管理を行うとともに，破損している文化財の修理が必要である。

特に，日本の文化財はその材質が脆弱であるが故に，その公開・活用は，適正な環境のもとで，文化財の種別に応じて最も適切な方法により行われる必要がある。このように，文化財の公開・活用には，高度な専門性を要するため，国立博物館のように適正な環境のもとで公開・活用していく必要がある。

国立博物館は、国の文化財保護行政と一体となって政策の推進に資するものであり、次のような理由から、地方移管または民営化はなじまないもので、独立行政法人として実施していく必要がある。

日本を表す「顔」としての国立博物館の機能は大変重要であり、諸外国においても、自国の歴史と文化を具体的に確認することができる場である国立博物館を持たない国はないこと

地方移管または民営化がなされた場合には、通史的、系統的に貴重な国民的財産である数多くの文化財を収集・保管することは財政面、施設面からも困難であるとともに、不況による文化財の売買や海外流出等により散逸する等の事態を招くこと

国立博物館には、「国立」としての信頼から寄贈品、寄託品が多くあるが、地方移管または民営化がなされた場合には、寄託品が激減することが考えられ、その結果、適切な保管がなされないことにより、文化財の破損の危険性が高まるとともに、広く国民が当該文化財に接する貴重な機会が失われること

国立博物館は、日本の文化を発信する展覧会を海外で行うことにより、国際文化交流の促進を図っているが、地方移管または民営化がなされた場合には、それが困難になること

現在、グローバル化が進む中で、自らの国や地域の歴史、伝統、文化について理解を深め、尊重していくことが、日本人としてこれからの国際社会を生きていく上で求められている。

このことから、国立博物館は、国内外の貴重な文化財を多く保有し、公開しているが、今後は、グローバル化への対応の観点からも、国外の文化財についての展示を減らし、我が国の歴史、伝統、文化の普及を広く国民に行うものに重点化していく。

また、展覧会における展示等の魅力を高め、我が国の歴史、伝統、文化についてより分かりやすい展示とするため、例えば、通史的に観覧することができるようにするなど、展示方法を観覧者の立場から工夫を凝らすなど、常設展示を中心に展示方法の改善の措置を講ずるものである。

あわせて、我が国を訪れる外国人観光客や我が国に住居を有する方々等に、広く日本の歴史、伝統、文化を紹介していくことから、常設展示室等に展示する文化財の基本的な情報であるキャプション等について、作品に作者、作品名等の外国語併記を行うなどの工夫を行うとともに、現在5～7カ国語で対応している館案内パンフレットの多言語化を一層図っていく措置を講ずるものである。

広く海外に日本の歴史、伝統、文化を紹介していくことで、日本に対する正しい理解の増進を図り、日本と海外の文化交流の一翼を担うことに貢献し、国際文化交流の促進を図るため、国立博物館が所有する文化財を海外の博物館等に貸し出すに際して、その点数や内容の充実を講ずるものとする。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立博物館	文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	有形文化財の調査研究	
事務及び事業の概要	<p>国立博物館は、国内外の博物館関係者との研究会の開催や研究者の交流等も行いつつ、収蔵品や寄託品の来歴や背景、保管、展示等に関する調査研究を行う。また、関連する館外の文化財に関する調査研究など、博物館活動の推進に寄与する調査研究を計画的に実施するとともに、研究成果を文化財の収集等の業務の充実に反映させる。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>広く我が国の歴史、伝統、文化の普及に資する調査研究に重点化・戦略化</p> <p>グローバル化に対応して、日本人の日本文化に対する理解を増進するため、国立博物館が所有する我が国の貴重な文化財を通じて、我が国の歴史、伝統、文化を広く国民に普及することに資する調査研究に重点化・戦略化を図る。特に、展示方法については、常設展を中心に、例えば、通史的に観覧することができるようにするなど、観覧者の立場に立ったわかりやすい展示に資する調査研究に重点化・戦略化する。</p> <p>我が国の歴史、伝統、文化の普及に資する調査研究の質の向上</p> <p>質の高い展覧会を開催するため、その基礎となる調査研究についても質の高い調査研究を行っていく必要があり、国立博物館の研究者だけでなく、広く諸外国の国立博物館や、我が国の公私立の博物館、大学、専門機関等の外部の研究者とのネットワーク化を推進して連携・協力体制を再構築し、協力を深める。</p> <p>外部資金のさらなる獲得</p> <p>我が国の歴史、伝統、文化の普及に資するより充実した調査研究を可能とするため、科学研究費補助金をはじめとする外部資金のさらなる獲得を図る。</p>	

事務及び事業について上記措置を講ずる理由

国民共通の貴重な財産である文化財は、我が国の歴史、伝統、文化を直接表しているものであり、文化財を良好な状態で後世に伝え、日本文化を継承していくことが必要である。そのため、文化財の散逸を防ぐために適切に収集を行い、適正な環境のもとで保管していくことは、文化財の保護を進めていく中で、国が行うべき最も基本的な事項である。

また、文化財のみならず、我が国の歴史、伝統、文化に対する理解を深める上で、国民が優れた文化財に接することは極めて有意義であり、文化財保護法では、重要文化財の公開やその促進についても配慮がなされている。

国民の貴重な財産である文化財は、古くは先史時代の考古資料なども含まれており、文化財によっては1000年を超えて受け継がれてきているものも多く存在することから、その材質が脆弱であるものが多い。そのため、文化財の公開・活用は、適正な環境のもとで各文化財の種別に応じて最も適切な方法により行われる必要があり、国立博物館のように適正な環境のもとで公開・活用していく必要がある。

文化財を公開・活用していくためには、最適な展示環境を整える観点からも、また展示内容をわかりやすく観覧者に説明していく観点からも、展示する文化財について専門的見地からの体系的な調査研究が必要であり、本業務は、主たる業務の一つである収集・保管及び展示と一体的に行っていく必要がある。そのため、このような性格を持つ本業務について、地方移管または民営化にはなじまない。

今後は、グローバル化への対応の観点から、我が国の歴史、伝統、文化の普及を広く国民に行える展示等に重点化していくことにあわせ、調査研究もそれに資するものに重点化する措置を講ずるものである。特に、展示方法については、常設展を中心に、例えば、通史的に観覧することができるようにするなど、観覧者の立場に立ったわかりやすい展示に資する調査研究に重点化・戦略化する。

また、質の高い展覧会を開催するためには、その基礎となる調査研究についても質の高い調査研究を行っていく必要があることから、今まで以上に、広く諸外国の国立博物館や、我が国の公私立の博物館、大学、専門機関等の外部の研究者とのネットワーク化を推進して連携・協力体制を再構築し、協力を深めていく措置を講ずるものである。

なお、調査研究を行っていく際には、より充実した調査研究を可能とするため、科学研究費補助金をはじめとする外部資金のさらなる獲得を図る措置を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立博物館	文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	有形文化財を通じた教育普及	
事務及び事業の概要	<p>歴史学、考古学その他の関連諸学に関する基礎資料及び国内外の博物館等に関する情報や資料について、広く収集・蓄積を図る。また、新学習指導要領、完全学校週5日制の実施等を踏まえ、学校、社会教育関係団体と連携・協力しながら、児童生徒を対象とした文化財解説資料等の作成や、講演会、公開講座、ワークショップ等を実施することで、文化財への理解の促進、学習意欲の向上を促すような教育普及事業を推進する。その他、全国の公私立の博物館に対する助言、協力、支援や学芸員の研修等を実施する。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>我が国の歴史、伝統、文化の普及に資する事業内容に重点化</p> <p>教育普及事業について、グローバル化に対応し、広く国民に我が国の歴史、伝統、文化を普及する講演会や講座を行うなど、事業内容を重点化する。</p> <p>ナショナルセンターとして、関係機関との連携・協力体制の強化</p> <p>日本を代表する国立博物館として、全国の博物館等に適切な助言・支援を行い、我が国全体で行われる教育普及活動のさらなる充実に資するよう、広く諸外国の国立博物館や、我が国の公私立の博物館、大学、専門機関、文化ボランティア等の関係機関とのネットワーク化を推進して連携・協力体制の強化を図る。</p> <p>外部委託の推進による業務の効率化</p> <p>教育普及事業は、例えば、講演会等の事業の実施について、可能な範囲で外務委託を進めるなど、業務の効率化を図る。</p>	

事務及び事業について上記措置を講ずる理由

文化財は、我が国の歴史、伝統、文化を後世に伝え、日本文化を継承していくため、適切に保存される必要があるとともに、国民が、我が国の歴史、伝統、文化についての理解を深められるよう、博物館の本来業務の一つである教育普及事業などに積極的に活用される必要があり、文化財保護法では、重要文化財の公開やその促進についても配慮がなされている。

そのため、我が国の貴重な文化財を通じて、広く国民に日本の歴史、伝統、文化の普及を行っていくとともに、その理解を促進していくため、講演会、公開講座、ワークショップ、子ども向けの体験学習、友の会活動の実施等の教育普及活動に幅広く取り組んでいく必要がある。

一方で、文化財は、古くは先史時代の考古資料なども含まれており、文化財によっては1000年を超えて受け継がれてきているものも多く存在する。日本の文化財はその材質が脆弱であるが故に、その活用にあたっては、適正な環境のもとで、文化財の種別に応じて最適な方法によって行われる必要がある。

国立博物館所蔵の文化財は、国宝級、重要文化財級の文化財も多く、歴史的価値のあるものも多い。よって、その維持・保管にあたっては、専門的見地から、特に細心の注意を払って行われる必要がある。また、教育普及事業に活用するためには、文化財についての深い造詣が不可欠であり、国立博物館が所有する文化財を活用した教育普及事業については、国立博物館以外に適切に行える主体はなく、地方移管又は民営化は困難である。

今後は、グローバル化に対応し、我が国の歴史、伝統、文化を広く国民に普及していく観点から、教育普及事業についても、そのような観点からの内容に重点化を図るとともに、国立博物館の各館の連携・協力を深め、より質の高い教育普及事業を提供する措置を講ずるものである。

なお、教育普及活動は、公私立の博物館や、大学、文化財専門機関でも、それぞれの所蔵品を活用して行われているが、国立博物館は、ナショナルセンターとして、教育普及活動に関する適切な助言・支援等を行い、我が国全体で行われる教育普及活動の充実に資するため、広く諸外国の国立博物館や、我が国の公私立の博物館、大学、専門機関、文化ボランティア等の関係機関とのネットワーク化を推進して連携・協力体制を強化する措置を講ずるものである。

また、近年、博物館の職員に求められる専門性が高まっていることから、ナショナルセンターとして、より質の高い講座を効率的に提供していくため、近隣の国立美術館、文化財研究所と連携して、学芸員向けの研修事業の共同開催を実施するような措置を講ずるものである。さらに、観覧者の立場に立ち、

より質の高い総合サービスを効率的に提供していくため、近隣の国立美術館、文化財研究所と連携して、例えば講演会、公開講座等の共同開催を実施するような措置を講ずるものである。

国民の文化芸術に関する関心の高まり等を受け、教育普及事業に対する必要性も、独立行政法人化とともに年々増加してきている現状にあるが、今後は、その業務の効率的・効果的な方策を検討していく必要がある。

そのため、例えば、教育普及事業の中心的な機能である企画業務については国立博物館が行い、講演会等の事業の実施については、国立博物館の指導のもとに、可能な範囲で一層の外部委託を進めるなど、業務のさらなる効率化について検討する措置を講ずるものである。この場合の委託先としては、例えば、博物館活動を支えている文化ボランティア団体、NPO法人等が考えられる。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立博物館	文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	国立博物館のその他の来館者サービス	
事務及び事業の概要	<p>国立博物館は、来館者の要望、利用形態等を踏まえたサービスを提供することにより、気軽に利用でき、親しまれる博物館づくりを推進する。高齢者、身体障害者、外国人等を含めた来館者本位の快適な観覧環境の形成により、来館者の満足度の向上を図る。また、ミュージアムショップやレストラン等のサービスの充実を図り、来館者が快適に博物館を利用できるようにする。</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>来館者のニーズを踏まえたサービスをさらに提供していく観点から、関係機関との連携・協力体制の強化</p> <p>広く国民に日本の歴史、伝統、文化を普及する展覧会等に付随する来館者サービスについて、来館者のニーズを十分に把握し、それを踏まえ、文化ボランティア、NPO法人等の関係機関とのネットワーク化を推進して連携・協力体制の強化を図る。</p> <p>外部委託の推進による業務の効率化</p> <p>例えば、広報業務等について、可能な範囲で外部委託を進めていくなど、業務の効率化を進め、質の高いサービスの提供を図る。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>来館者サービスは、展示施設として、来館者が快適に博物館を利用できるように行うことが求められる当然の業務である。そのため、本業務のみを廃止したり、分離して、地方移管や民営化を図ることは困難である。</p>	

本業務については、顧客である来館者の立場に立って、サービス内容の質的向上を目指す観点から、来館者に対するアンケート等を積極的に活用して、不断に業務内容を見直し、来館者のニーズに沿ったものに適時適切に重点化を図っていく措置を講ずるものである。

また、国立博物館が行っている業務は、国民の文化芸術に関する関心の高まり等を受け、独立行政法人化とともに年々増加してきている現状にあり、今後は真に必要な業務に精選していく観点から、関係機関とのネットワーク化を推進して連携・協力体制の強化を図るとともに、可能な範囲で外部委託を進めていくなど業務の効率化を進め、質の高いサービスの提供を図る措置を講ずるものである。

例えば、近年、館運営を支えてきているボランティアの募集を、各館ごとではなく国立博物館として一本化するなど、法人として、より一体的な運営の確保を図るほか、近隣の国立美術館と連携し、ボランティア登録を一体となって実施するなど、効率的な運営も図るほか、国立美術館と連携し、ボランティア登録を一体と行うなどの効率的な運営を図る。

また、ボランティアの活動内容についても、芸術系等の大学や文化財に関する研究機関等と連携・協力を進めるとともに、館運営に関しては、寄附金を募ったりして、支援者等からの外部資金の導入を一層進める。

外部委託については、国立博物館では、すでに、清掃業務、会場管理業務、レストラン運営業務、情報案内業務等について外部委託を行っているが、さらに顧客である来館者の立場に立ち、展覧会等の広報業務等についても、可能な限り外部委託を行っていく。その際、各館ごとではなく国立博物館として一本化するなど、より一体的な運営の確保を図るほか、近隣の国立美術館と連携し、広報業務を一体となって実施するなど、効率的な運営を図る。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立博物館	文部科学省（文化庁）
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>効率的・効果的な業務の運営に資するため、柔軟な組織運営を行い事務の簡素化を推進</p> <p>当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行</p>	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>国民共通の貴重な財産である文化財は、我が国の歴史、伝統、文化を直接表しているものであり、文化財を良好な状態で後世に伝え、日本文化を継承していくことが必要である。そのため、文化財の散逸を防ぐために適切に収集を行い、適正な環境のもとで保管していくことは、文化財の保護を進めていく中で、国が行うべき最も基本的な事項である。</p> <p>また、文化財のみならず、我が国の歴史、伝統、文化に対する理解を深める上で、国民が優れた文化財に接することは、極めて有意義であり、文化財保護法では、重要文化財の公開やその促進についても配慮がなされている。</p> <p>国民の貴重な財産である文化財は、その材質が脆弱であるが故に、その公開・活用は、適正な環境のもとで、文化財の種別に応じて最も適切な方法により行われる必要がある。このように、文化財の公開・活用には、高度な専門性を要するため、国立博物館のように適正な環境のもとで公開・活用していく必要がある。</p> <p>国立博物館は、貴重な財産である国内外の有形文化財を収集し、適正な環境で保管して、広く国民に公開するとともに、国民に対して日本の歴史、伝統、文化を正しく伝え、海外にも日本の文化を発信し、日本の文化を次代へ正しく継承するナショナルセンターとしての役割を果たしている。</p> <p>このように国立博物館は、国の文化財保護行政と一体となって政策の推進に資するものであることから、廃止、民間・地方公共団体への移管にはなじまない。</p>	

仮に、地方移管または民営化がなされた場合には、次のような問題点が生じることとなる。

日本を表す「顔」としての国立博物館の機能は大変重要であり、諸外国においても、自国の歴史と文化を具体的に確認することができる場である国立博物館を持たない国はない。

地方移管または民営化がなされた場合には、貴重な国民的財産である数多くの文化財を保管することは財政面、施設面からも困難であるとともに、不況による文化財の売買や海外流出等により散逸する等の事態を招く。

国立博物館には、「国立」としての信頼から寄贈品、寄託品が多くあるが、地方移管または民営化がなされた場合には、寄託品が激減することが考えられ、その結果、適切な保管がなされないことにより、文化財の破損の危険性が高まるとともに、広く国民が当該文化財に接する貴重な機会が失われる。

国立博物館は、貴重な海外の文化に関する展覧会その他の催しを国家的事業として開催し、あるいは、日本の文化に関する展覧会を海外で行うことにより、国際文化交流の推進を図っているが、地方移管または民営化がなされた場合には、それが困難になる。

国立博物館は、平成13年4月に独立行政法人化されて以降、各館が一体となって、業務の効率的・効果的な運営に努めてきている。また、国立博物館が行っている業務は、国民の文化芸術に関する関心の高まり等を受け、年々増加してきている現状にあるが、今後は、柔軟な組織運営を行い事務の簡素化を推進して、広報活動等の外部委託をできる限り推進するなど、その重点化・戦略化を行っていく。

平成16年4月より国立大学法人は非公務員型となっており、研究員等の流動性を高める観点等も考慮し、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行するものとする。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人文化財研究所				
	府省 文部科学省（文化庁）				
沿革	<p>東京文化財研究所 昭和 5 年 6 月 帝国美術院に附属美術研究所を設立 昭和 25 年 8 月 文化財保護委員会の附属機関となる 昭和 27 年 4 月 美術研究所は東京文化財研究所となる 昭和 43 年 6 月 文部省設置法の一部が改正され文化庁の附属機関となる</p> <p>奈良文化財研究所 昭和 27 年 4 月 文化財保護委員会の附属機関として奈良文化財研究所が設置される 昭和 43 年 6 月 文部省設置法の一部が改正され、文化庁の附属機関となる</p> <p>平成 13 年 4 月 独立行政法人文化財研究所発足</p>				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	2 人	2 人	0 人	125 人	
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度（要求）
	一般会計 3,333 特別会計 0	一般会計 3,254 特別会計 0	一般会計 3,086 特別会計 0	一般会計 3,216 特別会計 0	一般会計 3,752 特別会計 0
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>【業務運営の効率化に関する事項】 毎事業年度 1% の業務の効率化 毎年度達成 （平成13年度：2.92%削減、平成14年度：3.07%削減、平成15年度：2.90%削減）</p> <p>【国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために採るべき措置】 調査・研究に基づく資料の作成・公表 研究報告書等の刊行を毎年度平均で平成 12 年度の実績以上を確保するよう努めること（目標30件） 毎年度達成（平成13年度：51件、平成14年度：66件、平成15年度：55件）</p>				

黒田記念館等の展示・公開を充実し、入館者数を毎年度平均で平成12年度の実績以上を確保するよう努めることについて、以下のとおりの実績であった。

(各施設の入館者数)

	目標値	13年度	14年度	15年度	平均
黒田記念館	3,500人	2,743人	8,220人	13,768人	8,243人
飛鳥資料館	94,000人	64,652人	52,215人	54,149人	57,005人
平城宮跡資料館	75,500人	78,957人	68,120人	73,007人	73,361人
飛鳥藤原宮跡発掘調査部展示室	3,400人	4,480人	4,594人	4,091人	4,388人

文化財情報の電子化等による文化財情報基地としての基盤整備

ホームページのアクセス件数を毎年度平均で平成12年度以上確保すること(目標360,000件)

毎年度達成(平成13年度:507,144件、平成14年度:715,918件、平成15年度:896,158件)

文化財に関する研修等

埋蔵文化財発掘技術者等研修の開催について、以下のとおり目標を達成した。

- ・研修実施回数14回以上 毎年度達成(平成13年度:14回、平成14年度:14回、平成15年度:14回)
- ・受講者数200人以上 毎年度達成(平成13年度:331人、平成14年度:249人、平成15年度:245人)

博物館・美術館等の保存担当学芸員研修について、以下のとおりの実績であった。

- ・研修実施回数1回以上 毎年度達成(平成13年度:1回、平成14年度:1回、平成15年度:1回)
- ・受講者数25人以上 ほぼ毎年度達成(平成13年度:23人、平成14年度:27人、平成15年度:30人)

財政支出額の一般会計においては、運営費交付金及び施設整備費補助金の合計を計上している。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	文化財研究所	府省 文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	文化財に関する調査・研究	
事務及び事業の概要	<p>(1) 文化財に関する基礎的な調査・研究の推進</p> <p>(2) 文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する実践的な調査・研究の推進</p> <p>(3) 文化財に係る調査・研究に関する国際交流・協力等の推進</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>文化財保護行政において重要性・緊急性の高い調査・研究の重点的な実施 文化財保護施策を支える、基礎的・体系的な調査・研究や先端的な調査・研究を中心に実施する。 中期目標において、調査・研究の目的を分かりやすく明確にするため、文化財保護施策との関連性を体系化・類型化し関係を整理する。その上で、文化財保護法の改正によって新たに保護の対象となった文化財、最新の科学技術を活用した文化財に関する科学的分析及び保存・修復方法の開発研究、我が国の文化財保護上重要かつ緊急を要する文化財の保存・修復に関する実践的研究などについては、特に留意しながら、我が国の中核的な文化財の研究機関として、他の機関では行い得ない基礎的・体系的な調査・研究や先端的な調査・研究に重点を置いて、効率的・効果的な人的資源と資金の配分を行うよう検討する。</p> <p>（文化財保護施策との関連性の体系化・類型化の考え方）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 重要文化財の指定等（選定、登録を含む）に資する調査・研究 2) 文化財の管理、修理、公開に資する調査・研究 3) 埋蔵文化財の調査に資する調査・研究 4) 文化財に関する調査・研究手法等の開発研究 5) 国が行う重要な文化財保護事業に関わる調査・研究 6) 文化財に関する国際貢献に資する調査・研究 7) 地方公共団体の文化財保護行政に資する調査・研究 <p>文化による国際貢献を果たすため、文化財の保存・修復に関し、継続的な国際協力を行える体制とネットワークの整備・構築 文化庁長官の私的諮問会議である文化財国際協力等推進会議の報告書「文化財の国際協力の推進方策について」を参考に、研究機関間の連携強化や研究者間の情報交換等が活発化するよう、継続的な国際協力のネットワークを構築し、それを支える体制を整備する。</p>	

事務及び事業について上記措置を講ずる理由

独立行政法人文化財研究所は、国による文化財の指定等や管理、修理、公開等の諸施策に関する基礎的・体系的な調査・研究並びに文化財の保存処理等に関する先端的・実践的な調査・研究を実施しているものであり、国の文化財保護施策を担保するための基盤を形成する意味で、これを継続的・網羅的に行っている。

いわば文化財研究所は、文化財に係る基礎的な調査研究等を行うことにより、国の文化財保護行政を支え、一体となって政策の推進に資するものであることから、当該事業は廃止、又は他の事務・事業との統合、民間・地方公共団体への移管には全くなじまないものである。

さらには、文化芸術振興基本法に基づく閣議決定「文化芸術の振興に関する基本的な方針」においては、以下のとおり文化財研究所に関し講ずべき施策が掲げられているところであり、そのためにも当該事業の実施は必要なものである。

(関係施策)

独立行政法人文化財研究所が、科学的・技術的な調査・研究に基づく保存修復において我が国の中心的な役割を果たすことができるように、その充実を図るとともに、同研究所や大学等における文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。

仮に、地方移管又は民営化がなされた場合には、文化財保護行政の要請に応じて適時適切に必要な調査研究を行う機能を失うことになり、文化財保護行政の遂行に深刻な影響をきたすこととなり、ひいては国民共通の貴重な財産である文化財が甚大な損害を被ることにつながる事となる。このようなことを避けることは、国として当然の責務であり、その意味において文化財研究所が引続きこれらの事業を実施していく必要がある。

他方、文化財保護をめぐる高松塚古墳、キトラ古墳の保存問題、文化財保護法の改正にも伴う、文化財の保護対象範囲の拡大(「文化的景観」、「民俗技術」など)に対応した調査・研究の推進、さらには、アフガニスタン、イラク等の文化財保護協力の推進、など新たな課題が出てきており、我が国の文化財研究の中核的機関として、これに対応することは極めて重要な使命である。

以上のことから、文化財保護行政において重要性・緊急性の高い調査・研究を重点的に実施するとともに、文化財の保存・修復に関し、継続的な国際協力を行える体制とネットワークの整備・構築を講ずるものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	文化財研究所	府省 文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	調査・研究に基づく資料の作成・公表	
事務及び事業の概要	<p>(1) 資料の作成、定期的な刊行物の発行、講演会・シンポジウム等の開催等</p> <p>(2) 文化財に関する協議会、研究集会等の開催</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>研究成果を公表する一般公開施設の活性化</p> <p>文化財の保存に関し、広く国民の理解と協力を得るため、文化財研究所の行った発掘調査や科学的研究の成果を、適時適切に関係の一般公開施設で公表する。</p> <p>発掘調査の研究成果は、現地で公開することが原則であり、その意味で平城宮跡資料館、飛鳥資料館、飛鳥・藤原宮跡発掘調査部資料室は、日本の古代都城や国家の形成過程、当時の生活環境等に関する研究成果を、一般に公開する重要な役割を担っている。これらの施設においては、奈良文化財研究所の行った発掘調査の研究成果や出土遺物等について、できるだけ早い時期に魅力ある展示を行い、小学生から一般までの幅広い年齢層を想定した分かりやすい解説を加えるなど、施設の有効活用と活性化を図る。</p> <p>黒田清輝記念館は、日本文化としての美術の保護と振興に大きな足跡を残し、後の文化財保護にも影響を与えた、明治・大正期の画家・行政家である黒田清輝の寄附をもとに設立されたもので、東京文化財研究所の出発点となった施設である。現在、本施設では、黒田清輝の遺志を顕彰し遺贈された作品や関連資料を展示するとともに、東京文化財研究所の行った美術品等の科学的調査研究の成果等も合わせて公開している。今後、文化財に関する調査研究機関として、文化財の愛護と保護に関する普及啓発に資するため、作品や関連資料の地方への積極的な貸し出しなど、より効果的な利用を図るとともに、文化財の保存等に関する最先端の科学的研究成果を定期的に公開し、分かりやすく解説を加えるなど、施設の有効活用と活性化を図る。</p> <p>これらの企画の成果として、一般公開施設の入場者の増を図るとともに、他の独立行政法人の一般公開施設も参考に、効率的・効果的な施設の運営等について検討する。</p>	
事務及び事業について上	独立行政法人文化財研究所は、国による文化財の指定等や管理、修理、公開等の諸施策に関する基礎的・体系的	

記措置を講ずる理由

な調査・研究並びに文化財の保存処理等に関する先端的・実践的な調査・研究を実施し、それらの成果をもとに、資料の作成・公表を行っているものであり、国の文化財保護施策を担保するための基盤を形成する意味で、これを継続的・網羅的に行っている。

いわば文化財研究所は、文化財に係る基礎的な調査研究等を行うことにより、国の文化財保護行政を支え、一体となって政策の推進に資するものであることから、当該事業は廃止、又は他の事務・事業との統合、民間・地方公共団体への移管には全くなじまないものである。

なお、研究所が有する飛鳥資料館、平城宮跡資料館、黒田記念館等は文化財研究所の研究成果の公表施設であり、その機能を文化財研究所から除き、地方公共団体に移管、民営化又は廃止した場合は、発掘調査の研究成果や文化財の科学的調査に関する研究成果を、適時適切に公表し、さらなる学術的な発展に資するとともに、国民に分かりやすく説明するという責任を放棄することに繋がり適当ではない。

他方、調査・研究の成果の学会の共有財産としてのいち早い活用、飛鳥資料館の入場者増につながる、企画、展示、広報などの改善などの課題に対応することが期待されており、我が国の文化財研究の中核的機関として、これに対応することは極めて重要な使命である。

以上のことから、研究成果を公表する一般公開施設の活性化を講ずることとしたものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	文化財研究所
	府省 文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	文化財に関する情報・資料の収集・整理・提供
事務及び事業の概要	<p>(1) 文化財に関する情報・資料の収集・整理・提供</p> <p>(2) 文化財情報の電子化及びシステムの構築による文化財情報基地としての基盤の整備・充実とホームページの充実</p>
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>ナショナルセンターとしての国内外の関係機関との連携強化</p> <p>文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、教育委員会、大学、専門的機関、NPO等民間団体との連携協力体制を整備・構築する。</p> <p>文化財に関する研究水準の向上及び人材養成に資するため、全国の教育委員会、大学、専門的機関、NPO等民間団体との連携協力を図りながら、情報・資料の収集・提供、関係者への援助・助言などのナショナルセンターとしての機能を強化する。</p> <p>文化による国際貢献を果たすため、文化財の保存・修復に関し、継続的な国際協力を行える体制とネットワークの整備・構築</p> <p>文化庁長官の私的諮問会議である文化財国際協力等推進会議の報告書「文化財の国際協力の推進方策について」を参考に、研究機関間の連携強化や研究者間の情報交換等が活発化するよう、継続的な国際協力のネットワークを構築し、それを支える体制を整備する。</p>
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>独立行政法人文化財研究所は、国による文化財の指定等や管理、修理、公開等の諸施策に関する基礎的・体系的な調査・研究並びに文化財の保存処理等に関する先端的・実践的な調査・研究を実施するとともに、文化財に関する情報・資料の収集・整理・提供を行っているものであり、国の文化財保護施策を担保するための基盤を形成する意味で、これを継続的・網羅的に行っている。</p> <p>いわば文化財研究所は、文化財に係る基礎的な調査研究等を行うことにより、国の文化財保護行政を支え、一体となって政策の推進に資するものであることから、廃止、他の事務・事業との統合、民間・地方公共団体への移管</p>

には全くなじまない。

仮に、地方移管又は民営化がなされた場合には、文化財保護行政の要請に応じて適時適切に必要な施策や調査研究を行うための情報・資料の収集・整理・提供を行う機能を失うことになり、文化財保護行政の遂行に深刻な影響をきたすこととなり、ひいては国民共通の貴重な財産である文化財が甚大な損害を被ることにつながる事となる。このようなことを避けることは、国として当然の責務であり、その意味において文化財研究所が引続きこれらの事業を実施していく必要がある。

他方、調査・研究の成果の学会の共有財産としてのいち早い活用、内部利用に限定しているデータベースの可能な限りの一般公開などの課題に対応することが期待されており、我が国の文化財研究の中核的機関として、これに対応することは極めて重要な使命である

以上のことから、ナショナルセンターとして国内外の関係機関との連携強化を図り、かつ、文化財の保存・修復に関する継続的な国際協力を行える体制とネットワークの整備・構築を講ずることとしたものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	文化財研究所	府省 文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	文化財に関する研修等	
事務及び事業の概要	(1) 文化財に関する研修 (2) 連携大学院教育の推進等	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>文化財の専門家を対象とする研修の高度化、効率化 文化財の専門家を対象とする研修については、文化財研究所の行った科学研究や発掘調査に関する研究の成果を、より効果的・効率的に普及することを目的に研修の内容を見直す。</p> <p>「博物館等の保存担当学芸員研修」は、東京文化財研究所の最先端の科学研究の成果をもとに行われている、唯一の保存分野の関する専門的な中央研修である。今後さらに、公私立の博物館、美術館等の計画的な人材養成に資するため、国立博物館、国立美術館の実施する他の研修との連携協力を図り、研修事業のメニュー化など所要の見直しを図る。</p> <p>「埋蔵文化財発掘技術者研修」は、現在年間通して14の研修課程を実施しているが、地方公共団体の行う埋蔵文化財に関する研修会、講習会等の実施状況を検討した上で、中央研修としてふさわしい内容とするものとし、指導者層を主たる対象とした、先端的かつ高度な内容に特化し、期間の短縮化を図る。また、民間事業者による発掘調査の施行が増えていくことが予想されており、これらの状況にも適切に対処する。</p> <p>これらの研修について、受益者負担のあり方も考慮し受講料の徴収について検討する。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>独立行政法人文化財研究所は、国による文化財の指定等や管理、修理、公開等の諸施策に関する基礎的・体系的な調査・研究並びに文化財の保存処理等に関する先端的・実践的な調査・研究を実施し、それらの成果をもとにして、文化財の専門家向けの中央研修を行っているものであり、国の文化財保護施策を担保するための基盤を形成する意味で、これを継続的に行っている。</p> <p>いわば文化財研究所は、文化財に係る基礎的な調査研究等を行うことにより、国の文化財保護行政を支え、一体</p>	

となって政策の推進に資するものであることから、廃止、他の事務・事業との統合、民間・地方公共団体への移管には全くなじまない。

これらの研修事業は、地方公共団体や民間の美術館等が行う文化財保護施策に寄与することを目的としているもので、国の責務として独立行政法人文化財研究所が引続き実施していく必要があり、また実際に、民間や地方公共団体にこれらの機能、施設、設備、講師、教材を備えた適当な実施主体は見当たらない。

他方、保存科学の専門家に対する研修の充実と国全体での基盤づくり、研修の一層の効率的・効果的な実施など、新たな課題に対応することが期待されており、我が国の文化財研究の中核的機関として、これに対応することは極めて重要な使命である。

以上のことから、文化財の専門家を対象とする研修の高度化、効率化を講ずることとしたものである。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	文化財研究所	府省 文部科学省（文化庁）
事務及び事業名	文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する援助・助言	
事務及び事業の概要	<p>(1) 文化庁が行う平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の整備・復原事業に対する専門的・技術的な援助・助言</p> <p>(2) 地方公共団体等が行う文化財の調査・保存・修復・整備・活用等の事業等に対する専門的・技術的な援助・助言</p> <p>(3) 地方公共団体等が設置する文化財の収蔵・公開施設に対す専門的・技術的な援助・助言</p>	
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>ナショナルセンターとしての国内外の関係機関との連携強化</p> <p>文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、教育委員会、大学、専門的機関、NPO等民間団体との連携協力体制を整備・構築する。</p> <p>文化財に関する研究水準の向上及び人材養成に資するため、全国の教育委員会、大学、専門的機関、NPO等民間団体との連携協力を図りながら、情報・資料の収集・提供、関係者への援助・助言などのナショナルセンターとしての機能を強化する。</p>	
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>独立行政法人文化財研究所は、国による文化財の指定等や管理、修理、公開等の諸施策に関する基礎的・体系的な調査・研究並びに文化財の保存処理等に関する先端的・実践的な調査・研究を実施し、それらの成果をもとに、地方公共団体等に対し、文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する援助・助言を行っているものであり、国の文化財保護施策を担保するための基盤を形成する意味で、これを全国的に行っている。</p> <p>他方、地方公共団体等との連携協力システムの強化と協同関係の構築など、新たな課題に対応することなどが期待されており、我が国の文化財研究の中核的機関として、これに対応することは極めて重要な使命である</p> <p>以上のことから、ナショナルセンターとしての国内外の関係機関との連携強化を講ずることとしたものである。</p>	

組織形態の見直しに係る素案

法人名	文化財研究所	府省 文部科学省（文化庁）
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>業務運営の一層の重点化・効率化を図る観点による既存組織の整理・統合</p> <p>効率的な業務の運営に資する柔軟な組織編成と事務の簡素化</p> <p>地域・組織を横断するプロジェクトチームなど機動的な業務体制の編成</p> <p>研究員の流動性を高める観点からの任期制研究員の積極的な導入</p> <p>当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行</p>	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>独立行政法人文化財研究所は、国による文化財の指定等や管理、修理、公開等の諸施策に関する基礎的・体系的な調査・研究並びに文化財の保存処理等に関する先端的・実践的な調査・研究等を実施しているものであり、国の文化財保護施策を担保するための基盤を形成する意味で、これを継続的・網羅的に行っている。</p> <p>いわば文化財研究所は、文化財に係る基礎的な調査研究等を行うことにより、国の文化財保護行政を支え、一体となって政策の推進に資するものであることから、廃止、他の事務・事業との統合、民間・地方公共団体への移管には全くなじまない。</p> <p>仮に、地方移管又は民営化がなされた場合には、文化財保護行政の要請に応じて適時適切に必要な調査研究を行う機能を失うことになり、文化財保護行政の遂行に深刻な影響をきたすこととなり、ひいては国民共通の貴重な財産である文化財が甚大な損害を被ることにつながる事となる。このようなことを避けることは、国として当然の責務であり、その意味において文化財研究所が引続きこれらの事業を実施していく必要がある。</p> <p>他方、文化財保護をめぐっては高松塚古墳、キトラ古墳の保存問題、文化財保護法の改正にも伴う、文化財の保護対象範囲の拡大（「文化的景観」、「民俗技術」など）に対応した調査・研究の推進、さらには、アフガニスタン、イラク等の文化財保護協力の推進など新たな課題が出てきており、我が国の文化財研究の中核的機関として、限られた人員の中で柔軟な人事運営と組織編成を行い、これに対応することは極めて重要な使命である。</p> <p>以上のことから、業務運営の一層の重点化・効率化を図る観点による既存組織の整理・統合、効率的な業務の</p>	

運営に資する柔軟な組織編成と事務の簡素化、地域・組織を横断するプロジェクトチームなど機動的な業務体制の編成、研究員の流動性を高める観点からの任期制研究員の積極的な導入を講ずるものである。

さらに、文化財研究所は、現在、特定独立行政法人であるが、これは国民共通の財産である文化財を保護する上で、職員の身分を国家公務員とし、安定的に国民へのサービスを提供することが望ましいとの考えに基づくものである。しかしながら、国立大学が非公務員化されたことに伴い、研究員の流動性を高める観点等も考慮し、非公務員化を図ることとする。